

# 高齢者のペット飼育に関する調査報告書

2023年1月

国立大学法人東京農工大学  
人と動物の共生社会推進プラットフォーム

## 目次

I. 調査実施概要	1
1. はじめに（調査の背景及び目的）	1
2. 調査の実施方法	2
II. 動物等に関する統計データの確認	4
1. 犬及び猫の飼育数等	4
2. 動物の取扱数等	6
3. 動物に関する苦情、飼い猫の不妊去勢処置	9
4. 東京都の高齢者人口及び高齢化率	12
III. 動物愛護管理行政の動向	13
1. 動物愛護管理法の改正	13
2. 東京都動物愛護管理推進計画の改定	13
IV. 先進自治体の事例	15
1. 川崎市 保健医療政策部 生活衛生担当	15
2. 川崎市 健康福祉局 地域包括ケア推進室	18
V. 都内自治体における事例	21
1. 新宿区保健所 衛生課	22
2. 新宿区 高齢者支援課	25
3. 墨田区保健所 生活衛生課	30
4. 大田区保健所 生活衛生課 / 大田区 高齢福祉課	33
5. 足立保健所 生活衛生課	39
6. 足立区 地域包括ケア推進課	42
7. 足立区地域包括支援センターあだち	44
8. 江戸川保健所 生活衛生課	46
9. 立川市 高齢福祉課	51
10. 町田市保健所 生活衛生課	56
11. 小平市 高齢者支援課	63
VI. 高齢者のペット飼育の現状及び課題	66
1. 高齢者のペット飼育の現状	66
(1) 都内の地域包括支援センター及び訪問介護事業所を対象としたアンケート	66
(2) 都内自治体の高齢者担当部署を対象としたアンケート	78
(3) 都内自治体の動物担当部署を対象としたアンケート	83
(4) 東京都動物愛護相談センターを対象としたアンケート	93
2. 高齢者のペット飼育に関する課題	100
(1) 動物飼育に関する知識の情報発信	100
(2) 動物に関する相談先の共有	101
(3) 自治体の部署間等の連携強化	101
(4) 東京都動物愛護相談センターの対応力強化	102
(5) 動物に関する法規制を踏まえた対応	103
VII. 高齢者のペット問題の解決に向けた取組	104
1. 情報発信の強化	105
2. 庁内の部署間連携の推進	107
3. 予防・早期探知の基盤作り	109
4. 関係者の連携による介入	111

# I. 調査実施概要

## 1. はじめに（調査の背景及び目的）

高齢者による動物飼養は健康寿命の延伸につながるとされている一方で、体力や認知機能の衰え等による不適正飼養や、本人の入院などによる飼養継続困難など問題がある。その解決には動物行政と福祉行政の連携が必要であるが、必ずしも効果的な連携は進んでいない。

東京都では、犬及び猫の飼育頭数が合計 162 万頭と推計されており<sup>1</sup>、犬や猫を飼っている世帯は、1世帯が1頭を飼育していると仮定すると、総世帯の2割強に上ることとなる。一方、都の高齢者人口は2020年の324万人から、2040年には379万人へと増加すると推計されており<sup>2</sup>、それにつれて高齢者の飼育するペットに関する問題も増加していくことが懸念される。ペット問題解決のための部門間連携の推進は、東京都の自治体において早急に対処すべき行政課題と言えよう。

自治体が、限られた行政資源の中で、こうした課題を解決するために求められる取組は何か。本調査では、まず、都内の自治体の動物担当部署及び福祉担当部署や、地域包括支援センター、福祉サービスの提供者等を対象に、アンケートやヒアリングにより高齢者による動物飼養への対応が必要となった事例等について調査を行い、実態を把握するとともに、動物行政と福祉行政の連携の現状について問題点を確認した。さらに高齢者の飼育するペットに関する問題について造詣の深い有識者や、効果的な部署間連携を実現している先進自治体へのヒアリングを行った。

本稿では、これら基礎調査を踏まえ、本学が有する動物愛護管理分野に関する知見をまじえて動物行政と福祉行政の連携構築に向けた方策を検討し取りまとめた。本稿が、高齢者及びペットの福祉向上や、高齢者の生活を支える自治体や関係機関、福祉サービス提供者等にとって業務運営の円滑化や効率化の一助となれば幸いである。

---

<sup>1</sup> (出典)東京福祉保健局「東京都動物愛護管理推進計画(2021年3月改定)」

<sup>2</sup> (出典)東京都ホームページ「東京都の人口予測」

## 2. 調査の実施方法

本調査では、現状の把握や課題抽出、課題解決に向けた方策の検討のために、次の各調査を実施した。

### (1) アンケート調査

#### ① 調査の方法

アンケート調査はWEBにより実施した。WEBによるアンケートは、調査の目的に合わせて設問を設定し、メールや専用システムなどWEBを利用して設問を配信・回収する仕組みである。本調査では、株式会社クロス・マーケティングのWEBアンケートシステムを利用した。

#### ② 調査の対象及び回収状況

	対 象	対象者数	回収数	回収率
1	都内の地域包括支援センター及び訪問介護事業所	1,036	388	37.5%
2	都内自治体の高齢者担当部署	62	32	51.6%
3	都内自治体の動物担当部署	62	43	69.4%
4	東京都動物愛護相談センター	37	31	83.8%

#### ③ 調査の時期

上記1及び2:2021年12月15日～2022年1月31日

上記3及び4:2022年1月15日～2022年1月31日

### (2) 都内自治体等ヒアリング調査

#### ① 調査の対象及び方法

アンケート調査において、ヒアリング調査にも協力する旨の回答を得られた都内の自治体等を訪問し、ヒアリングを行った。

	対 象	対象自治体数	うち区部	うち市町村部
1	都内自治体の高齢者担当部署	6	3	3
2	都内自治体の動物担当部署	10	6	4
3	地域包括支援センター	3	2	1

#### ② 調査の時期

2022年8月1日～2022年9月9日

### (3) 先進自治体調査

#### ① 調査の対象及び方法

文献調査により、動物行政と福祉行政が効果的な部署間連携を実現している自治体として抽出した神奈川県川崎市を訪問し、ヒアリングを行った。

対 象	
1	神奈川県 川崎市 健康福祉局 保健医療政策部(生活衛生担当)
2	地域包括ケア推進室

#### ② 調査の時期

2022年8月10日

### (4) 有識者ヒアリング調査

#### ① 調査の対象及び方法

文献調査により、高齢者の飼育するペットに関する問題について造詣の深い有識者として選定した以下の3者を訪問し、ヒアリングを行った。

対 象	
1	横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授 安藤 孝敏 氏
2	成城大学法学部 教授 打越 綾子 氏
3	環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室

#### ② 調査の時期

2022年10月24日～2022年11月10日

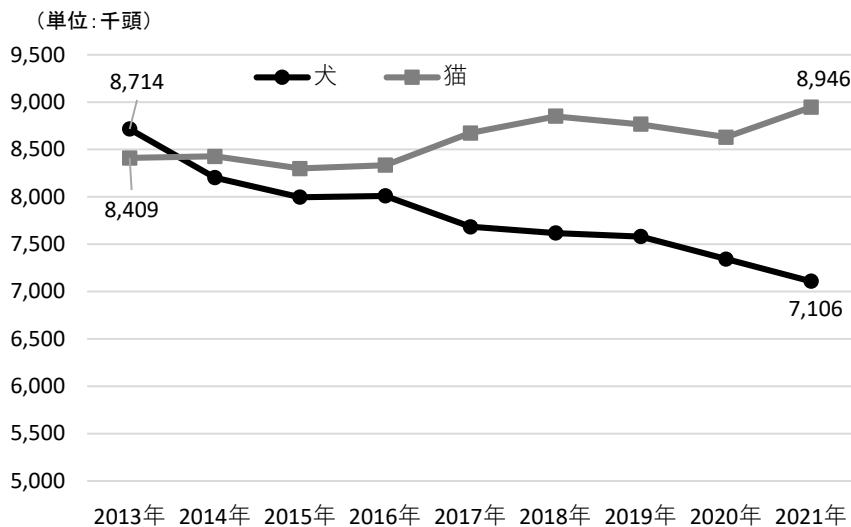
## Ⅱ. 動物等に関する統計データの確認

### 1. 犬及び猫の飼育数等

#### (1) 犬及び猫の飼育数

一般社団法人ペットフード協会が推計した全国の犬及び猫の飼育数を見ると、犬は 2014 年以降減少傾向にあり、2021 年は 7,106 千頭で 2013 年比▲18.5%となっている。一方、猫は 2014 年以降増加傾向にあり、2021 年は 8,946 千頭で 2013 年比+6.4%となっている。

図表 1 犬及び猫の飼育数(全国)



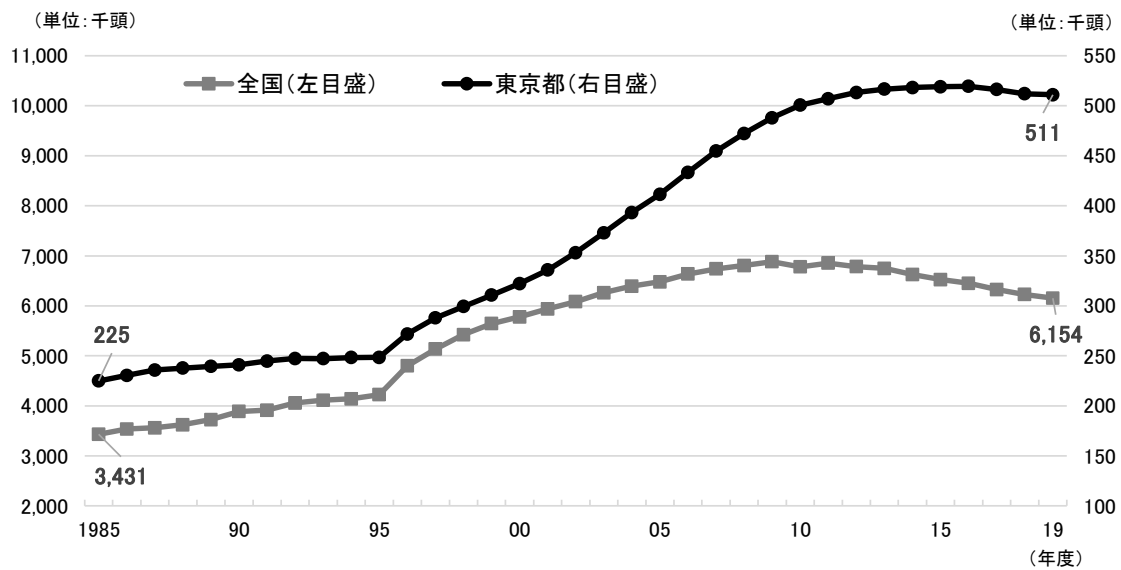
(出典)一般社団法人ペットフード協会「全国犬猫飼育実態調査」を基に作成

#### (2) 犬の登録数

犬を飼育する場合、狂犬病予防法の規定に基づき生涯1回の登録が必要<sup>3</sup>であるが、この登録数を見ると、全国的には 2009 年度をピークに減少傾向にある。一方、東京都の 2019 年度における登録数は 511 千頭で、1985 年度比 2.3 倍と全国(1.8 倍)を上回るペースで増加してきたが、近年は横ばいで推移している。

<sup>3</sup> 狂犬病予防法の規定に基づく犬の登録は、1995 年度に法改正により毎年1回から生涯1回に変更された。

図表 2 犬の登録数(全国、東京都)

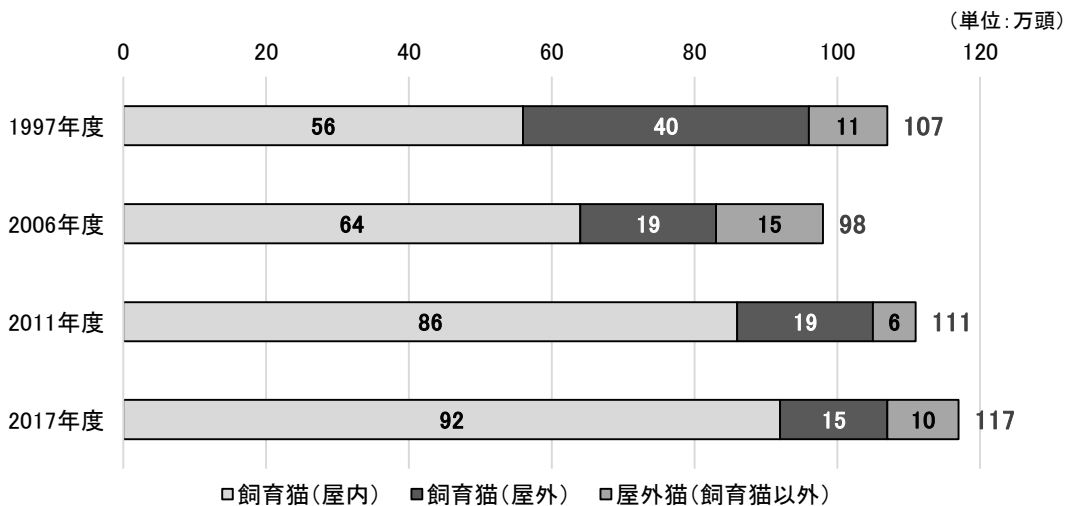


(出典) 東京都福祉保健局ホームページ掲載の「全国及び東京都 犬の登録頭数・狂犬病予防注射頭数の推移」を基に作成

### (3) 猫の個体数

東京都の調査によると、2017 年度における猫の推定個体数は合計 117 万頭で、2011 年度と比べると、飼育猫(屋外)は減少したが、飼育猫(屋内)と屋外猫(飼育猫以外)が増加したことから、合計では6万頭増加している。

図表 3 猫の個体数(東京都)



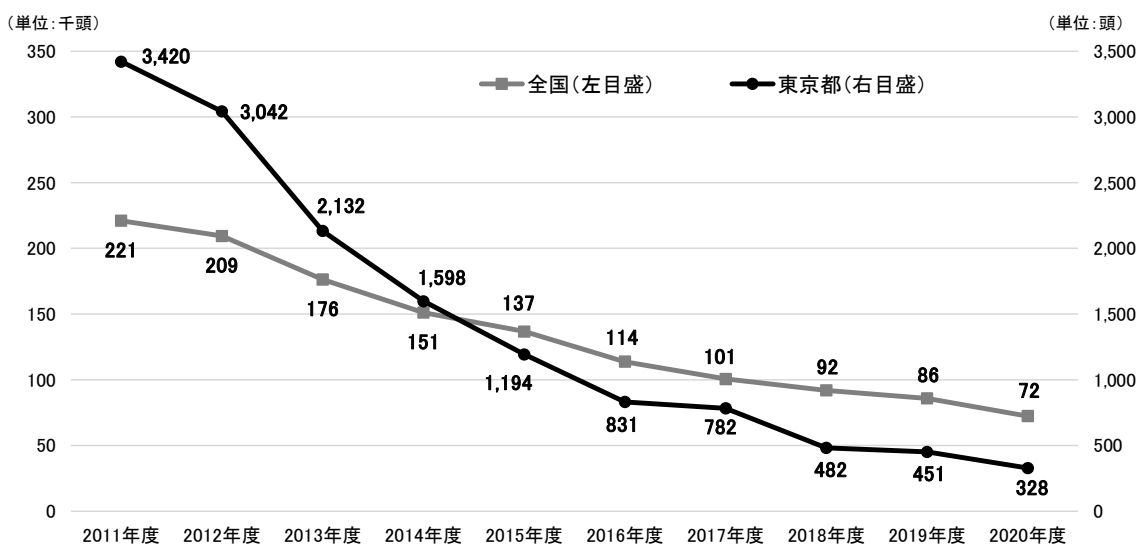
(出典) 東京都福祉保健局「飼育実態調査」(1997 年度、2006 年度、2011 年度、2017 年度)を基に作成

## 2. 動物の引取数等

### (1) 犬及び猫の引取数

東京都動物愛護相談センター等が引き取りを行った犬及び猫の合計数を見ると、東京都(八王子市を除く。)では、2011年度に3,420頭であったが、2020年度には328頭に大幅に減少している。全国、東京都ともに引取数は減少しているが、東京都の減少率がより大きくなっている。この引取数の減少には、図表5のとおり、子猫の引取数減少が大きく寄与している。

図表 4 犬及び猫の引取数(全国、東京都(八王子市を除く。))



(出典)環境省「動物愛護管理行政事務提要」を基に作成

### (2) 犬及び猫の引取数の内訳

東京都(八王子市を除く。)における犬及び猫の引取数の内訳を見ると、2020年度は全328頭のうち、成犬(138頭)と子猫(120頭)の割合が多くなっている。

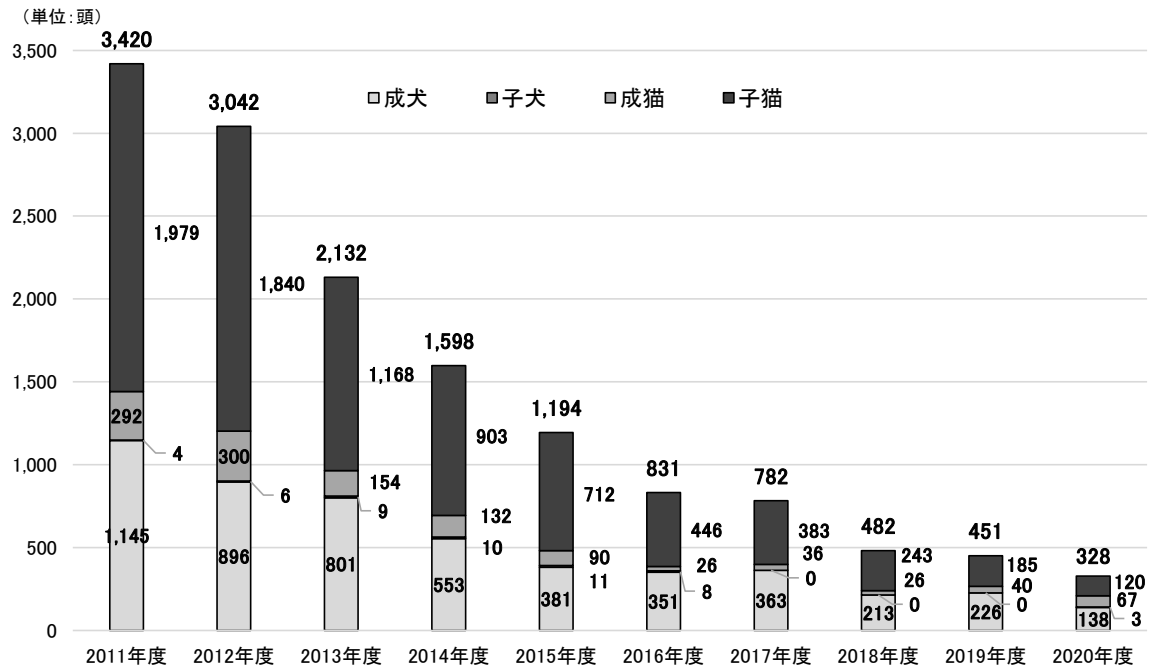
また、2011年度以降の推移を見ると、子猫の引取数が大幅に減少しているのが目立つが、この要因としては、犬及び猫の殺処分への問題意識の高まりや、地域猫活動や譲渡事業の拡大、都が取り組んできた猫対策の事業<sup>4</sup>や動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という)の改正<sup>5</sup>による影響などが考えられる。

<sup>4</sup> 都が取り組んできた猫対策の主な事業には、飼い猫対策＝「猫の飼育三原則(屋内飼育、不妊・去勢手術の実施、所有者表示の普及啓発)」、飼い主のいない猫対策＝「地域猫活動を行う地域への支援」、「区市町村が行う飼い主のいない猫対策事業への補助金支給」等がある。

<sup>5</sup> 2012年の動物愛護管理法改正では、都道府県等が終生飼育に反する理由による引取り(動物取扱業者からの引取り、高齢や病気を理由とした引取り等)を拒否できることや、ペットの殺傷・遺棄等に関する罰則強化などが盛り込まれた。



図表 5 犬及び猫の引取数の内訳(東京都(八王子市を除く。))

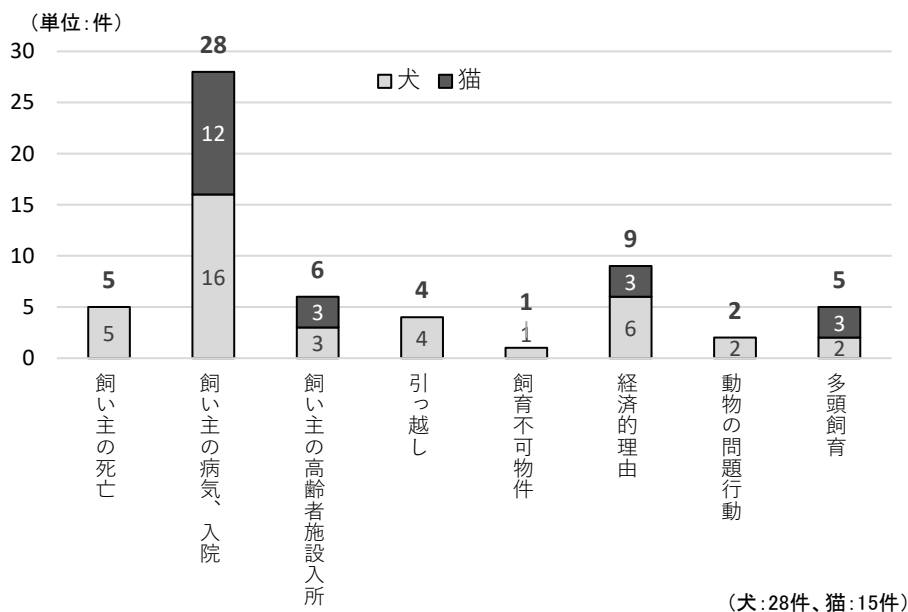


(出典)環境省「動物愛護管理行政事務提要」を基に作成

### (3) 犬及び猫の引取理由

東京都動物愛護相談センターにおける飼い主からの犬及び猫の引取理由は、「飼い主の病気、入院」が合計 28 件で最も多い。これに「飼い主の死亡」(5件)や「飼い主の高齢者施設入所」(6件)を加えると 39 件となり、こうした飼い主の健康上の理由によるものが全体(延べ 60 件)の約7割を占めている。

図表 6 東京都動物愛護相談センターにおける飼い主からの犬及び猫の引取理由(件数、2017 年度)

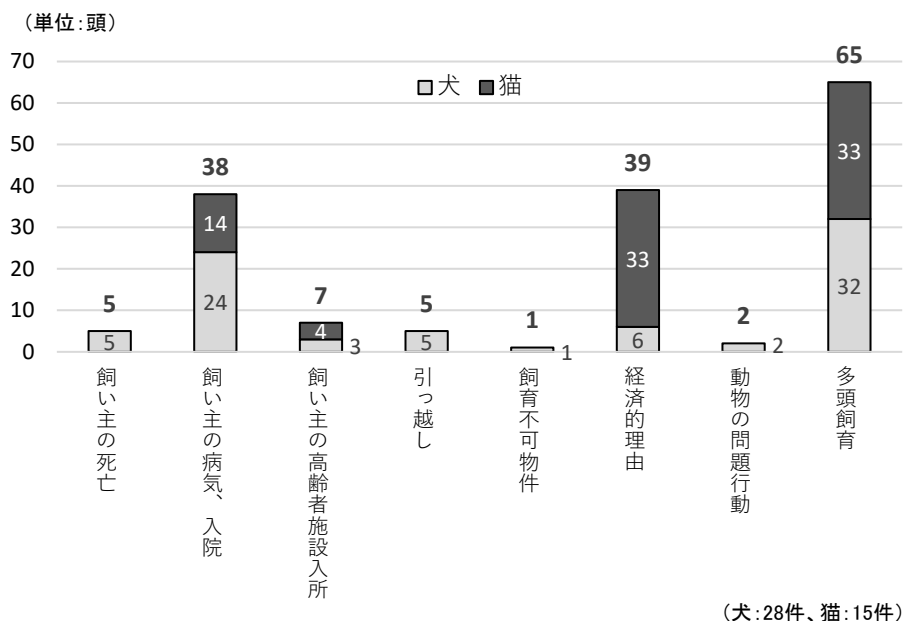


注:保健所設置市である八王子市及び町田市を除く  
複数回答可のため合計は引取件数を上回っている

(出典)東京都福祉保健局「第7回諮問 動物愛護管理審議会第1回小委員会」参考資料2を基に作成

一方、引取理由による引取頭数を見ると、多頭飼育崩壊によるものが多い。多頭飼育崩壊は発生件数は少ないが、発生すると多数の動物の引取りとなるため、問題の早期発見早期対策が重要である。

図表 7 東京都動物愛護相談センターにおける飼い主からの犬及び猫の引取理由(頭数、2017年度)



注:保健所設置市である八王子市及び町田市を除く  
複数回答可のため合計は引取件数を上回っている

(出典)東京都福祉保健局「第7回諮問 動物愛護管理審議会第1回小委員会」参考資料2を基に作成

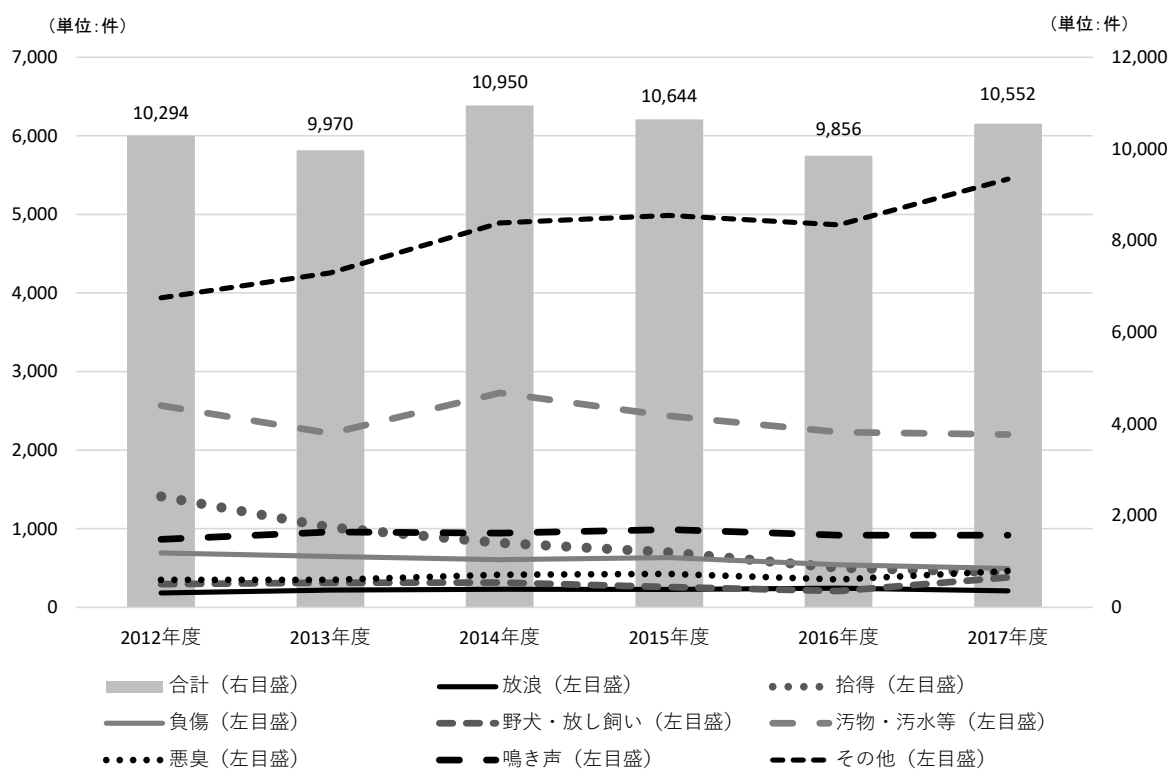
### 3. 動物に関する苦情、飼い猫の不妊去勢処置

#### (1) 動物に関する苦情件数（東京都）

東京都における動物に関する苦情・相談件数の合計は、2012年度以降、1万件前後で横ばいで推移している。

2017年度における苦情の内訳を見ると、物的被害や引取りの相談等が含まれる「その他」が突出して多く、次いで「汚物・汚水等」となっている。「その他」は2013年度以降、増加傾向にある。

図表 8 動物に関する苦情・相談件数(東京都)



注：東京都、特別区、八王子市、町田市の合計  
「その他」：物的被害や引取りの相談等

(出典) 東京都福祉保健局「第7回諮問 動物愛護管理審議会第1回小委員会」参考資料5を基に作成

#### (2) 東京都動物愛護相談センターで対応している苦情・相談件数

東京都動物愛護相談センターでは、動物に関する様々な苦情や相談に対応しており、苦情受理件数は年間 1,552 件(2018～2021年の平均。以下同じ)、相談件数は年間 5,849 件に上る。

内訳を見ると、苦情受理件数が最も多いのは、犬では「放浪」(137件)、猫では「負傷」(318件)となっている。相談件数は「動物愛護」が 2,297 件で最も多く、次いで「適正飼養」(1,421件)となっている。

図表 9 東京都動物愛護相談センターで対応している苦情・相談件数

(単位:件)

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	平均	
苦情受理件数	合計	1,382	1,621	1,822	1,382	1,552	
	犬	小計	646	782	878	631	734
		放浪	121	154	159	113	137
		拾得	114	127	54	58	88
		負傷	14	15	13	12	14
		放し飼い	41	55	64	33	48
		汚物・汚水	20	28	33	22	26
		悪臭	8	21	18	5	13
		鳴き声	118	117	140	86	115
		その他	210	265	397	302	294
	猫	小計	691	779	848	705	756
		拾得	129	124	80	54	97
		負傷	367	329	306	271	318
		汚物・汚水	29	43	59	42	43
		悪臭	10	26	24	15	19
		鳴き声	6	6	7	8	7
		その他	150	251	372	315	272
特定動物	1	2	7	1	3		
その他	44	58	89	45	59		
相談件数	合計	6,018	6,010	6,025	5,341	5,849	
	適正飼養	1,435	1,651	1,388	1,211	1,421	
	動物愛護	2,239	2,305	2,483	2,161	2,297	
	人と動物との共通感染症	48	65	152	105	93	
	その他	2,296	1,989	2,002	1,864	2,038	

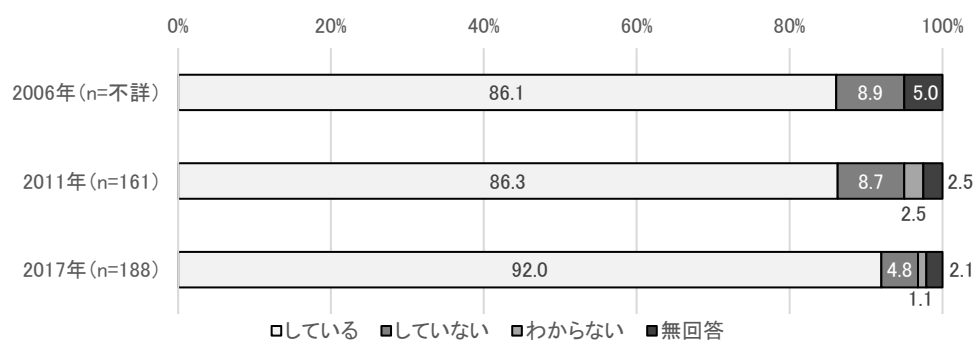
注:本所、多摩支所、城南島出張所、島しょの合計

(出典)東京都動物愛護相談センター「事業概要」を基に作成

### (3) 飼い猫の不妊去勢処置の実施率

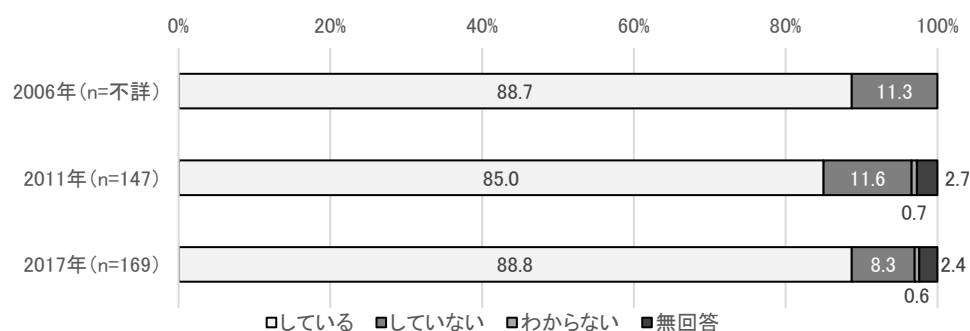
ペットに関する問題の一つとして多頭飼育崩壊があるが、これを防ぐ上で重要な対策となる不妊去勢処置の状況を、データのある飼い猫について見てみると、東京都では不妊去勢処置の実施率は雌、雄とも約9割に達している。

図表 10 飼い猫(雌)の不妊処置の実施率(東京都)



(出典)東京都福祉保健局「飼育実態調査」(2006年、2011年、2017年)

図表 11 飼い猫(雄)の去勢処置の実施率(東京都)

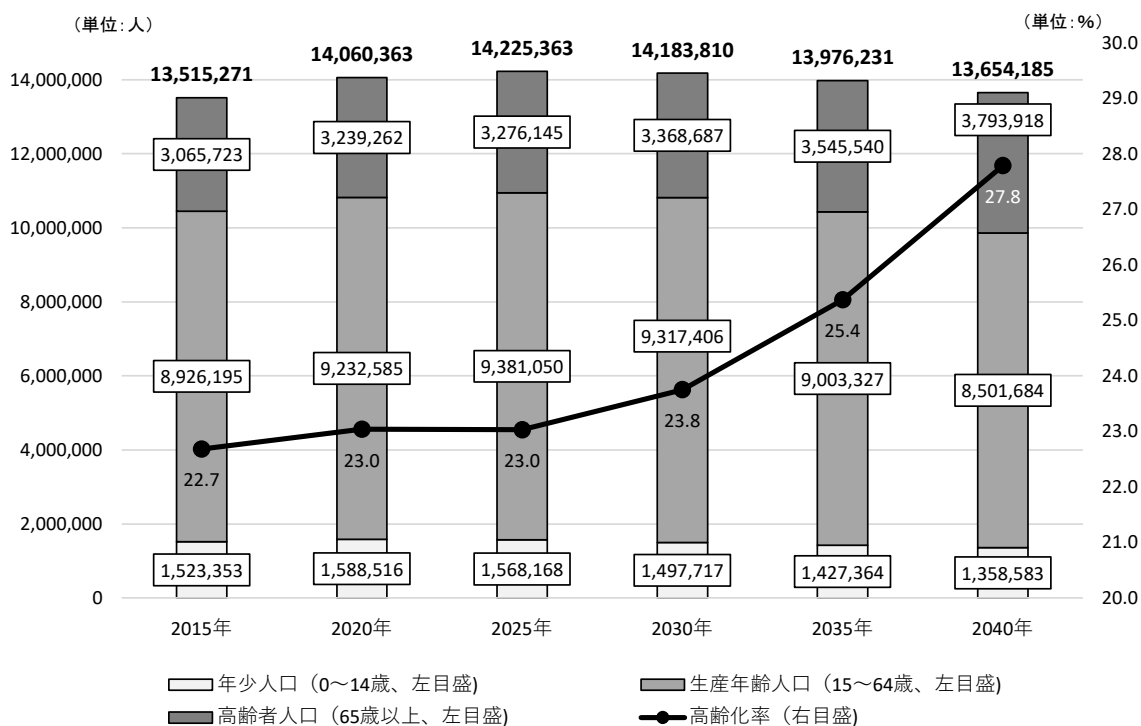


(出典)東京都福祉保健局「飼育実態調査」(2006年、2011年、2017年)

## 4. 東京都の高齢者人口及び高齢化率

東京都の総人口は、2025 年をピークに減少に転じると推計されているが、高齢者人口は増加を続け、2040 年には 379 万人に上ると推計されている。この結果、高齢化率は 2030 年以降、上昇テンポが上がり、2040 年には 27.8%に達すると推計されている。

図表 12 東京都の高齢者人口及び高齢化率



注: 各年 10 月 1 日時点の人口。2015 年の人口は、総務省統計局「平成 27 年国勢調査報告」による「年齢・国籍不詳をあん分した人口」。2020 年以降の将来人口については、「東京都男女年齢(5 歳階級)別人口の予測」(2018 年 3 月)の予測人口を 2019 年 5 月 1 日現在の推計人口(「東京都の人口(推計)」)を用いて補正した予測値

(出典)東京都ホームページ「東京都の人口予測」

## Ⅲ. 動物愛護管理行政の動向

### 1. 動物愛護管理法の改正

近年の動物愛護管理法の改正内容について見てみると、2012年の改正(2013年9月施行)では、動物取扱業者の適正化、終生飼育や適正な繁殖の努力義務化及び罰則の強化等が盛り込まれ、都道府県等が終生飼育に反する理由による引取り(動物取扱業者からの引取り、老齢や病気を理由とした引取り等)を拒否できることとなった。また、自治体が策定する動物愛護管理推進計画に規定すべき事項として、災害時における動物の適正飼育及び保管に関する施策が追加された。

2019年の動物愛護管理法改正(2022年6月施行)では、動物取扱業のさらなる適正化や動物の不適切な取扱いへの対応の強化が図られ、条文の数も全65条から全99条に増加した。

主な改正点を見ると、適正飼育が困難な場合において繁殖防止措置が犬及び猫の飼い主の義務とされた(従来は努力義務)。また、犬及び猫へのマイクロチップ装着を繁殖業者等に義務付けた(一般の飼い主は努力義務)のに加え、生後56日以下の犬及び猫の販売が禁止された(従来は49日以下)。さらに動物虐待に対する罰則が強化され、殺傷の場合は「2年以下の懲役又は200万円以下の罰金」から「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」となった。

自治体に関する改正点としては、政令指定市や中核市以外の一般市町村にも動物に関する専門職員を置くことを努力義務としたほか、従来、「勧告」及び「改善命令」に限られていた都道府県による不適切な動物飼育者への対処方法に、「指導」や「助言」、「立入検査」等が加えられ、よりきめ細かな対応が可能となった。

### 2. 東京都動物愛護管理推進計画の改定

東京都では、動物愛護管理法第6条及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例第2条に基づく計画として、「東京都動物愛護管理推進計画」を策定している。2014年度に改定された同計画では、5年後をめどに見直しを行うこととされており、都では2019年の動物愛護管理法改正や動物愛護管理施策をめぐる社会情勢の変化等を踏まえ、2021年3月に計画の改定を行った。この改定計画を見ると、前計画に盛り込まれた2023年度における4つの数値目標は、以下のとおり2019年度の実績値において全て達成されている。

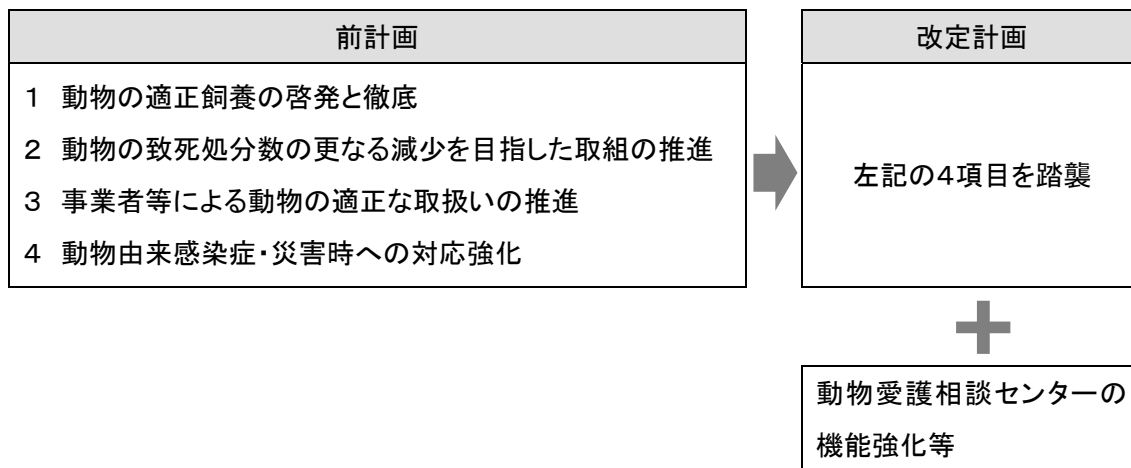
図表 13 東京都動物愛護管理推進計画における数値目標と達成状況

指標	2012年度実績値	目標 (2023年度)	2019年度実績値 (2012年度比)
動物の引取数	2,866頭	15%削減	458頭(84.0%削減)
動物の致死処分数	2,404頭	20%削減	308頭(87.2%削減)
犬の返還・譲渡率	79.4%	85%以上に増加	97.7%
猫の返還・譲渡率	17.1%	20%以上に増加	44.0%

(出典)東京都福祉保健局「東京都動物愛護管理推進計画(2021年3月改定)」

前計画では、以下の4つの取り組むべき柱(施策展開の方向)を設定していたが、2021年3月の改定計画では、これを踏襲したのに加え、「動物愛護相談センターの機能強化等」を推進することを標榜している。具体的には、東京都動物愛護相談センターについて、「都の動物愛護管理施策を推進するために必要な機能を整えるとともに、都民や関係者との協力等を視野に入れた利便性や業務の効率性等についても十分に考慮した、都民に開かれ、より親しみやすく身近な施設」としていくことを目指している。

図表 14 東京都動物愛護管理推進計画における取り組むべき柱(施策展開の方向)





## IV. 先進自治体の事例

高齢者のペット問題について先進的な取組を講じている自治体として抽出した神奈川県川崎市を訪問しヒアリングを行った。事前の文献調査により、同市においては動物行政と福祉行政が効果的な部署間連携を実現していることを把握していたことから、ヒアリングは動物担当部署と高齢者担当部署の双方を対象に行った。ヒアリングの結果は次のとおりである。

### 1. 川崎市 保健医療政策部 生活衛生担当

#### 部署間の相互理解・連携、積極的な啓発活動、獣医師会・ボランティアとの連携により、動物愛護管理行政を推進

#### ❖川崎市における高齢者のペット問題及び市の体制

川崎市では、市民から寄せられるペットに関する相談は年間数千件単位である。ペットの引取りに関することや、世話が行き届かないことによる生活環境の悪化等の事案があるほか、ペットの不妊去勢手術をしなかったことによる深刻な多頭飼育崩壊の事案に関する相談も受けている。

高齢者からの相談では、体調悪化により入院等が必要となったためペットを一時的に預かってほしいといった内容のものが多い。このような場合、飼い主がペットを親族やペットホテル等に預けることが原則であり、市では一時的な預かりは実施していない。身寄りがなくペットホテルに預ける経済力もない高齢者が飼育するペットの取り扱いについては、ケースごとに意思確認ができるか、手放すことを承諾するかなど、本人の状況に合わせて周囲の関係者と話し合いを重ねながら対応している。

市の動物愛護センターではボランティアと連携して飼い主への相談に対応している。ボランティアは自主的な活動であるため、事案ごとに対処方法を検討の上、対応することとなる。

図表 15 「川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき」



高齢者からのペットに関する相談は、近隣住民や民生委員、ケアマネージャーなど、当事者に関わっている人から各区の「地域みまもり支援センター」（詳細は「2. 川崎市 健康福祉局 地域

包括ケア推進室」参照。)に寄せられることも多い。各地域みまもり支援センターには「衛生課」があり、保健所機能を有している。本庁に保健所の様々な部署があり、地域みまもり支援センターは保健所支所の位置づけである。

各地域みまもり支援センター衛生課の動物担当は基本的に獣医師である。市民からの苦情や相談については衛生課で受け、必要に応じて現地にて対応する。ただし、動物愛護センターに相談等があるケースもあり、その場合は衛生課と動物愛護センターが連携して対応している。放浪犬の捕獲は動物愛護センターが行うが、現場に近い地域みまもり支援センターの衛生課が先行して市民の安全を確保することもあるという。動物愛護センターは、市民の利便性に配慮し、日曜日も開庁している(休業日は金曜日、土曜日、日曜日以外の祝日、年末年始)。

### ❖各部署が互いの業務を理解し連携して問題に対応

動物に関する問題については、探知が地域みまもり支援センターの地域支援課や高齢・障害課など福祉関係の部署であったとしても、衛生課が動物の業務を担当していることを理解しているため、衛生課に相談が回ってくる。地域みまもり支援センターの傘の中に各課が配置されているので、問題が生じたときに部署間で「こちらではこれができるが、そちらでは何ができるか」といった相談を円滑に行える強みがある。縦割りのためほかの部署に聞きにくいといったことはなく、部署間での情報共有はしっかりと行われているのではないかと。

川崎市では、地域みまもり支援センターが設立される前から、互いの業務を知り合う取組を行っていた。例えば、福祉事務所において、新採用の職員や他の部署から異動してきた新任職員向けの研修の中で、衛生課の業務を紹介し、衛生課が対応すべき事案が生じた際は気軽に相談するよう促している。こうした研修等により、市民から相談を受けた際、その内容に応じた連携すべき部署を想定でき、円滑に対応できるという。

### ❖「ペットとくらすさしすせそ」により啓発活動を推進

ケアマネージャーやヘルパーなど介護職に対するペット飼育関係の啓発については、「ペットとくらすさしすせそ」を活用している。この冊子では、「ペットとの明るい暮らし」を実現するためのポイントを紹介するとともに、問題が生じたときに相談先がわからないことが市民にとって最も不利益なことだと考え、「お役立ち情報」としてペット関係の連絡先(衛生課、動物愛護センター等)を掲載している。

「ペットとくらすさしすせそ」は民生委員や地域包括支援センターの連絡会議の参加者にも配布し周知している。民生委員の場合、生活衛生担当は直接つながりがなかったが、他の部署に「ペットとくらすさしすせそ」を配布すべき先がないか相談し、配布することとなった。「ペットとくらすさしすせそ」は高齢者等を対象とした健康と住まいに関する啓発冊子「～自宅でセカンドライフ～健康！快適！スマイル・住まい～住み慣れた地域で自立的に住み続けるために」にも要旨を掲載している(詳細は「2. 川崎市 健康福祉局 地域包括ケア推進室」参照)。

ペット飼育に関する啓発を行うイベントとしては「動物愛護フェア」がある。コロナ禍によりここ2年は中止としていたが、2022年度は期間を長めにとった上、パネル展示を中心に分散開催することとした。また、各区の防災関連イベントではペットの防災対策について情報発信しており、「ペットとく

らすさしすせそ」では「そなえる」の部分が対応している。さらにデジタルサイネージの取組として、区役所の窓口にてパワーポイントで作成した動物に関する動画を流したり、電光掲示板による区の広報の中で動物に関することを発信したりしている。

こうした取組により、川崎市ではペット飼育に関する啓発が図られるとともに、ペットに関する相談については各区の衛生課が対応するということが浸透している。

図表 16 「ペットとくらすさしすせそ」

(出典)川崎市 保健医療政策部

❖ 獣医師会やボランティアが動物行政に協力

川崎市では、川崎市獣医師会が市の動物愛護管理行政に積極的に関わっている。獣医師会は動物愛護フェアや狂犬病予防注射等で協力しているほか、災害が発生した際は、獣医師会が救護本部を立ち上げ動物の治療にあたる。大規模な災害のときは、動物愛護センターに拠点を設置し、センターと協力して被災動物の収容・治療を行う。

また、獣医師会はペットの健康や治療等について相談できる動物健康電話相談「アニマルフレンドコール」や夜間動物病院の運営も行っており、ペットの飼い主のセーフティネットとなっている。

動物愛護センターの運営では、獣医師会に加え、市民のボランティアが協力している。馴化等を行う「かわさき犬・猫愛護ボランティア」やミルクボランティアが保護動物の飼育に協力しており、譲渡につなげている。また、川崎市では動物愛護基金を造成しており、ふるさと納税等を通じて寄附金が集まっている。寄附金はその周知により年々増加している。主な用途は動物愛護センターに収容された動物に必要な飼料や医薬品の購入等であり、動物の福祉のために役立てられている。

## 2. 川崎市 健康福祉局 地域包括ケア推進室

### 各区に設置された「地域みまもり支援センター」で福祉部門と衛生部門が連携

#### ❖「地域みまもり支援センター」において部署間の円滑な連携を実現

川崎市では、2016年4月、7つある行政区の各区役所の保健福祉センター内に、「地域みまもり支援センター」を設置した。地域みまもり支援センターは「個別支援の強化」と「地域力の向上」の一体的推進を目的とし、設立時は「地域ケア推進課」、「地域支援課」、「保育所等・地域連携」、「学校・地域連携」の4部署でスタート。2019年4月には、より専門的な機能を持つ「児童家庭課」、「高齢・障害課」、「保護課」、「衛生課」をセンター内に加え、8部署の体制となった。

このうち、地域支援課は、各地域を担当する保健師や社会福祉職等の専門職が配置され、住民に直接向き合う機会が多い。地域支援課の保健師は、他の専門職と連携しながら地域の困りごとに対応する。仮に保健師が高齢者のペットに関する問題を探知した場合は、衛生課をはじめ地域みまもり支援センター内の各課が連携して対処する。このように地域みまもり支援センター内に福祉部門と衛生部門があることにより、両部門の円滑な連携が実現されている。地域みまもり支援センター内の各課を取りまとめる所長・副所長(部長職)が統括している形であるため、各課間の連携が取りやすいという。

また、市民からの相談については、基本的には分野別の担当課で対応するとともに、例えば民生委員が地域で困りごとを抱える人を見つけたが相談先が特定できないような場合など、担当課が不明確なものは、一旦地域支援課が受けることとしており、適切な窓口につながるよう取り組んでいる。

図表 17 「地域みまもり支援センター」の組織

地域ケア推進課	地域の福祉関係団体などと連携し、各区の実情を踏まえた地域包括ケアシステムの構築に向けた企画・調整を行います。
地域支援課	各地域を担当する保健師と、社会福祉職などの専門職が、地域に向き、様々な関係者と連携しながら、健康づくりや子育て支援、生活課題への対応や地域活動の活性化に向けた支援を行います。
児童家庭課	児童扶養手当、保育所入所申請、川崎認定保育園等の情報提供などを行います。
高齢・障害課	介護保険の認定、給付、高齢者福祉サービス、障害福祉サービス等の相談に応じています。
保護課	生活にお困りの方の相談に応じています。
衛生課	感染症の予防、衛生害虫等の相談、食品衛生、飲食店等の営業許可、その他環境衛生に関することなどの相談に応じています。
保育所等・地域連携	学校・保育施設等と地域との連携により、支援が必要な家庭や子どもへの対応の強化を図ります。
学校・地域連携	

(出典)川崎市「川崎版地域包括ケアシステムの取組」

❖地域みまもり支援センター職員のノウハウに基づいて啓発冊子を作成し、高齢者に発信

川崎市では、高齢者をはじめ誰もが自宅で快適な住まいと健やかな暮らしを維持して健康的に過ごすことができるよう「～自宅でセカンドライフ～健康！快適！スマイル・住まい～住み慣れた地域で自立的に住み続けるために」と題する啓発冊子（通常版及び概要版）を作成し、福祉職等を通じて高齢者を中心に広く配布している。この冊子は、地域みまもり支援センターの衛生課等の職員が業務で培ったノウハウから家庭内で安全・快適に過ごすためのポイントをまとめたもので、「ペットとの暮らし」についても2ページを割いて記載しており、快適で健康的な暮らしのための情報が網羅されている。

このほか、川崎市では Twitter やLINEといったSNS<sup>6</sup>による情報発信にも注力しているが、高齢者の場合、市政だよりで情報を得る人が多く、市政だよりに情報を掲載すると問い合わせが増えるという。また、高齢者向けの情報発信の場となるイベントとしては、介護フェアや各区が川崎市社会福祉協議会等と連携して行っている福祉まつり等がある。ペットに関する情報発信については、動物愛護フェアがあるほか、区役所で行われるパネル展やセミナーといったイベント時の広報ブースでペットに関する情報を発信している。

図表 18 「～自宅でセカンドライフ～健康！快適！スマイル・住まい～住み慣れた地域で自立的に住み続けるために」に掲載された「健康！快適！住まいのチェックポイント」

### 健康！快適！住まいの チェックポイント

**全ての居室**

- 快適な温度（17～28℃）、湿度（40～70%）を保つ → 5ページ
- 空気の流れを意識した換気をする（24時間換気システム、空気の流れなど） → 5ページ

**注意 問題が発生しやすい場所**

- カビ → 8・9ページ
- ダニ → 8・9ページ
- ねずみ → 12ページ
- 転倒・転落 → 10・11ページ

**感染症予防の健康習慣** → 18～21ページ

- 手洗い
- 咳エチケット
- 予防接種

**居間（リビング・和室）**

- 季節に合わせた冷房・除湿、暖房・加湿を行う → 6・7ページ
- 暑い時期、室内でもこまめな水分・塩分補給を行う → 6ページ

**台所**

- 窓や換気扇を利用した換気を行う（特に調理中・調理後） → 5ページ
- 食中毒予防の6つのポイントを実施する → 14～17ページ

**寝室**

- 暑い時期は、就寝時も冷房を活用する → 6ページ

**浴室・脱衣所・トイレ**

- 窓や換気扇を利用した換気を行う（特に入浴後） → 5・8・9ページ
- 寒い時期は居室と脱衣所や浴室の温度差を小さくする → 7ページ

**玄関・廊下・階段**

- 階段、玄関、トイレに手すりを設置する → 10・11ページ

**庭**

- 週に1回は雨水などのたまり水をひっくり返す → 13ページ

**ペットとの暮らし** → 22・23ページ

**さ**いごまで **し**つけは **す**くに **せ**きに **そ**なえは

飼う 最初が肝心 相談 持てる頭数で しっかり

（出典）川崎市「～自宅でセカンドライフ～健康！快適！スマイル・住まい～住み慣れた地域で自立的に住み続けるために」（注：実際の冊子はカラー刷り）

<sup>6</sup> Social Networking Service(ソーシャル ネットワーキング サービス)の略。個人間の交流を促進することにより、社会的なネットワークの構築を支援するインターネット上のサービスのこと。趣味や職業、出身校、居住地などが同じ個人間のコミュニティを構築できる場を提供している。SNSには Twitter やLINE、Facebook、Instagram 等がある。

## ❖住民や事業者との連携により高齢者の見守り体制が充実

川崎市では、住民の主導により高齢者を見守り、支援する体制が充実しつつある。市では「市民活動センター」や川崎市社会福祉協議会の「ボランティア活動振興センター」が、ボランティア活動に取り組もうとする団体に対して、立ち上げの支援や運営上のアドバイスを行い、市民によるボランティア活動の促進を図っている。また、委託事業として、要支援高齢者等を対象として組織的に支え合いの活動に取り組んでいる団体を支援する仕組みもある。これらの取組を通じて、市内にボランティア活動が盛んな地域を増やし、高齢者を見守る体制の充実を目指している。

活動が活発な団体には、特定の分野において造詣が深いキーマンがいることが多いという。したがって、市ではある地域で成功している事例を行政主導で他の地域に横展開するというに限らず、住民の興味や関心を起点にした自発的な取組を支援することにも注力している。

一方、事業者との連携による高齢者の見守り体制も整備されつつある。例えば、配食サービスの事業者や新聞・牛乳配達や水道の検針等を行っている事業者と「地域見守りネットワーク」の協定を締結している。事業者が異変に気付いた際は、開庁時間中であれば区役所に連絡し、開庁時間外であれば警察に連絡する。事業者にとっては、業務の中で無理なく行政に協力できるのに加え、企業としてのイメージアップの効果を期待できることが、「地域見守りネットワーク」に協力するきっかけとなっている。

## V. 都内自治体における事例

本調査では、アンケート調査において、ヒアリング調査にも協力する旨の回答を得られた都内の自治体の動物担当部署及び高齢者担当部署、地域包括支援センター等を訪問し、ヒアリングを行った。

ヒアリングにおいて確認した事項は、動物愛護管理業務における特徴的な取組や高齢者のペット飼育に関する問題で対応に苦慮した事案、問題解決のために求められる取組や課題、庁内・庁外の連携の事例(動物関連以外を含む)、高齢者や周囲の人への情報発信等である。

今後、高齢化の進行に伴い高齢者のペット問題の増加が懸念される中、各自治体で発生した高齢者のペット問題や具体的な対処方法、問題収集後に立案した対策等は、ペット問題への対応に苦慮している自治体のみならず、多くの自治体にとって参考になるものと考えられることから、以下では各自治体のヒアリング結果を掲載する。

自治体等	内容
新宿区保健所 衛生課	庁内連携及び官民連携によりペット問題に対応
新宿区 高齢者支援課	福祉職のスキル向上に努めるとともに、様々な工夫により関係機関の円滑な連携を実現
墨田区保健所 生活衛生課	区報やYouTube動画、Facebookなど、様々な方法により啓発を推進
大田区保健所 生活衛生課 大田区 高齢福祉課	動物担当部署と高齢者担当部署が連携してペット問題に対応。高齢者の周囲の人への啓発にも積極的
足立保健所 生活衛生課	「動物愛護相談支援窓口」を設置し、ペット問題への対応力を大幅に拡充
足立区 地域包括ケア推進課	健康寿命延伸に向けて高齢者宅を訪問し予防的支援に取り組む
足立区地域包括支援センターあだち	動物愛護関連団体の理事を務めるセンター長が地域のペット問題に対応
江戸川保健所 生活衛生課	10年以上前から地域猫活動に注力。ペット問題は庁内・庁外の連携により対応
立川市 高齢福祉課	高齢者のペット問題に官民連携で対応する中、ペットのエンディングノートを作成
町田市保健所 生活衛生課	保健所とボランティアが信頼関係を構築し、協力してペット問題に対応
小平市 高齢者支援課	住民による高齢者の通いの場づくりが拡大。市は高齢者の見守り等で多様な取組を推進

## 1. 新宿区保健所 衛生課

### 庁内連携及び官民連携によりペット問題に対応

#### ❖ 8つの部署の連携により「多頭飼育情報の共有に係る連絡会」を設置

新宿区では、高齢者を当事者とする多頭飼育崩壊の事案について、関係部署が連携して対応する必要があると考えたことから「多頭飼育情報の共有に係る連絡会」（以下「連絡会」という）を設置した。連絡会は、高齢者支援課など福祉部の4つの課、子ども家庭課、四谷保健センター、ごみ減量リサイクル課、衛生課の8部署で構成している。衛生課が連絡会の事務的な取りまとめを行い、ごみ減量リサイクル課はいわゆる「ごみ屋敷」の問題、四谷保健センターは当事者が精神疾患を持つ人の場合があることから連絡会の構成員となっている。各部署で発生する問題事案の当事者は様々な課題を抱えており、各部署が連携して取り組む必要があるという認識を有していたことから、福祉部以外の部署においても連絡会の構成員となった。

連絡会は設置要綱上、年1回開催することとなっており、2020年度から開催している。連絡会で話し合う内容は、多頭飼育に係る事項などで、具体的には高齢者の部署や生活保護の部署で関わったケースで動物の飼育に問題が生じた事例があった際、どのように対応したのか、あるいは、各部署がどういうことで困っているかなどで、問題事案の共有や協力体制の構築に向けた検討を行っている。

多頭飼育崩壊の問題は事例が少なく、蓄積されているわけではないが、衛生課では高齢化の進行とともに増えるものと考えている。現状では、福祉部署が訪問している中で生活保護受給者による多頭飼育状況が発覚したり、施設入居に伴いペットを手放したいといった相談が寄せられたりしている。

連絡会設置の効果としては、定期的に顔合わせをするので、問題が発生したときにどの部署の誰に連絡すればよいかかわかるということや、問題意識を共有できることなどであるという。

#### ❖ 猫の問題については官民連携で対応

新宿区では動物愛護推進員や地域猫活動団体、町会等をメンバーとする「新宿区人と猫との調和のとれたまちづくり事業に関する連絡協議会」（以下「連絡協議会」という）が設置されている。猫の問題は、行政だけ、地域だけ、ボランティアだけでは解決できず、関係者が連携して取り組むべきであるという機運が高まり、地域住民やボランティア、行政が話し合う場としてこの連絡協議会が設けられた。

衛生課には「近所の家に猫が寄って来ていて臭いがひどい」、「不適切な餌やりをしている人がいる」といった相談等が寄せられている。連絡協議会は2008年からコロナ禍前までは2か月に1回程度開催されており、こうした問題に取り組んできた。



図表 19 多頭飼育情報の共有に係る連絡会設置要綱

多頭飼育情報の共有に係る連絡会設置要綱	
(趣旨)	
第1条	この要綱は、多頭飼育情報の共有に係る連絡会に関し必要な事項を定めるものとする。
(設置)	
第2条	多頭飼育情報の共有に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。
(組織)	
第3条	連絡会は、次に掲げる所属に属する職員により構成する。
(1)	福祉部地域福祉課
(2)	福祉部地域包括ケア推進課
(3)	福祉部高齢者支援課
(4)	福祉部保護担当課
(5)	子ども家庭部子ども家庭課
(6)	健康部四谷保健センター
(7)	環境清掃部ごみ減量リサイクル課
(8)	健康部衛生課
(会長)	
第4条	連絡会に会長を置く。
2	会長は、健康部衛生課長の職にある者をもって充てる。
3	会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(会議)	
第5条	連絡会は、年度当たり1回、会長が招集する。
2	連絡会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3	会長は、必要があると認めるときは、関係する部署の職員及び外部の有識者等に対し、会議の出席を求め、意見を求めることができる。
(協議事項)	
第6条	連絡会は、次に掲げる事項について情報共有する。
(1)	多頭飼育に係る諸問題に関する事項
(2)	その他会長が必要と認める事項
(庶務)	
第7条	連絡会の庶務は、健康部衛生課が担当する。
附 則	
	この要綱は、令和2年10月22日から施行する。
	この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(出典)新宿区保健所 衛生課

## ❖ペット問題の予防に向けて啓発に注力

多頭飼育崩壊や飼い主が死亡、施設入居しペットが残される場合、衛生課としては引取りについて東京都動物愛護相談センター等との間に入って調整している。また、飼い方に問題がある場合は、適切な飼育方法について説明し、改善を促している。「多頭飼育崩壊しているのではないか」といった通報があれば、衛生課が訪問して飼育状況を確認するが、飼い主に「介入するな」と言われるとそこで止まってしまうのが実情であるという。

動物の引取りに関する相談については、東京都動物愛護相談センターを案内している。東京都動物愛護相談センターの場合、すぐに引取りに応じてもらえることはなく、当事者の親族等に引取りに応じてくれる人がいないかなど、自助努力により解決することが求められる。東京都動物愛護相談センターホームページ「ワンニャンとうきょう」では譲渡団体が掲載されており、引取相談があったときは併せて当該ホームページも案内している。

ペットに関する問題は、発生した場合、対応に苦慮することとなるため、未然に防止することが重要である。そこで、衛生課では啓発に注力しており、高齢のペット飼育者向けの取組として、東京都が作成した「ペットと暮らすシニア世代の方へ」のチラシを区のホームページに掲載しているほか、75歳以上の一人暮らし高齢者に月2回、訪問配布している「ぬくもりだより」（高齢者支援課発行）の2022年4月15日号に「ペットと暮らすシニア世代の方へ」の要旨を掲載した。

また、毎年、動物愛護週間に合わせて「広報しんじゅく」（区報）に動物関連の記事を掲載している。今年度は、高齢者向けのトピックも掲載することとした。

一方、新宿区は様々な顔を持つまちであり外国人も多いため、地域猫のパンフレット等は多言語対応しているという。

## 2. 新宿区 高齢者支援課

### 福祉職のスキル向上に努めるとともに、様々な工夫により関係機関の円滑な連携を実現

#### ❖高齢者への対応スキルの向上に注力

新宿区では地域包括支援センターに「高齢者総合相談センター」という名称を用いている。高齢者のことであれば何でも相談に乗るといことが伝わりやすいよう、この名称にしたという。区内各地域に10か所の地域型高齢者総合相談センターがあり、区役所福祉部高齢者支援課は、この10か所を統括・支援する基幹型の高齢者総合相談センターの位置づけである。

高齢者に関する情報発信・啓発については、高齢者本人に対して行う場合に加え、高齢者の周囲の人たちに対しても行っている。

まず、高齢者本人に対しては、高齢者の自尊心を傷つけないこと、高齢者の意思を大事にすること、認知症により自分の気持ちを表現するのが難しいこともあるのでそうした状況を受け止めることなどに気を付けている。高齢者の話を否定せず高齢者が話したことを職員が繰り返したり、高齢者の言葉の中から高齢者の言いたいことを整理して伝えたりする。

また、相手が高齢者なのでわかりやすい言葉を使う。介護に関する用語や役所の用語は難しいこともあるので、話し方もはっきり、ゆっくり、丁寧にとことを心がけている。

こうした対応方法については、区で作成したマナーブックに基づいて、以前から在籍している職員が指導するという。その他にも東京都から委託を受けた団体等が実施する様々な研修にも職員は参加している。また、区が委託した調査会社が区民を装い高齢者総合相談センターに電話をかけ、高齢者に対して適切な対応がとられているか確認するといった覆面調査も行い、結果を職員の対応スキルの向上に役立てているという。

#### ❖高齢者の周囲の人たちへの情報発信・啓発のポイント

一方、高齢者の介護に携わる家族及び地域の方に対しても情報発信・啓発を行っている。介護に携わる家族に対しては、高齢者は加齢や疾病によって人の話に耳を傾けるのが難しくなったり、介護者にとって不快な発言をしたりすることもあるということを伝えている。初めて介護を経験する方にもそのような高齢者の状態を理解してもらえるように周知するとともに、介護者負担を軽減するための支援を行っている。地域の方(近隣住民や民生委員等)へは、高齢者を見守り、新聞が溜まっている、電気がついたままになっている等、異変があれば連絡してくれるよう依頼している。

その他の取組としては、高齢者に係る具体的な相談事項を示したチラシ類を作成・配布したり、区報に高齢者総合相談センターへの相談を促す記事を掲載したりしている。また、郵便局やコンビニエンスストアなど高齢者の利用が多いところには、日常業務の中で高齢者の異常に気付いた場合に区や高齢者総合相談センターに情報提供する「高齢者見守り登録事業者」として登録してもらえるよう働きかけている。登録事業者には年に1回、情報交換する場「見守り支え合い連絡会」への参加を促している。区役所に高齢者の異変に関する連絡が入った場合は、その高齢者が住む地域の高齢者総合相談センターと連携して安否確認などを行っている。登録事業者には特に

実績報告を求めるようなことはなく、負担は大きくないことから、登録を取りやめる事業者はなく、登録事業者数は少しずつ増えているという。

地域住民から高齢者の虐待が起きているのではないかとという通報が入ることもあり、その場合は誰が通報したかなどが漏れることがないように対応している。一方、高齢者の異変に気づき通報してくれた人に対しては、個人情報の保護に十分留意した上で、場合によっては区が確認した結果をフィードバックし安心してもらえるよう心がけている。また、まず早期に異変に気付くことが重要なので、通報内容は不確実な情報であっても構わないということを案内している。高齢者の虐待防止に関する啓発リーフレットでは、高齢者虐待防止法の趣旨を記載するとともに、少しでも異変があれば通報するよう呼びかけている。

新宿区は一人暮らし高齢者が多いのが特徴であり、身寄りがなく、または家族が近くに住んでいない高齢者が多いという。一人暮らし高齢者の場合は問題が大きくなってから発覚することが多く、例えば、一人暮らしの高齢者が家の中で熱中症により倒れていたといった事案や、認知症により徘徊し、警察に保護された高齢者を家に送ったところ電気が止められていてエアコンを利用できないといった事案があった。高齢者総合相談センターに自分から行ける高齢者は支援への道が繋がっているが、情報がないと支援に繋がらないため、区では見守り体制の充実に努めている。

図表 20 高齢者の虐待防止に関する啓発リーフレット(一部)

**地域で見守ろう! みんなで助け合おう!**

# 防ごう! 高齢者虐待

監修 医療法人社団 至高会  
たがセクリニック理事長 高瀬雅昌

一人で、または家族だけで、がんばり過ぎていませんか?  
高齢者の介護や養護は、長くなるほど心身に負担がかかります。そのため高齢者自身の気持ちを思いやるよりは、養護(介護)者側のペースになって、虐待につながるという一面が、これからは地域のネットワークと上手につきあがり、みんなで高齢者を見守る時代。街ぐるみ、地域ぐるみで高齢者と高齢者を養護(介護)する人を支援しながら虐待の芽を摘みましょう!

**新宿区**

---

## 虐待について、みんなで理解し、防ぎましょう!

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに通報することが義務づけられています。また、通報を受けた市(区)にも、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課せられています。見守り、気づき、助け合いで、虐待の起こらない地域づくりをめざしましょう。

**養護者は…**  
これまでの介護の虐待になっていないかどうかふり返ってみましょう。  
対応に困ったときや、心配なときは、どこに相談すればいいの?

**地域では…**  
高齢者や養護者の活動、暮らしの様子などから虐待につながる小さなサインに気づきましょう。  
見守りの第一歩  
助け合いの第一歩  
気づきの第一歩

**悩みごとがあれば…**  
ちょっとでもおかしかったことがあれば…

**お近くの高齢者総合相談センター(下記参照)へ 必ず相談&通報を!**

センター名	所在地・電話番号	センター名	所在地・電話番号
四谷	四谷三栄町10-16 四谷保健センター等複合施設4階 電話:5367-6770 FAX:3358-6922	戸塚	稲田馬場1-17-20 新宿区社会福祉協議会1階 電話:3203-3143 FAX:3203-1550
雑司が谷	北山伏町2-12 あかね苑新館内 電話:3266-0753 FAX:3266-0786	落合第一	中落合2-5-21 聖母ホーム内 電話:3953-4080 FAX:3950-4130
雑司が谷	市谷仲之町2-42 防災センター1階 電話:5312-8442 FAX:5312-8443	落合第二	上落合2-22-19 キャンパスエール上落合2階 電話:5348-8871 FAX:5348-8872
若松町	戸山2-27-2 戸山シニア活動館1階 電話:5292-0710 FAX:5292-0716	柏木	北新町3-27-6 北新宿特別養護老人ホーム(柏木町)内 電話:5348-9555 FAX:5348-9556
大久保	百人町2-9-13 Fiss1階 電話:5332-5585 FAX:5332-5592	角筈	西新町4-8-35 西新宿シニア活動館3階 電話:5309-2136 FAX:5309-2137
新宿区役所	歌舞伎町1-4-1 新宿区役所本庁舎2階 高齢者支援課内 電話:5273-4593・5273-4254 FAX:5272-0352		

**【窓口受付時間】**  
新宿区役所高齢者総合相談センター 月～金 午前8時30分～午後5時(土、日、祝・休日、12/29～1/3 除く)  
※火曜日は午後7時まで  
各高齢者総合相談センター 月～土 午前9時～午後5時30分(日、12/29～1/3 除く)

防ごう! 高齢者虐待  
令和5年7月発行  
発行 新宿区福祉高齢者支援課  
東京都新宿区発信町1-4-1  
電話: 03-3308-1111  
FAX: 03-5272-0352

印刷物作成番号  
2024.6.29.4

この冊子は、東京都に在住する高齢者や養護者、地域住民、事業者、行政関係者等に配布されています。また、この冊子の内容を転載・複製して、第三者に提供することを禁じます。

印刷: 株式会社印刷出版 印刷: 株式会社印刷出版  
印刷: 株式会社印刷出版 印刷: 株式会社印刷出版

(出典)新宿区 高齢者支援課

## ❖地域型高齢者総合相談センターと基幹型高齢者総合相談センターとの連携

地域に 10 か所設置されている地域型高齢者総合相談センターは、介護に関するだけでなく、様々な地域の情報を集約し、活用しながら相談に対応している。例えば、高齢者から一時的にペットの世話ができない状態になったという相談があった場合は、地域の動物病院やペットシッター、動物ボランティア等の情報を伝える。ペットを飼えなくなったという相談の場合には、東京都動物愛護相談センター等を案内する。

ペットの問題を含め、どのような相談が寄せられるかということについて、高齢者総合相談センター間で情報共有しており、必要に応じてQ&Aにまとめている。高齢者総合相談センターで回答し難い相談を受けた際は、高齢者支援課に照会する場合がある。高齢者支援課でも即答が難しい場合には、調べた上で回答するといった形で高齢者総合相談センターを支援している。

関係者間の情報共有については、高齢者総合相談センターの所長と区の高齢者部門の職員による定期的な会議や、各高齢者総合相談センターの社会福祉士や保健師等が職種別に集まる連絡会で、地域の高齢者福祉に関する情報を共有する仕組みが構築されている。

図表 21 「高齢者見守りキーホルダー」の案内

**新宿区**  
**高齢者見守りキーホルダー**  
 高齢者総合相談センターで絶賛配布中!

**安心**を持ち歩こう!

高齢者総合相談センター  
 見守りナンバー A-00000

西谷高齢者総合相談センター ☎03-5367-6770  
 豊町高齢者総合相談センター ☎03-3266-0753  
 豊町第二高齢者総合相談センター ☎03-5312-8442  
 高松町高齢者総合相談センター ☎03-5292-0710  
 大久保高齢者総合相談センター ☎03-5332-5585

**高齢者見守りキーホルダーとは…**

外出に不安のある 65 歳以上の方に、見守りナンバー（個別の登録番号）を表示したキーホルダーとシールを配布します。道に迷って保護されたときや、外出先で倒れたときなどに、高齢者総合相談センターが連絡を受け、迅速な身元確認を行います。

高齢者総合相談センター  
 マスコットキャラクター  
 「ご相談ください」

西谷高齢者総合相談センター ☎03-3203-3143  
 高台第一高齢者総合相談センター ☎03-3953-4080  
 高台第二高齢者総合相談センター ☎03-5348-8871  
 池袋高齢者総合相談センター ☎03-5348-9555  
 角筈高齢者総合相談センター ☎03-5309-2136

杖や… バッグや… 財布や… 靴など…

普段持ち歩くものにつけてください♪

新宿区 見守りナンバー A-00000  
 ▲キーホルダー（表）  
 見守りナンバーにより身元確認を行います。

西谷高齢者総合相談センター ☎03-5367-6770  
 ▲キーホルダー（裏）  
 高齢者総合相談センターの連絡先が表示されています。

新宿区 A-00000  
 西谷高齢者総合相談センター ☎03-5367-6770  
 ▲シール（反射シール）  
 見守りナンバーと、高齢者総合相談センターの連絡先が表示されています。

キーホルダーの申請方法や活用例については裏面をご覧ください。▶▶▶

(出典)新宿区 高齢者支援課

新宿区が 65 歳以上の区民に無料で配布している「高齢者見守りキーホルダー」の案内。キーホルダーには各高齢者の「見守りナンバー」や高齢者総合相談センターの電話番号が記載されており、高齢者が道に迷って保護されたときや外出先で倒れたとき、高齢者総合相談センターが連絡を受け、迅速に身元確認を行う。「高齢者見守りキーホルダー」は介護保険外の区の独自サービス。

❖複数の部署・機関が連携して高齢者を支援するときの工夫

高齢者支援課の業務には、生活保護担当課や障害者福祉課など庁内の各部門に加え、介護事業者や町会、民生委員、警察、消防など様々な関係者が関わるため、高齢者の支援の方向性を確認することが大事であるという。例えば、高齢者本人が支援サービスを望んでいない場合であっても、高齢者支援課としては支援しないと生活が立ち行かなくなると判断する方について、他の機関が本人の意向を重視しサービスを入れないと考えると連携が難しい。したがって、客観的な状況から高齢者の生活がより良くなるための支援の方針(支援する部分、高齢者の自立を促す部分の切り分け等)を検討し、関係者間で共有することが求められる。また、高齢者と家族の関係や家

族間の関係にも配慮して支援している。

高齢者の支援に関係者が連携して取り組む場合、その中心となる組織は事案の内容によるという。生活保護受給者の場合には生活保護担当課が中心となることが多く、精神面の疾患があれば保健センターが関わる場合もある。介護サービスを受けている人であれば、サービスを組み立てているケアマネジャーが中心になることもある。

このような形で高齢者にとってよりよい支援ができるよう努めている。

### 3. 墨田区保健所 生活衛生課

#### 区報や YouTube 動画、Facebook など、様々な方法により啓発を推進

#### ❖ 区報 2 ページを割いて啓発記事を掲載するなど情報発信に注力

墨田区では、「プロモーションサポート」と称する取組として、広報担当が各課の情報発信についてアドバイスをを行っている。墨田区保健所生活衛生課では、ペット飼育に関する啓発方法について広報担当に相談し、区報において以前より大きなスペースを割いて記事を掲載している。ここ数年は年に2回のペースでペット飼育の啓発記事を掲載しており、2022年9月には見開き2ページを使って記事を掲載した。このときには高齢者を対象に終生飼育の徹底を促す記事も掲載した。高齢者は区報を見る人が多く、例えば犬のしつけ方教室に関する記事を掲載すると、高齢者を中心に問い合わせが増えるという。

図表 22 YouTube 動画「第1章 犬の登録と注射済票の発行」



(出典) YouTube「墨田区公式チャンネル」

生活衛生課のユニークな情報発信の取組としては、YouTube による啓発動画の配信がある。これまで子ども向けの動物愛護イベントを実施してきたが、コロナ禍により開催できなくなったため、代わりに動画の配信に取り組むこととした。作成した動画は、第1章「犬の登録と注射済票の発行」、第2章「散歩のマナー」、第3章「ペットの防災対策」の3本で、あえて手作り感を出すため、生活衛生課の職員が出演した。

また、毎年9月の動物愛護週間には、「動物たちの写真展」を実施している。区民から寄せられた動物の写真を区役所のホールで展示するとともにホームページにも掲載する(2022年はコロナ禍の影響によりホームページへの掲載のみ)。区役所のホールでは動物愛護管理に関するパネル展示も行うことにより、来場者に対して啓発を図ってきた。さらに毎月1回、Facebook でも動物愛護



管理に関する事業について発信しているが、これも広報担当からのアドバイスにより開始したものである。

このように生活衛生課では、届けたい情報が広く行き渡るよう、様々な方法を使って発信している。近年、高齢者が関わるペット問題が発生しているため、今後は地域包括支援センター等にチラシを置いて啓発を図るような取組も検討している。区独自に高齢者だけを対象とした啓発チラシを作成・配布するのは、はばかられる面もあるため、東京都や環境省が作成した高齢者向けのチラシ類を活用することが考えられるという。

#### ❖不妊去勢手術費用の補助事業により飼い主のいない猫に関する苦情が減少

墨田区では、周辺区と比べると早い時期から飼い主のいない猫への対策に取り組んでおり、不妊去勢手術費用の補助事業は2006年度に開始した。個人を対象とした制度として始まり、現在は個人、町会・自治会とも対象としている。町会・自治会の場合は全額を、個人の場合は約半額を補助する(上限あり)。生活衛生課の職員が現場を訪れ、猫の状態や周辺環境などから飼い主のいない猫であることを確認するとともに、無責任な餌やりがないかをチェックする。

動物愛護推進員として活動しているボランティアらの尽力により不妊去勢手術が進んでおり、苦情は減ってきているという。補助件数は最も多かった2010年度は449頭だったが、昨年度は96頭にまで減少した。

#### 【墨田区保健所におけるペット問題の事例】

##### ① 高齢者、犬2頭飼育

- ・飼い主はペット飼育禁止の都営住宅に一人暮らし。救急搬送され入院したため、2～3週間、犬が残されることとなった。
- ・自治会長が餌や水を入れていたので、犬は生き延びられたが、部屋が糞尿まみれになってしまった。
- ・飼い主が退院し復帰したとしても犬の世話は無理だろうということとなり、東京都動物愛護相談センターに引き取ってもらった。生活衛生課の職員や民生委員が対応に当たったほか、地域包括支援センターを通じて高齢者福祉部署にも連絡がいった。
- ・東京都動物愛護相談センターに引き取ってもらえることになったが、地域包括支援センターや飼い主では手続きが難しいのに加え、世田谷にあるセンターまで動物を搬送しなければならない。
- ・この事案では、なかなか犬の所有権移転に関して飼い主の意思確認が取れなかったり、入院中の飼い主が手が震えて字が書けなかったりということがあったため、探知から引取りまで約1か月を要した。
- ・それでも飼い主の周囲に面倒見の良い自治会長や民生委員の尽力により、円滑に收拾できたほうである。

##### ② 猫の多頭飼育の事例

- ・野良猫と飼い猫の間のような猫が家の中で増えて、臭いや糞尿の問題で近所から苦情が寄せられた。

- ・こうしたケースは複数あり、家は賃貸・持ち家、飼い主は独居・夫婦など、様々である。
- ・独居の場合は支援をしやすいが、独居でない場合は夫婦等で支えあうことにより生活自体が成り立っているため福祉が入りづらい。
- ・生活衛生課の職員が訪問してみると、生活ができていたとしても、人間の生活環境に問題があることが多い。
- ・生活環境の改善を支援したいと思うが、当事者の意向があるので、なかなか立ち入れない。日頃から福祉関係者が出入りしていれば関われる可能性が高まるが、そうでない場合は生活衛生課の職員が訪問しても会ってくれないこともある。
- ・問題のある住民は地域と関わりを持たない人が多いため、そうした人への訪問は、(福祉職からの連絡ではなく)近隣からの苦情を受けて行うことが多い。
- ・動物の引取りについては、墨田区の場合、猫の保護に余裕のある大きなボランティア団体がなく、東京都動物愛護相談センター頼みとなるが、安易に引き取ってもらえばよいということではない。

## 4. 大田区保健所 生活衛生課 / 大田区 高齢福祉課

### 動物担当部署と高齢者担当部署が連携してペット問題に対応。高齢者の周囲の人への啓発にも積極的

#### ❖高齢者のペット問題発生を契機に生活衛生課と高齢福祉課との連携がスタート

大田区では生活衛生課に高齢者の施設入居に伴うペットの相談が急に持ち込まれることが散発的にあるという。東京都では動物の引取り・収容は、東京都動物愛護相談センター（以下「動相センター」という）が行う事務であるため、生活衛生課ではペットの引取りに関する相談があった際は、動相センターを紹介するか、飼い主が自ら引取先を探すよう求めてきた。

動相センターは飼い主の所有権放棄の意思表示がないと引き取れないため、飼い主の意思が確認できる状況のうちに対処する必要がある。また、意思表示があったとしても東京都が殺処分ゼロを目標としていることもあって\*、動相センターから飼い主の周りに引き取れる人がいないか探すことを求められるなど、引取りに至るまでには時間を要するという。

2021年の秋、地域包括支援センターから生活衛生課に連絡があったケースでは、飼い主が死亡し、相続人もわからず、犬だけが取り残される事例が発生した。動物福祉の観点から、しばらくの間、民生委員や地域包括支援センター、生活衛生課職員が餌やりをするなど、死後事務を委任されていた司法書士が現れるまでの間、対応に非常に苦慮した。このことをきっかけに、生活衛生課と高齢福祉課の間で連携の強化を図るため、生活衛生課から高齢福祉課、地域包括支援センターに対し、問題になりそうな事案について早期の連絡を依頼した。加えて、高齢者のペット問題への対応で先進的な取組をしている自治体に関する情報を共有し、今後、大田区でもより効果的な連携体制の構築を目指すこととしている。

\*農工大注釈：東京都は、動物の終生飼養の観点から、やむを得ず飼い続けることができない場合は、まずは飼い主自身で新たな飼い主を探す努力をするよう、殺処分ゼロを目標とする前から助言している。

#### ❖大田区における高齢者のペット飼育に関する啓発の取組


大田区では社会福祉協議会と協力して「デザインする 自分らしい 老いじたく」と題するパンフレットを作成し、その中でペットについても遺言（負担付き遺贈）やペット信託、死後事務委任契約によってもしもの時に備えられることを記載している。さらに、ペットの問題についてどこに相談したらよいかわからない人も多いと思われることから、パンフレットには相談先（動物病院、保健所）も記載した。各地域の地域包括支援センターが「老いじたく講座」を開催するときには、このパンフレットを活用しているという。

このほか、区の出張所単位で実施する「地域力推進会議」において、ペットの問題のチラシを配布し、高齢者のペット飼育に関する問題について啓発を図っている。地域力推進会議は出張所が実施主体で、参加者は地域や内容にもよるが、町会・自治会長、民生委員、地域のNPO団体、小中学校の校長、警察・消防、地域包括支援センター等である。高齢者の周囲にいる人に注意を促すことにより、高齢者の見守りの強化や関係者による支援体制の構築を目指している。また、毎月開催される民生委員協議会においても、ペットの問題のチラシを説明しながら配布し、何か問題があれば相談するよう呼び掛けている。

一方、生活衛生課では、ホームページに「ペットと暮らすシルバー世代の皆様へ」を掲載したほか、高齢者を支える人への啓発も重要であると考え「高齢者とペットの安心した暮らしのために～介護職員の皆さまへのお願い～」を掲載した。これらの作成にあたっては、全国の自治体の取組を調べ、先方の了解を得て福岡県のリーフレットを参考にした。

また、犬については毎年、飼い主に対して狂犬病予防注射の案内を送付しているが、その案内にも、飼い主にもしものことがあったときの対応を検討するよう呼び掛ける記述を入れている。

## デザインする 自分らしい 老いじたく



このパンフレットは、将来に備え、行動しようと考え始めた方に、行動への第一歩を踏み出す後押しができればとの思いを込めて作成しました。第1弾のパンフレットも併せてご利用ください。

ホームページでも紹介しています

**老いじたくとは**  
元気なうちから将来に備えておくことで、ご自身の思いが尊重され、いつまでも自分らしく、より前向きに、安心した生活を送っていただくことを目的としています。

大田区・大田区社会福祉協議会  
人生100年時代 老いじたく推進事業

### 人生100年時代！ ライフ

社会参加・趣味の活動      身の回りの整理      体力の低下

将来に向けて備えておきたいこと、不安に思っていることなどを  
ご自分のなかで整理してみましょう。

まずは、『老いじたく問診票』で気になる項目をチェック！  
・チェック項目が複数ある場合は、優先順位を付けてみるのがポイントです。  
・ご自分の気持ちを確認しながら、一つひとつ進めていくことが大切です。

老いじたく問診票		
	Q 心配なこと、備えておきたいことに☑を記入ください。 複数の場合は、優先順位もご記入ください。	対応ページ
優先順位	<b>自分の将来</b> 例えは <input type="checkbox"/> ボランティア・社会貢献 <input type="checkbox"/> 自分が望む医療や介護のこと <input type="checkbox"/> 家族のこと（親なきあと） <input type="checkbox"/> ペットのこと	3
優先順位	<b>身の回りの整理</b> 例えは <input type="checkbox"/> 写真・手紙・年賀状 <input type="checkbox"/> 服や着物・趣味で集めたもの <input type="checkbox"/> 使っていない銀行口座・有価証券 <input type="checkbox"/> デジタルデータ <input type="checkbox"/> お墓のこと（承継・墓じまい）	4
優先順位	<b>住まいのこと</b> 例えは <input type="checkbox"/> 不動産（売却・賃貸・譲渡） <input type="checkbox"/> 空家の管理 <input type="checkbox"/> 登記未了不動産 <input type="checkbox"/> 住み替え（施設入所等）	4
優先順位	<b>もしもに備える</b> 例えは <input type="checkbox"/> 判断能力の低下 <input type="checkbox"/> お金の管理（預金の引き出し等） <input type="checkbox"/> 身元保証人（緊急連絡先の確保） <input type="checkbox"/> 民事信託（家族信託）	5～6
優先順位	<b>亡くなった後のこと</b> 例えは <input type="checkbox"/> 葬儀 <input type="checkbox"/> 家財・パソコンデータ等処分 <input type="checkbox"/> 知っておきたい知識【相続・遺言】	6～10
優先順位	<b>社会参加</b> 例えは <input type="checkbox"/> 気軽に行ける場所 <input type="checkbox"/> 生涯学習、学びなおし <input type="checkbox"/> 働く	11

1

図表 23 「デザインする 自分らしい 老いじたく」(一部抜粋)

(出典)大田区・大田区社会福祉協議会

図表 24 「ペットと暮らすシルバー世代の皆様へ」(一部抜粋)

### ペットと暮らすシルバー世代の皆様へ

犬や猫の寿命は約15年。もしも自分に何かあったら…  
自分とペットのこれからを「今」考えてみましょう！

**ペットとの暮らしのための4つの備え**

- 1 突然のできごとへの備え**  
ケガや病気による入院  
・ ペットの預け先を見つけておく！  
・ 預ける準備と練習をしておく！
- 2 要介護状態進行への備え**  
施設への入所…  
・ 終活ノートに記しておく！  
・ 新たな飼い主を探しておく！
- 3 生活環境を守るための備え**  
世話・掃除ができない…  
・ ペットの数を増やさない！  
・ ペットの世話や部屋の清掃を頼める人・業者を見つけておく！
- 4 適正に飼い続けるための備え**  
ペットの病気…  
・ 不妊去勢手術により、繁殖しないようにする！  
・ かかりつけの動物病院を見つけておく！  
・ 日頃からペットのしつけや手入れをしておく！

**4つの備え** に利用できる民間事業者の主なサービス

<b>動物病院</b> 病気の治療 不妊去勢手術	<b>ペットホテル</b> 一時預かり	<b>トリミングサロン</b> シャンプー 毛のカット 爪切り	<b>ペットシッター</b> ペットのお世話	<b>ドッグトレーナー</b> 犬のしつけ	<b>老犬老猫ホーム</b> 終生飼養
--------------------------------	------------------------	--	---------------------------	--------------------------	------------------------

### 万が一に備えて記入しましょう

記入日： 年 月 日

○飼い主の名前 \_\_\_\_\_

【ペットの情報】

○名前 \_\_\_\_\_

○種類 犬 猫 ○性別 オス メス

○生年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

○不妊去勢手術 している していない

○かかりつけの動物病院 \_\_\_\_\_

【お世話できなくなったときをお願いする方】

○氏名 \_\_\_\_\_

○住所 \_\_\_\_\_

○電話番号 \_\_\_\_\_

○本人の承諾 (サイン) \_\_\_\_\_

**備えていますか？ 愛犬の防災用品**

災害発生時には、ペット用品は手に入りにくくなるのが考えられます。愛犬の災害に対する備えとして、移動用ペットケージと最低限の必需品を用意しておきましょう。

- ① ペットフードと水 (5日分程度)
- ② ペット用の食器
- ③ ペットのトイレ用品 (ペットシート、消臭剤など)
- ④ ペットの常用薬、愛犬手帳
- ⑤ 愛犬の写真 (迷子になったときに必要です)

**ペットに関する相談窓口**  
大田区保健所生活衛生課 電話 03-5764-0670 FAX03-5764-0711

(出典) 大田区ホームページ

### 【大田区の地域包括支援センターにおけるペット問題の事例】

#### (1) A地域包括支援センターにおける事例

- ・高齢の男性が入院し、庭で飼っていた犬が取り残されたという情報が、民生委員から地域福祉課(区の4つの圏域にそれぞれ配置)に寄せられた。
- ・A地域包括支援センターは当事者の支援に入っているわけではなく関わりはなかったが、翌日に現地を訪れ犬が逃げていないかを確認した。近所の人は犬が外に出てきて子どもにかみついたりしないかを心配していた。
- ・民生委員は飼い主の斜め向かいの家に住んでおり、家の鍵も預かっていた。民生委員の家族が餌やりをすることとした。入院後2日目に犬の首輪が外れたため、警察を呼んだが手を付けられなかった。散歩はできなかったが、民生委員の家族が引き続き水や餌を与えた。
- ・地域包括支援センターでペットホテルや動物病院、ペットシッター、動物愛護団体に問い合わせをしたところ、狂犬病の予防注射をしているか否か、費用の支払いの目途が立っているか、飼い主が了承しているかの3点について確認するよう言われたが、地域包括支援センターではわからなかったため、地域福祉課に相談した。
- ・飼い主が入院した病院に、こうした確認が取れるか聞いたところ、親族からの委任状などもないため、病院としては許可できないということだった。そのため、飼い主との接触ができず、所有権の放棄についても確認できなかった。
- ・入院後、5日目に台風が来る予報だったため、地域福祉課が現地に来て水や餌を与えた。雨風をしのげる小屋があったため、台風が来ても大丈夫だろうということだった。念のため、犬が

外に出ないように扉の補強などは行った。

- ・入院後、12 日目に飼い主が亡くなったことを病院に確認した。その後8日経って、当事者から死後事務を委任されていた司法書士が現れ、ペットをどうするかについても、生前、飼い主と話をしていたということで、民生委員が状況を司法書士に説明し、問題が収束に向かった。ここまでで 25 日間かかった。
- ・その後、動物愛護団体が2週間程度、現地で餌やりをし、犬が慣れてきたところで動物愛護団体が引き取った。

## (2)B 地域包括支援センターにおける事例

### ①事例1

- ・独居の高齢女性、ブリーダーをしていた夫は死亡、都営住宅において最大で猫 20 頭飼育。
- ・都営住宅の管理者では多頭飼育を認知しており、臭いや虫の発生があったことから、当事者宅の隣と下の部屋は入居させないこととしていた。近隣からは異臭がする、猫が入ってくるといった苦情があった。
- ・飼い主は、以前飼っていた猫の写真を額縁に入れて飾るなどしており、猫と暮らすことが生きがいであった。猫の話をするコミュニケーションが取りやすかった。
- ・要介護4まで急激に状態が悪化し、褥瘡ができていたり、ストーマ生活であったりしたため、猫が9頭いる生活環境では感染症が心配だった。
- ・ヘルパーが臭いや猫アレルギーの問題でサービスに入れず、レンタル品は猫が引っかいてしまうため買い取りする必要がある等の問題があった。
- ・週3回、ペットシッターが入っていたが、猫が 9 頭いたためペットシッターが来るときには糞が堆積している状態であった。
- ・B 地域包括支援センターでは、現地を訪問するのは1日の最後としていて、訪問した後は職服を洗いに出したり、ノミ・ダニが心配だったため銭湯に行ったりしていた。
- ・飼い主の体調は頻繁に救急隊を呼ぶような状態まで悪化していたが、臭いがひどい上、コロナウイルスの感染が拡大していた時期とも重なり、救急隊も入るのを嫌がっていた。
- ・権利擁護については要介護4で認知症もあったため成年後見制度を利用し、社会福祉士が後見人になった。遠方には妹もいた。
- ・後見人は「飼い主の後見人であり、猫の後見人ではないので猫の世話まではできない」とのことであった。妹も猫の世話はできないということであった。
- ・いつ亡くなるかわからず、施設入所の話もあったため、保健所に連絡したところ、犬は狂犬病があるので対応できるが、飼い猫は対応できないので東京都動物愛護相談センターに連絡するようにということであった。
- ・東京都動物愛護相談センターに連絡したところ、引取りは本人の意思か聞かれるとともに、東京都動物愛護相談センターに相談する前に、センターのホームページに掲載している動物愛護団体に連絡するようにと言われた。NPOへの連絡は本人、家族、地域包括支援センター、ケアマネージャーのいずれかから連絡するようにとのことであった。

- ・東京都動物愛護相談センターのホームページに掲載してある動物愛護団体は、すでになくなっており、ホームページの情報は更新されていないようであった。
- ・動物愛護団体のNPOに連絡したところ、9頭全ての引取りは難しいということを言われたのに加え、猫の性別が判明していることや、三種ワクチン接種やノミ・ダニ駆除を実施していないと引き取れないとのことであった。
- ・後見人に相談したところ、本人が裕福ではない中、本人の命が優先であり、介護保険や医療保険のサービスへの支出は認めるが、猫のワクチン接種等の支出は認められないとのことであったので、猫の問題が解決しないと本人の今後のことも決められないのではという話をした。
- ・この間、猫が逃げたり、逆に増えたりした。地域の人がここは猫がたくさんいるからここに放せば良いということで猫を置いていくという状況だった。
- ・こうした対応をしているうちに、本人が亡くなった。後見人は死後事務委任までは受けていないということで、本人の火葬はするが、猫の引取り等までは対応しないとの話であった。
- ・都営住宅側は、家財道具であれば処分するが、猫はそうではないので対応しないということで、最終的に動いたのはケアマネージャーとヘルパーで、ケアマネージャーが東京都動物愛護相談センターに猫を連れていき殺処分(有料)\*となった。

※農工大注釈:東京都動物愛護相談センターでは有料・無料にかかわらず致死処分を目的とした引取りは行っていない。

- ・本件では、東京都動物愛護相談センターに何度か相談することとなったが、「以前相談したケースですが」と話をする、センターには記録が残されていないようで、毎回、経緯を説明する必要があった。
- ・ケアマネージャー及び地域包括支援センターは本人が死亡すれば、本来、支援は終了だが、このケースではケアマネージャーやヘルパーが善意で残された猫について対応してくれた。
- ・この事案では、ケース会議を何回か実施した。また、民生委員や都営住宅の自治会長を交えて行った地域ケア会議では、役割分担として、支援の具体的なプランニングはケアマネージャーにお願いし、その他は地域包括支援センターが行うこととした。ペットシッターには猫の性別の確認や、NPOから依頼された写真の撮影をお願いした。
- ・当事者宅に出入りする猫により被害を受けていた近隣住民からは、地域包括支援センターやケアマネージャーは悪くなく、本来は飼い主が保護施設等に猫を入れるべきだとの話があった一方、地域包括支援センターは当事者の味方なのかと詰められることもあった。
- ・本来、ペットの飼育が認められていない住宅であったため、都営住宅の管理者は、飼い主に指導すべきであったと考える。

## ②事例2

- ・一軒家で猫3頭を飼っていた認知症のある高齢者、同居していた息子が急死。
- ・飼い主は施設入所が必要だが、猫と一緒に生活したいという意向が強く、入所に納得しなかった。
- ・このケースでは成年後見制度の利用が比較的早くできた。
- ・担当のケアマネージャーが猫好きで、知り合いのNPOに費用を支払って預かってもらうこととなった。

・飼い主は存命であり、ケアマネジャーは後見人からいつまでNPOに預かってもらうのかを聞かれている。NPOにいつまで預かってもらえるかは、当事者の収入・財産が関わってくる話であり、予断を許さない状況である。

#### [補足説明]

犬の飼い主は飼っている犬に狂犬病予防注射を受けさせることが法で義務付けられている。また、狂犬病以外の犬及び猫の様々な感染症についても予防できるワクチン(以下「ワクチン」という)があるが、その接種は飼い主の任意である。

上記の大田区をはじめ自治体等を対象としたヒアリングでは、飼い主の支援者(地域包括支援センター等)が引取手のない犬や猫の一時預かりや引取りをボランティア団体に依頼したが、狂犬病予防注射やワクチン接種を受けていないため(または受けたことを証明できなかったため)に謝絶されたという事例が複数確認されたが<sup>注</sup>、その理由は、以下のとおりである。

- ・引取手のない犬や猫が狂犬病やその他の感染症に感染している可能性があり、感染していた場合は感染がボランティア団体のメンバーや管理している動物に拡大する恐れがある。
- ・ボランティア団体が狂犬病予防注射やワクチンの接種が確認できない犬や猫の一時預かり等を行った場合、ボランティア団体において狂犬病予防注射やワクチンの接種を受けさせることが必要となるため、ボランティア団体に経済的負担が生じる。

注: 狂犬病予防注射やワクチン接種を一時預かり等の条件とするか否かは、各ボランティア団体の方針による。



## 5. 足立保健所 生活衛生課

### 「動物愛護相談支援窓口」を設置し、ペット問題への対応力を大幅に拡充

#### ❖「動物愛護相談支援窓口」の概要

足立区では、2022 年度から「動物愛護相談支援窓口」（以下「支援窓口」という）実施事業を開始した。支援窓口では、飼い主が健康上の理由で犬や猫を飼いつづけることが困難となったときなどの各種相談に応じ、一時保護や譲渡先確保等を支援する。また、飼い主のいない猫の増加等の問題が生じている場合は、区から委託を受けた事業者が猫を捕獲して不妊去勢手術を実施し元の地域に戻すほか、譲渡実現の可能性が高いと認められる子猫などについては、新たな飼い主への譲渡へ向けた支援として一時保護を行う。

支援窓口が行う犬や猫の飼い主を対象とした取組と飼い主のいない猫に関する取組の詳細は次のとおりである。

図表 25 「動物愛護相談支援窓口」の案内

The screenshot shows the website for the Adachi City Animal Care Consultation Support Window. The page title is "動物愛護相談支援窓口について" (About Animal Care Consultation Support Window). The content includes an introduction, a list of services, and specific support programs.

足立区 ADACHI CITY [ホームに戻る](#)

### 動物愛護相談支援窓口について

令和4年度から「動物愛護相談支援窓口」実施事業を開始しました。足立区で動物に関する相談を受け、支援していくための窓口です。

飼い主が健康上の理由で犬及び猫を飼いつづけることが困難となったときなどの各種相談に応じ、一時保護や譲渡先確保等を支援しています。

また、飼い主のいない猫が増えているなどの問題が生じている場合は、委託事業者が猫を捕獲して不妊去勢手術を実施して元の地域に戻すほか、譲渡実現の可能性が高いと認められる野良猫の子猫などについては、捕獲及び新たな飼い主に譲渡するための一時保護を行う方法でも支援しています。

くわしくは、以下のお問い合わせ先まで、ご連絡・ご相談ください。

#### 飼い主のいる犬及び猫について

- ・ 飼育相談
- ・ 譲渡相談
- ・ 一時保護した犬及び猫の譲渡会への移送
- ・ 譲渡実現した犬及び猫の譲渡先への移送 等

ほかにも、以下のような支援メニューを行っています。

- 1 ・ 犬及び猫に係る譲渡のための医療費助成

不妊去勢手術のほか、譲渡前に必要となるワクチン接種や検査などの支援を委託事業で実施します。

- 1 ・ 多頭飼育崩壊している家庭への支援

飼い主はいるが、多頭飼育崩壊で飼育放棄された犬または猫を引き取って、捕獲・保護してから譲渡実現するまでを委託事業で支援しています。

(出典) 足立区ホームページ

## ❖支援窓口が犬や猫の飼い主に対して行う取組

支援窓口が犬や猫の飼い主に対して行う取組は、東京都の「地域における動物の相談支援体制整備事業」を利用している。この事業は利用開始年度を含め3年間継続して全額補助を受けられるもので、2020年度から開始されており2022年度が最終年度である。足立区では、従来、動物愛護管理業務は庶務係が担当していたが、支援窓口の設置にあたり、「動物愛護事業担当係長」のポストを2022年度からの3年間限定で新設した。

支援窓口では、犬や猫の飼い主から飼育や譲渡に関する相談を受けるのに加え、委託事業として一時保護した犬及び猫の譲渡会への移送、譲渡実現した犬及び猫の譲渡先への移送のほか、不妊去勢手術なども行う。また、飼い主はいるが、多頭飼育崩壊の状態での飼育放棄された犬や猫を引取り、捕獲・保護してから譲渡が実現するまでの支援も委託事業で行う。支援窓口に関する事業の委託先は、足立区を主な活動地域とする2つのNPO法人で、事業の準備段階から協議を重ねてきており、現在も定期的に打ち合わせを行うことにより、事業の安定的な運営を図っている。

この事業は、飼い主からの相談を受けた上で具体的な取組を行うものであり、例えば飼い主の兄弟から譲渡先探しについて相談があったとしても、飼い主の意思が確認できないと対応できない。したがって、足立区では、支援を必要とする住民に支援窓口の存在や支援内容などが伝わるよう、情報発信に注力しており、地域包括支援センターの職員など福祉職が集まる会合においても支援窓口について紹介している。

一方、ペットは終生飼養が原則であることから、入院が必要となったときなどはペットホテル等を利用するのが飼い主としての責任ある行動と言える。足立区では支援窓口の利用要件に経済的な事項は盛り込んでいないが、本人負担が全くない事業であることから、支援窓口に相談があった際は、まずは自力での対処を促すこととしている。

## ❖支援窓口における飼い主のいない猫に関する取組

足立区では、飼い主のいない猫対策として、これまで「地域猫活動支援モデル事業」(以下「モデル事業」という)に取り組んできた。モデル事業では、飼い主のいない猫について、地域住民に不妊去勢手術の実施、適切な餌やり、トイレの設置、定期的な清掃をお願いするとともに、不妊去勢手術については費用の一部を助成する。モデル事業により地域猫活動を行っている地域は3か所あり、このうち1か所については不妊去勢手術が行き渡ったため活動を終了した。

環境省の地域猫活動に関するガイドラインでは、飼い主のいない猫の保護に反対する住民をも含めて話し合いを行い、地域の合意を取り付けることが要件となっており、足立区でもモデル事業における地域猫団体の登録要件にしている。地域猫活動をさらに広げていくためには、地域猫活動に取り組もうとする団体にこの要件をいかにクリアしてもらうかが課題となっていたことから、足立区では前述の支援窓口実施事業の枠組みの中に新たに「地域猫活動協力員」への支援制度を設けることとした。

2022年8月から開始された「地域猫活動協力員」(以下「協力員」という)は、モデル事業の地域猫団体と異なり個人単位で登録できるほか、モデル事業では地域の理解を得ることが団体設置の要件となっているが、協力員には地域の理解を得るよう「努める」ことが求められている。

また、飼い主のいない猫への対応では、捕獲、搬送、不妊去勢手術実施、地域に戻す、という一連の流れがあるが、これまでは住民が自ら捕獲器を使って捕獲する必要があったのに加え、不妊去勢手術費用も一部の助成にとどまっていた。これを改め、支援窓口で協力員から相談があった場合は、捕獲から地域に戻すところまでを委託事業者が無料で行うこととした。

協力員は、適切な餌やりやトイレの設置、清掃のほか、猫に関係した防災・防犯活動への協力等を行うことが求められる。モデル事業の地域猫団体がルールに沿って地域猫活動を行っていても、周囲から猫を呼び寄せているのではないかと疑念を持たれることもあったことから、協力員には腕章や名札を配布することにより、区が登録したボランティアがルールに基づいて行っている活動であることがわかるようにした。

### ❖支援窓口の成果及び今後の展望

支援窓口が犬や猫の飼い主に対して行う取組については、これまでに7人の利用があり、地域猫活動協力員は49人が登録した(2022年12月1日時点)。

このうち、犬や猫の飼い主に対して行う取組については、東京都からの補助金支給のある2024年度までの3年間で実施する事業であることから、区ではこの間に支援窓口の利用を促すとともに、飼い主に対して適正飼養に関する啓発を図り、引取手のないペットが発生することがないように努めたいと考えている。

一方、協力員について、区では町会等にチラシを配布し周知しており、さらに増加させていくことを目指している。また、協力員による活動が地域に定着した際は、地域猫活動支援モデル事業における地域猫団体にステップアップさせたいと考えている。飼い主のいない猫については、不妊去勢手術が進めば、個体数の減少を図れることから、区では協力員や地域猫団体の活動を後押しすることにより、やはり今後3年程度を目途に解決に向けた道筋を付けたいと考えている。

## 6. 足立区 地域包括ケア推進課

### 健康寿命延伸に向けて高齢者宅を訪問し予防的支援に取り組む

#### ❖高齢者の実態把握（訪問等）の概要及び成果

足立区の地域包括ケア推進課では、2020年度から地域包括支援センター（以下、「ホウカツ」という）に委託している事業・業務のうち、高齢者の実態把握に力を入れている。この取組は、要支援・要介護状態になる前の高齢者に対して、予防的支援を適切に実施することを目的としている。対象者は、事前に区から送付した介護予防チェックリストの回答結果に基づき、予防的支援が必要と判断された方や、地域づくりに意欲がある方、介護予防チェックリストの返信がなかった方である。足立区の高齢者約17万人のうち約3.7万人が要支援・要介護状態であり、介護予防チェックリストは要支援・要介護状態でない方に3年毎に送付している。

高齢者の実態把握は、多大な労力を要する。区では2020年度からホウカツ毎に人員配置基準を示し、委託費を増額して人員を確保した。また、事業毎の担当制やホウカツが開催していた介護予防教室を他の事業者に委託するなど、事業や業務の見直しを行った。

対象の高齢者は5つの区分に分類し、ホウカツに情報を提供している。実態把握時の調査項目は、区で設定した全ての項目について確認するわけではなく、訪問するホウカツの職員が対象者の状況を踏まえて、高齢者の実態を把握するために必要な項目について確認する。

実態把握は少なからずコロナ禍の影響を受けている。感染を恐れて実態把握を拒否する高齢者がいることに加え、ホウカツの職員も高齢者を感染させたり自分が感染したりしないか心配し動きが鈍くなりがちであるという。そこで区では、これまで訪問した上で、実態把握をすることを原則としていたが、条件を付けた上で70歳以下の高齢者は訪問せずに電話により実態把握をしても良いこととするなど、状況に応じて柔軟に運用している。

こうした実態把握の結果、認知症の早期発見や地域づくりに意欲がある方の発掘など、徐々に成果が出てきている。また、実態把握により確認された高齢者のニーズに基づいて、介護予防教室などが行われ、高齢者の自主的なグループによって運営されるようになった例もあり、実態把握は地域づくりの面でも効果が出ている。

#### ❖庁内・庁外との連携に注力

高齢者福祉は関係課との連携が欠かせないことから、地域包括ケア推進課では、地域包括支援センター連絡会やセンター長会に介護保険課や高齢福祉課、絆づくり担当課など関係がある課にも参加してもらうなど、庁内の連携強化に努めている。

また、高齢者の実態把握は、地域包括ケア推進課が2018年度にホウカツに関する事業の見直しを行った際、実施することとしたものだが、事業の見直しに当たっては関係課との意見調整の場を設けた。地域包括ケア推進課がたたき台となる案を作った上で協議を行うことにより、各課から適切な助言を得られ、見直し案のブラッシュアップが図られた。また、この協議を通じて各課の担当者と顔の見える関係となり、連携を取りやすくなったという。

地域包括ケア推進課では民間企業との連携にも注力している。区役所や体育館など区の施設で事業を行う場合、参加者を集めることが難しいため、郵便局やスーパーなど生活に密着した施設で事業を行い、福祉施策の認知度向上を図っている。また、車のディーラーの店舗で体力測定会を行うこともあるという。こうした取組は企業側に大きな負担があるということはなく、むしろ集客の効果を得られる。官民双方がメリットを享受できることから、地域包括ケア推進課ではこうした連携によるイベントに今後も積極的に取り組む意向である。

図表 26 足立区地域包括ケアシステムビジョン【概要版】(一部)

## 足立区地域包括ケアシステムビジョン 【概要版】

～つながりで 育む安心 笑顔の将来～ 平成31年3月

### 地域包括ケアシステムとは

介護保険制度創設当初(2000年(平成12年))に約149万人だったサービス利用者数は、2017年(平成29年)には約488万人と、増加の一途をたどっています。さらに団塊の世代約630万人すべてが、75歳以上の高齢者となる2025年以降は、医療や介護の需要は一層高まるものと見込まれます。

そこで国は、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制」として「地域包括ケアシステム」の構築に乗り出しました。

### 足立区地域包括ケアシステムビジョンの役割

高齢化が急速に進む足立区においても、「地域包括ケアシステム」の構築は急務です。

そこで足立区では、地域包括ケアシステムの基本的考え方・方向性を示す「地域包括ケアシステムビジョン」を策定しました。

本ビジョンでは、「自立期」「要支援・軽度期」「中重度・終末期」という心身の状態ごとに、「予防・生活支援」「医療・介護」「住まい」の3つの構成要素を設け、区民・地域、専門機関、区がそれぞれ果たすべき役割を整理し、高齢者の暮らしの将来像と、その実現に必要な主な取り組みをまとめました。

### 2025年までにめざす高齢者の将来像

足立区地域包括ケアシステムビジョンでは、高齢者の将来像を心身の状態ごとに、次の通りまとめました。

#### 自立期

地域で楽しく  
活躍でき、  
将来に備える

＜予防・生活支援＞  
適度な運動やバランスのとれた食事で  
体力・気力を維持

＜医療・介護＞  
健診などで定期的に健康を確認

＜住まい＞  
将来に備えた住まいの検討・相談



パークで筋トレ

#### 要支援・軽度期

好きなこと・  
自分らしいことが  
続けられる、  
始められる

＜予防・生活支援＞  
いち早く心身の変化に気づき、適切な  
ケアで自立生活を維持

＜医療・介護＞  
多様な職種との連携で、介護の重度化を防止

＜住まい＞  
暮らしやすい住まいに改良・住み替え



多職種連携研修会

#### 中重度・終末期

住み慣れた  
足立で、  
望む暮らしを

＜予防・生活支援＞  
地域とのつながりを保ち不安や孤独を緩和

＜医療・介護＞  
本人の意思を尊重した専門的支援

＜住まい＞  
望んだ場所で暮らし続けられる体制の整備



特別養護老人ホームの整備

自立期：  
介護の必要がない状態

要支援・軽度期：  
介護認定がおおよそ  
「要支援1」～「要介護2」程度の  
身体状態・認知機能・障がいの状態

中重度・終末期：  
介護認定がおおよそ  
「要介護3」～「要介護5」程度の  
身体状態・認知機能・障がいの状態

(出典)足立区 地域包括ケア推進課

## 7. 足立区地域包括支援センターあだち

### 動物愛護関連団体の理事を務めるセンター長が地域のペット問題に対応

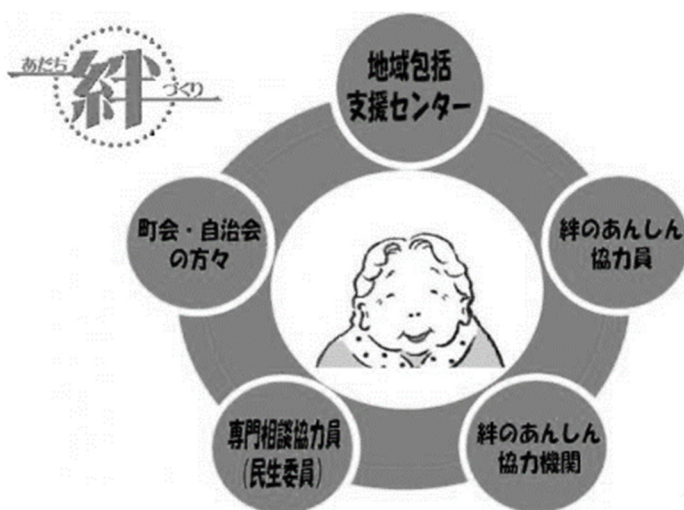
#### ❖地域包括支援センターが「絆のあんしんネットワーク」の構築を主導

足立区の独自事業として「孤立ゼロプロジェクト推進活動」があり、この取組のひとつに「絆のあんしんネットワーク」がある。この取組では、地域住民や協力機関がネットワークを組み、地域における日常的な見守りや声かけ活動を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指している。

「絆のあんしんネットワーク」の司令塔となるのが地域包括支援センターで、「絆のあんしんネットワーク」の趣旨に賛同し「絆のあんしん協力員」として登録された住民に対し、見守りや声かけなどの活動を依頼する。「絆のあんしん協力員」が訪問して面談できなかった住民や、気がかりな高齢者の情報提供があった場合は、地域包括支援センターが直接対応している。

また、商店街、銭湯、町会・自治会、郵便局、新聞配達店、配食サービス事業所などで「絆のあんしん協力機関」に登録してもらった事業所などは、地域に支援を必要とする人がいた場合、地域包括支援センターや専門相談協力員（民生委員）に連絡をとるなどして「絆のあんしんネットワーク」づくりに協力している。協力員や機関の募集・登録も地域包括支援センターが行うことが求められている。地域包括支援センターあだちでは、年々、協力員に加え、協力機関も増やしており、昨年は担当エリア内の動物病院や薬局、飲食店などが加わったという。地域包括支援センターは、協力員や協力機関と地域課題などを共有する場として年4回の「絆のあんしん連絡会」も実施している。

図表 27 「絆のあんしんネットワーク」のイメージ図



(出典) 足立区ホームページ

## ❖福祉の現場における高齢者のペット問題の実情

2019年に地域包括支援センターあだちが開催した地域ケア会議で、動物について取り上げることとした際、協力を依頼したことがきっかけで東京都動物愛護相談センターとのつながりができた。

地域包括支援センターあだちの担当地域では、高齢者のペット問題は少なくないが、ペットを預けたい高齢者が経済的に困窮していることが多い一方、ボランティアは無償で動物を預かることは難しいため折り合わないという。また、東京都動物愛護相談センターや保健所についても、ペットの一時預かりについて応じてもらうことは難しい。

センター長は、こうした対応には限界があると考えており、今後は地域住民やケアマネージャー等の介護職に対するペットの適正飼育に関する啓発に取り組みたいと考えている。地域包括支援センターあだちでは、職員が地域住民を訪問した際、ペットの有無や、ペットがいる場合は不妊去勢手術の実施状況を確認するようにしており、今後、支援に入ることとなった場合に活用することを想定している。

足立区は今年度、動物愛護相談支援窓口を開設し、地域包括支援センターが集まる会議において、区から動物愛護相談支援窓口の周知への協力要請もあった。センター長は、区の動物行政は前進していると感じているが、犬や猫を飼っている人、またはこれから飼い始める人に対する講習の実施や、民生委員など高齢者の支援にあたっている人からペット問題に関する情報が寄せられる仕組みづくり、無責任な猫の餌やりさんや公営住宅で隠れて猫を飼っている人への対応など、区には更なるペット問題対策の強化を期待している。

## 8. 江戸川保健所 生活衛生課

### 10年以上前から地域猫活動に注力。ペット問題は庁内・庁外の連携により対応

#### ❖ボランティア・町会・行政三者の協力による地域猫活動を展開

##### (1) 地域猫活動の取組の経緯

江戸川区では、かつて野良猫に関する苦情が多く、保健所だけでは対応が追い付かなかったことから、2009年、特に苦情が多かった区の南部において地域猫活動を開始した。町会、ボランティア、江戸川区獣医師会、保健所が集い、協議を重ね、地域猫活動の制度設計を行った。ボランティアからは管理徹底に努めること、獣医師会からは地域猫の管理方法や不妊去勢手術といった技術面で協力をすることについて申し出があったため、当時の区長が地域の熱意に応える形で環境美化を目的に不妊去勢手術費用のほぼ全額を助成する試行事業を行った。当初、町会は必ずしも地域猫活動に賛成していたわけではなかったが、ボランティアが管理を徹底することを約束したことなどから、町会も協力して地域猫活動を推進することとなった。こうした経緯を経て、2012年、飼い主のいない猫対策支援事業が始まった。なお、地域猫活動に関わる不妊去勢手術は江戸川区獣医師会の会員の動物病院で行うこととしている。

##### (2) 地域猫活動を行うボランティア団体の要件

地域猫活動は地域の環境美化が主目的であることから、町会がボランティア団体の活動に合意していることを区が支援する条件としている。動物が嫌いな人などを含め、地域住民の理解を得る必要がある。

支援対象とする地域猫活動団体は、永続的に活動してもらうことを前提としているため、活動する地域の住民を1名以上含む3名以上の団体としている。また、猫の管理方法を定めた会則を作成してもらう。餌場については、土地管理者から合意を得た上で、猫が天寿を全うするまで管理することを条件としている。不妊去勢手術費用はほぼ全額を支給する(オス:1.5万円、メス:2.5万円、妊娠中メス:3.5万円以内)。

##### (3) 地域猫活動団体、保健所、町会の役割

地域猫活動に関する啓発物等は保健所が作成し、それを町会が掲示板に貼りだしたり、回覧したりする。掲示板は地域住民が見る機会が多いという。町会は、猫で困っているという人がいる場合は、ボランティアまたは保健所に通報する。管理餌場に関する苦情は、その町会で活動している地域猫活動団体に対応してもらう。町会から地域猫活動団体に直接相談することもあるという。基本的には地域猫活動団体と町会とが協力して取り組むが、両者では対応が難しい場合は、保健所が支援する。

保健所は、年に1回(毎年8月)、地域猫活動団体の情報連絡会を開催しているほか(江戸川区獣医師会もオブザーバーとして参加)、毎年2月頃、地域猫セミナーを開催し、団体の育成に努めている。地域猫セミナーには、毎年、一般の住民約100人以上が参加し、地域猫活動に詳しい外部講師の講演のほか、保健所からの事業説明や実際に活動している地域猫団体の発表が行われる。セミナーの参加者により立ち上げられた地域猫活動団体はいくつもあるという。

すでに活動している団体が、他のエリアの住民に対して地域猫活動を勧めたことにより設立され



た団体もある。地域猫活動の実施を迷っている町会は、地域猫活動を行っている隣接する町会から話を聞くと取組に前向きになる傾向があり、地区全体に地域猫活動が広まりやすいという。

図表 28 飼い主のいない猫の不妊去勢手術の費用の助成資格を得るまでの手続き

**助成資格を得るまでの手続き**

江戸川区では、一定の条件を満たした、ボランティア団体への支援を行います。  
支援策として、以下の条件を満たす場合、区が「飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費用の一部助成」を行います。

- (1) ボランティア団体は組織の規約を有していること。
- (2) ボランティア団体の構成員は、3人以上（3世帯以上の場合に限る。）であって、その地域の住民を含むこと。
- (3) 事業の目的を理解し、趣旨に沿った活動を計画していること。
- (4) 町会・自治会がボランティア団体の活動に合意をしていること。
- (5) 飼い主のいない猫の管理を行う場所（給餌場所）の土地管理者から、その猫の管理方法について合意を得ていること。
- (6) ボランティア団体は、対象となる猫を把握・管理していること。

以上の条件を満たして、手術費用助成を受ける資格を得るまでの手順を説明します。

**ステップ1**

- ・複数人からなるボランティア団体の【会員名簿】を作成します。
- ・また、ボランティア団体の【組織規約（会則）】を作成します。

**ステップ2**

- ・飼い主のいない猫の管理を行う場所（給餌場所）を決めます。
- ・その場所の【土地管理者の確認書】（別紙1）をもらいます。
- ・その場所の対象となる猫の数や状況（性別、毛色、名前、特徴、手術の有無等）を把握し、【管理猫の一覧表】を作成します。

**ステップ3**

- ・飼い主のいない猫の管理を行う場所が所属・隣接する、町会（自治会）を把握します。
- ・当該【町会の代表者から活動への確認書】（別紙2）をもらいます。
- ・当該町会内にボランティア団体会員が一部在住することを【会員名簿】で確認します。

**ステップ4**

「飼い主のいない猫対策支援事業活動申請書」（別紙3）を江戸川保健所生活衛生課に提出し、上記で準備した【会員名簿】、【組織規約】、【土地管理者の確認書】、【町会の確認書】、【管理猫の一覧表】を添付します。

**ステップ5**

ボランティア団体が、初めて当該町会と、飼い主のいない猫支援事業を行う場合は、ボランティア団体、猫の管理を行う場所の土地管理者、町会、江戸川保健所の四者で会合を行い、活動についての合意を確認します。

以上のステップが終了して、はじめて当該の管理を行う場所の猫について、1頭ずつ手術助成金の申請を行うことができます。

（出典）江戸川区ホームページ

#### （4）地域猫活動のこれまでの実績

地域猫活動団体は50団体まで増えており、参加人数は約400人と都内最大規模である。区内には182町会（ペット飼育不可の集合住宅自治会を除く）があるが、その約4割で地域猫活動団体が活動している。このほかに行政の施策に関わらず、自費で餌やりや不妊去勢手術を実施している個人活動家も少なくないという。また、不妊去勢手術が行き渡り、活動を休止している団体が出てきたほか、一旦、休止したが、他のエリアで活動を再開した団体や、団体の参加人数が増えてきて、隣接する町会に活動の場を広げた団体もある。

近年の不妊去勢手術の件数は年間約300頭。2012年以降の累計では2400頭に上る。手術費の助成金として年間600万円の予算が配分されている。

猫に関する苦情で多いのは、餌の放置と糞尿による環境悪化だが、地域猫活動の3原則として、「置き餌はしない」、「トイレ設置と排泄物の清掃」、「不妊去勢手術の実施」を定めており、地域猫活動団体以外の住民にも啓発してきたため、苦情の件数は減少傾向にある。ただし、まだ道半ばであり苦情は多いという。置き餌をしている人がいれば、その地域の地域猫活動団体が注意したり、団体の活動への参加を勧めたりしている。

## ❖高齢者担当部署との連携により高齢者のペット問題に対応

江戸川保健所には動物管理専門の係があり担当職員は6人。環境衛生や庶務を担当する係が他の業務との兼務で動物を担当している区が多い中、江戸川区では体制を整備して地域猫活動を含む様々な動物関連業務に臨んでいる。

ただし、こうした体制でも、高齢の飼い主の入院や死亡により、ペットが取り残されるケースへの対応には苦慮しているという。高齢化に伴い飼い主が入院や施設入所に伴いペットを手放したいという相談は増えており、急を要する場合の対応が特に難しい。

江戸川保健所では、高齢者のペット問題を未然に防ぐため、保健所の職員がケアマネジャーの会議や介護事業者の組合の会合、民生委員の会議に参加し、ペットの問題について啓発を行ってきた。コロナ禍により中断しているが、感染が収束に向かえば再開する意向だ。また、各地域の住民を訪問している区の健康サポートセンターの保健師に対しても啓発を図っている。さらに江戸川区社会福祉協議会が運営している「なごみの家」(高齢者の憩いの場、相談窓口)では、飼い主に万一のことがあった場合のペットの取り扱いを早めに検討するよう呼びかけるチラシを配布してもらったこともある。

こうした取組により、区の高齢者担当部署からペット問題に関する情報が寄せられるようになり、連携が良くなった。高齢者担当部署には、個人情報の問題があるので、詳しいことまでは伝えてもらわなくてよいので、何かあれば連絡をくれるよう話しているという。連絡があった場合は、保健所の職員が同行訪問すると飼い主が身構えるため、まずは日頃飼い主の高齢者の支援にあたっている訪問介護事業者等に、高齢者に助言すべきことを教示する。訪問介護事業者等には何かあれば保健所の職員が同行する旨、説明するが、「保健所＝殺処分」という誤った認識を持っている飼い主が少なくないこともあり、同行することはあまりない。

飼い主がペットの譲渡について了解している場合は、ボランティアが里親探しを行ったり、東京都動物愛護相談センターに相談したりする。

独居の高齢者は倒れたまま発見されずに亡くなってしまうケースもあることから、訪問介護事業者や福祉ボランティア、配食サービス業者の訪問により、異常を早期に発見できるよう努めている。将来的にはこうした見守りを強化するため、地域猫活動を行うボランティアに、担当地域でペットを飼っている高齢者を訪問し声かけや飼育状況の確認をしてもらうことを考えている。一部のボランティアに打診したところ、引き受けてくれるとのことであり、まだ構想段階ではあるが、実現すれば地域のセーフティネットがより強化されるものと考えている。

## 【江戸川保健所における多頭飼育崩壊の事例】

### ①猫 28 頭

- ・飼い主は一人暮らし、アパートの1室で飼育、猫ボランティア（江戸川区地域猫団体ではない）が探知。
- ・飼い主は所有権を放棄し、ボランティアが引き取った。
- ・多くのごみがあったこともあり、ボランティアが猫を捕獲できなかったため、ボランティアからの依頼を受け、保健所がごみを撤去した。
- ・事後フォローとしては、このようなケースは当事者がアニマルホーダーであったり、精神疾患を患っている人であったりする可能性もあるため、保健所の保健師につないでいる。

### ②犬 32 頭

- ・飼い主は一人暮らし。
- ・近隣より、鳴き声と悪臭の苦情。
- ・飼い主は小型犬を自家繁殖させていた。区では数年前から事態を察知し、ペットの所有権放棄の話し合いを持っていたが、応じていただけなかった。
- ・最終的に飼い主が亡くなり、犬は全都的に活動している動物愛護団体が引き取った。
- ・保健所では東京都動物愛護相談センターに対応を依頼していたが、同動物愛護団体が親族から相談を受け引き取ることとなった。
- ・この事例もそうだが、多頭飼育崩壊の場合、ペットの所有権放棄の説得等に時間を要するため、解決するまでに3～4年かかる。

### ③犬 85 頭

- ・飼い主は一人暮らし、戸建てに居住。
- ・床が抜けるくらい家が損壊しており、糞等のごみ 5.5 トンは保健所と動物愛護団体が片付け、区の清掃部局が処分した。また、周辺でノミが飛び回っている状況であったため、石灰を撒いて消毒した。
- ・飼い主が動物の糞尿まみれの部屋で生活すれば健康を害することは自明なので、保健所としては看過できない。
- ・一部の犬を残し、同動物愛護団体に譲渡。

### ④猫 35 頭

- ・飼い主は一人暮らし、アパートの1室で飼育、飼い主は入院。
- ・猫は全てボランティア（区の地域猫活動団体）が引き取った。
- ・里親探しは区のホームページで発信したほか、区が作成したチラシを獣医師会の動物病院に掲示するなどして行ったが、全ての引取手が見つかるまでに3～4年かかった。
- ・猫を引き取るボランティアが多頭飼育崩壊に陥ることがあるため、保健所からボランティアに介入を依頼することはない。このケースでは、ボランティアが先に探知し、相談に入っていたため、ボランティアが引き取ることとなった。
- ・実際、引き取ったボランティアでは2次崩壊に陥る懸念があったため、保健所としても里親探しに努めた。
- ・区の地域猫活動団体は、保護猫団体ではないため、区民から保健所に猫の引取りの相談があ

っても、地域猫活動団体は紹介していない。

## 9. 立川市 高齢福祉課

### 高齢者のペット問題に官民連携で対応する中、ペットのエンディングノートを作成

#### ❖立川市の高齢者福祉の体制及びペット問題の現状

立川市は市内を6圏域に分け、それぞれに地域包括支援センターを設置している。さらに立川市社会福祉協議会では、各圏域に2名ずつ、計 12 名の地域福祉コーディネーターを配置し、地域住民の困りごとに対応している。地域福祉コーディネーターは高齢者や生活困窮者等を支援する様々な機関とつながっており、相談内容に応じた支援機関への橋渡し役を担う。

地域包括支援センターでは、高齢者の介護支援に着手する際、現状ではペットの有無について積極的に確認しているわけではないが、高齢者の健康状態がかなり悪い場合、ペットを飼っていることがわかった時点で飼育方針を確認している。飼い主には自分に万一のことがあった場合に、ペットは市がなんとかしてくれると考えている人や、ペットを終生飼養するには金銭的な負担も大きい、飼い始めるときにそこまで考えが及ばない人もいるという。

高齢福祉課では、高齢者のペット問題で苦慮した経験が少なくない。入院が必要な高齢者がペットがいるために入院を拒んだり、ペットの預け先が見つからなかったりといった事案が発生しているほか、高齢者が飼育していたペットが取り残され、動物虐待と言えるような状況になっていたこともあった。こうした場合、地域包括支援センターや地域福祉コーディネーター、高齢福祉課等が連携してペットの預け先探しを行う。ただし、残されたペットを一時預かりしてくれるボランティアが見つかったとしても、餌代は支援者のカンパやボランティアの持ち出しにより賄うこともあるなど、高齢者のペット問題への対応は、福祉職が善意により業務外で対応しており、決して良い状況であるとは言えないと考えている。

一方、立川市では、年に1回、東京都動物愛護相談センターと意見交換する機会があるが、同センターに高齢者が飼育していたペットの引取りに応じてもらうことは難しい。また、立川市では、高齢者のペット問題について部署間で温度差があり、高齢者の支援にあたっている高齢者担当部署にとっては一大事でも動物担当部署では優先順位が低いと感じているという。

#### ❖高齢者のペット問題の解決に向けて求められる対応

立川市では、高齢者のペット問題を未然に防ぐため、ペットのエンディングノートである「大切なパートナーのためにしあわせ宣言ノート」を作成した。ノートはペットの世話ができなくなったときの預け先やワクチン接種・不妊去勢手術の実施状況、ペットの性格や餌等を記載しておくもので、立川市地域ケア会議と連名で発行している。ノートには市内の動物病院やペットショップ、ペットホテルの連絡先も掲載するとともに、さらにそうした先にノートを配布し、市民に普及してもらうことをお願いしている。なお、隣接する国分寺市では、立川市の例を参考に同様のノートを作成し、福祉職等に配布することを検討している。

また、立川市では、高齢者の周囲にいる関係者に対する啓発も重要であると考えており、東京都が作成したペットの適正飼養に関するチラシを、定期的にケアマネージャーや地域福祉コーディネーター等に配布している。さらに、地域ケア会議などの場で、福祉職のみならず民生委員や地


域の薬局などもまじえてペットに関する問題を共有したり、問題が生じた際の相談先をあらかじめ認識したりすることで、問題の早期探知・早期対応に努めたいとしている。

今後、高齢化が進みペット問題の増加が懸念される中では、現在の福祉職の善意に頼った対応では自ずと限界があることから、庁内においても高齢者担当部署と動物担当部署の連携を進め、担当者が変わったとしてもシステムとして対応できる仕組みが求められると考えている。

図表 29 ペットのエンディングノートである「大切なパートナーのためにしあわせ宣言ノート」(一部抜粋)

大切なパートナーのために  
しあわせ宣言ノート

令和3年4月版



立 川 市  
立川市地域ケア会議

### もしもの時のために

もしも、飼い主さんが病気になったり、介護が必要な状況になって大切なペットの世話ができなくなったりした時のために、今から備えていきましょう。

★もしも、飼い主さんが世話をすることができなくなったとき

自分の代わりにお世話をお願いしている人がいますか？	いる・いない (いる場合の連絡先) 名前: (続柄: ) 電話番号:
公的な手続きを行っていますか？	あり・なし ①ペット保険 ②ペット信託 ③遺贈(負担付遺贈・負担付死因贈与) ④遺言信託 (ある場合の連絡先) 担当者氏名: 連絡先:
ペットのための飼代などの保管	あり・なし (ある場合の保管先) 自宅・預金口座等
新しい飼い主さんの希望	あり・なし

飼い主さんが動けるうちに、大事なペットの将来を考え、準備しておく必要があります。犬の平均寿命は約15歳、猫は16歳であり、年々延伸傾向にあります。大事なペットが最期まで幸せに過ごすことができるように備えておきましょう。

(出典)立川市高齢福祉課

### 【立川市の地域包括支援センター等におけるペット問題の事例】

#### (1) A地域包括支援センターにおける事例

##### ① 高齢者のペット問題の全体的な傾向

- ・支援している高齢者ごとに「支援経過」を記録しているが、「犬」「猫」といったワードで検索するとかかなりの件数があり、2022年1月以降では16ケースに上る。
- ・飼育しているのは犬と猫が多く、高齢者は世話をすることを生きがいにしている。犬の場合は、散歩させることにより、高齢者の身体機能の維持につながっている。
- ・高齢者の場合、加齢や急な体調悪化により、ペットの世話ができなくなることがある。日頃から家族や近隣住民と交流がある人の場合は、そうしたケースでもペットの世話を代わりに頼める人がすぐに見つかるが、周囲との関係性が希薄な人は難しい。
- ・また、収入が人並み以上あれば、緊急時にペットの世話について困る人は少ないが、収入の少ない人の場合は、予防接種をしていないこともあり、代わりに世話をしてくれる人を見つける

のが難しくなる。

- ・高齢者に最終的にペットをどうするかについて聞くと、「保健所に相談する」という人が多く、一般の高齢者は誤った認識をしている。保健所はペットに関する一般的な相談のみ受け付けている(一部地域を除く)。

#### ②事例1:女性、生活保護受給者、猫2頭飼育

- ・急な体調不良により入院することとなったが、コミュニケーション能力が高く人当たりの良い人であったため、支援してくれる人が多かった。
- ・加えて、入院後、早期に猫を飼い続けるか否かの確認を取れたため、その間、地域包括支援センターをはじめとした支援者が、どのように対応するかを決めることができ、円滑に支援することができた。

#### ③事例2:夫婦、猫2頭飼育

- ・夫が急な体調悪化により入院。妻は身体機能が低下しており、夫の入院に伴い、不慣れな家事をする中でけがをし、入院することとなった。
- ・コロナの感染が拡大していた時期ということもあり、猫の取り扱いについて意向を確認できなかったため、担当のケアマネージャーが中心となり複数人で入室し、猫の世話をを行った。
- ・その後、夫婦の意向を確認する機会があったが、夫婦とも体調が安定せず、家に戻れるか否か見通しが立たなかったため、約1か月間、判断が揺れ動くということが続き、その間、ケアマネージャー等が猫の世話を続けざるを得ないという事態となった。
- ・最終的には譲渡することとなったが、夫婦は体調が回復し家に戻れることとなった。そのため、譲渡した猫を取り戻したいという申し出があったが、一度譲渡したものを返してもらうわけにはいかないという話をし、理解してもらった。
- ・このようにできる限りの対応を、業務外で行ったにも関わらず、猫を引き取った人からは、一連の対応について動物虐待であるとの指摘を受け、釈然としない思いを味わうこととなった。

### (2)B地域包括支援センターにおける事例

#### ①事例1:高齢の猫1頭飼育、健診やワクチン接種なし

- ・飼い主である高齢者が通院先で急に倒れ、そのまま入院。
- ・地域猫ボランティアと連携して対応する中、猫が高齢であったことから環境を変えずに自宅で飼育を続けるのが適切という判断に至り、地域包括支援センターやケアマネージャーが世話をすることとなった。
- ・入院中の飼い主と連絡を取り、餌代や緊急時のペットホテルの費用などについて工面したが、ワクチン接種を受けていないなど適正に飼育されていなかったことや、支援者側はペットの飼育経験がなかったことから、対応に苦慮した。

#### ②事例2:高齢者、高齢の犬1頭飼育

- ・飼い主である高齢者の入院後、別居の家族が本人の意思を確認することなく、犬を保健所に引き渡すこととしたが、地域包括支援センターが新たな飼い主を見つけ引き取ってもらうこととなった。

#### ③高齢者のペット問題への対応

- ・上記事例を踏まえ、同様の問題の発生を防ぐために、東京都動物愛護相談センターの協力を得ながら、高齢者の飼育するペットに関する問題について考える資料(「ペットと暮らし続けることについて考えよう」)を作成し、小地域ケア会議において共有するとともに、参加者がグループワークを行い、引取手のないペットの取り扱いについて意見を出し合った。
- ・その中で実現性のありそうな案は、関係する老人ホームでペットを引取り、セラピードッグとして活用することや、デイサービスで試験的に行っている犬によるセラピーを発展させ、ペットカフェを実施するといったもの。
- ・こうした案を実現するために、地域福祉コーディネーター等に協力者がいれば紹介してほしい旨、依頼している。
- ・小地域ケア会議でペットについて情報共有したことにより、地域包括支援センターの職員やケアマネージャーが、ペットの世話ができなくなった高齢者に対し、まずペットを譲渡するか否かの確認を取るなど、適切なアセスメントができるようになった。
- ・ただし、緊急時の対応については、確固とした対処方法があるわけではないので、東京都動物愛護相談センターとつながりを持ったように、様々な機関とのネットワークを広げ、対応力を高めていく必要があると考えている。

### (3)C 地域包括支援センターにおける事例

#### ① 事例1

- ・大型犬を複数頭、飼育していた高齢者で、家のごみ屋敷状態となっていた人が入院することとなり、知人が世話をすることとなったが、飼い主が急死してしまい、地域包括支援センターで対応せざるを得なくなった。
- ・犬が家から出てこないうえ、ごみ屋敷状態で中に入れなかったため、とりあえず玄関先に餌を置いておくこととしていた。
- ・飼い主が生前にペットの譲渡先を決めていたが、その人が引き取るまでの間、関係者による世話が必要だった。飼育環境が悪く、犬は飼い主以外に慣れていなかったため、連れ出すのに時間がかかり、保護したときには死んでいた犬もいた。
- ・問題が収束するまでに時間がかかったが、その間、関係者が犬の餌やりをすることとなり、負担が大きかった。

#### ② 事例2

- ・高齢者がペットを飼い続けられなくなったため、引取先の組織を見つけて紹介したが、当事者間でやり取りをする中で、飼い主が引取先に対して不信感を持つに至り、譲渡が実現しなかった。
- ・このように譲渡先があっても飼い主の意向に沿わないことがあると話が進まないこともあり、ペットの譲渡について難しさを感じている。

#### ③ ペットシッターの利用について

- ・有償のペットシッターを利用して高齢者が飼育していたペットの世話をしてもらったことがある。ただし、経済力的に難しい人は利用できない。
- ・一方、無償ボランティアの場合は、鍵を開けて室内に入ることができないなど制約があるため、



ペットの世話は難しい。

- ・認知症の飼い主の場合、有償のペットシッターは大変有効だが、飼い主が死亡のときの引取りはやはり難しい。

#### (4) D地域福祉コーディネーターにおける事例

- ・地域福祉コーディネーターは、福祉活動を行っているボランティアやNPO等の活動を支援したり、こうした地域の社会資源と困りごとを抱える住民とをつないだりしている。
- ・立川市では、地域猫活動を行っている団体が約 40 あり、地域福祉コーディネーターは、それら団体の連絡会にも関与している。地域猫活動団体の参加者の中には、猫の一時預かりやペットの防災対策、ペットカフェ等の活動を行っている方もいる。
- ・地域福祉コーディネーターには、飼い続けられなくなったペットの相談もあり、引き取ってくれる地域猫団体や個人のボランティア等を探し、飼い主との間を取り持つ。ただし、不妊去勢手術をしていないペットの場合には、引き取れないという方もいる。
- ・ペットを飼育する高齢者が入院する場合に課題となるのは、在宅に戻れるのか否かが見通せないことや、譲渡するか否かの飼い主の判断に時間を要することで、当事者の認知機能が低下している場合はより対応が難しくなる。
- ・他の自治体では、飼い主がペットを譲渡したにも関わらず、一時的に預けたものと誤認していたことによりトラブルとなったり、一時的に預けたペットが亡くなったりしたケースがある。裁判沙汰になるような事態を避けるには、譲渡に関する契約書を取り交わすことが必要だが、現実的には難しい。
- ・高齢者の飼育するペットの引き継ぎを円滑に行うには、「大切なパートナーのためにしあわせ宣言ノート」を活用するのに加え、ケアマネージャー向けのマニュアルがあると良いと考えている。

## 10. 町田市保健所 生活衛生課

### 保健所とボランティアが信頼関係を構築し、協力してペット問題に対応

#### ❖動物の保護や啓発活動で保健所とボランティアが連携

町田市には、動物愛護関係のボランティア団体が 10 団体程度あり、引取手のない犬や猫が発生した際、その保護・預かりの受け皿になるなど、動物愛護管理行政に協力してきた。各ボランティア団体の集合体が「町田動物愛護の会」で、動物の譲渡会の開催や啓発活動に取り組んでいる。

町田動物愛護の会では、市と連携して、月に1回、保健所の駐車場で譲渡会を行っているのに加え、町田動物愛護の会単独でも譲渡会を実施している。また、市内公立小中学校に呼びかけ、児童・生徒に動物愛護をテーマとした絵を描いてもらい、一定期間、展示の上、表彰する取組をしている。さらに毎年実施される「わんわんクリーンキャンペーン」は、路上の糞やごみを拾い歩いたり、犬の飼い主にマナーの向上を呼び掛けたりする取組だが、このキャンペーンも町田動物愛護の会が、東京都獣医師会町田支部及び保健所と共催しているものである。

図表 30 「わんわんクリーンキャンペーン」の記事を掲載した「ペットタウンまちだ」(一部抜粋)

**ペットタウン 第46号 まちだ**  
 2021年 (令和3年) 8月15日号  
 発行 ● 町田市 編集 ● 町田市保健所生活衛生課  
 〒194-0021 町田市中町2-13-3  
 ☎042-722-6727(直通) FAX 042-722-3249

**わんわんクリーンキャンペーン**  
 ～人も犬も気持ちよく暮らすために～

「わんわんクリーンキャンペーン」は、路上に落ちている糞やごみを回収し、犬の飼い主にマナーの向上を呼び掛ける活動です。町田動物愛護の会が主催し、東京都獣医師会町田支部、保健所と共催しています。参加費は無料です。活動時間は、毎月第1、3、5日曜日の午前9時から午後1時までです。活動場所は、保健所の駐車場です。参加希望の方は、町田動物愛護の会までお問い合わせください。

写真している前村の写真を、  
 犬(左)猫(右)の両方、両方からどうぞ。

生活衛生課 動物係 ☎ 042-722-6727

**犬の散歩の正しい飼い方について**  
**犬の散歩について**  
 犬は暑い季節が苦手な動物です。夏の散歩は朝早くか夜遅くの涼しい時間帯に行きましょう。日中のアスファルトの温度は約60度まで上がることもあります。道路からの粉塵(目玉)による胸中炎や、熱い道路を歩くことで灼傷がやけどすることもあります。  
 アスファルトは日が落ちてから、急に温度が下がるものではありません。犬の体温を守ることは飼い主の責任です。夏の散歩がけや灼傷は動物病院や獣医に注意しましょう。

**猫の散歩について**  
 近年、猫にハーネスやリードを付けて外出する飼い主が増えています。猫は犬と違い、散歩は必要ありません。知らない場所やパニックになり、脚・足を振り切つて逃げたとしても、追いつけなくなってしまう可能性があります。猫を外に出す際は、逃げさせないように十分に注意しましょう。  
 犬と違い、猫がハーネスやリードを装着する場合はありますが、災害が発生した際は迅速に避難するためにハーネスを装着するとより安心です。災害時等の必要な時に犬と一緒に避難できるように、習慣づけられるようにしましょう。

**暮らしのなかのペット防災**  
 全犬でできる備えとは②  
**もし被災してしまったら**  
 大きな地震などで自宅が倒壊したら、あるいは近くで火災が発生したら、自宅避難が不可能になったら、ペットとともに避難所に行くことになります。たくさん動物が集まるかもしれない時に飼い主さん一人ひとりが日頃からペットの病状予防をしておくことが大切です。そして避難所は、近所の方々とともに過ごす場所。近所の方にはいつも挨拶を欠かさない。匂いや鳴き声などで迷惑をかけない。避難から帰るという心配りをしておくことで、ペットとともに避難する場合は、受け入れてもらいやすくなるかもしれません。

**いつもと違う場所。ペットの心は不安でいっぱい!**  
 自宅以外で、ほかの人や動物とともに過ごす日課。動物たちもパニックしてしまいがちです。そんな時に、ペットと飼い主さんの間に心のつながりがあれば、「飼い主さんが一緒だから、きっと大丈夫」「飼い主さんが笑顔だから、怖がらなくて大丈夫」と、犬や猫が思えば、パニックして逃げ出したり、物が食べられなくなったりという困りごとを、減らす助けになるはずです。いつもと違う非常時こそ、日頃からお互いを思いやって仲良く暮らしていることが、大きな力となります。いざという時のためにも、今日も笑顔で過ごし、信頼感を育てることを心がけましょう。

**Vol.2**  
 日頃の暮らしにもっと気を配ることで、災害時の被害を減らすことができます。ペットの防災対策も、ぜひ考えてみましょう。

ライター紹介  
 いざという時のために備えておきたいことって、実は特別なことではありません。シリーズの2回目は、ふだんの暮らしの中で高たまり前にしていることが、被災時に役立つことをお伝えしました。見えておいてください!  
 著者紹介  
 町田動物愛護の会・日本の暮らしの中で取り返さるペット防災を考える、東京都獣医師会議員

ペットに関する情報は町田市保健所へ ☎042-722-6727(直通) FAX 042-722-3249

(出典)「ペットタウンまちだ」第 46 号(保健所編集・町田市発行の広報紙)

保健所では、連携するボランティア団体について、実績や法人格等の要件は設けていない。これまで保健所の獣医師職員がボランティア団体と少しずつ信頼関係を構築してきており、各団体の状況やノウハウを理解している。ボランティア団体の集合体である町田動物愛護の会は1～2か月ごとに定例会を開催しているが、保健所は庁内の会議室を会場として提供するとともに、職員がオブザーバーとして参加している。町田動物愛護の会では、人員不足等により、開催するイベントを減らしてきていることから、保健所ではイベントについても支援することにより、連携しながら動物愛護の啓発に努めている。

町田市は保健所政令市のため、動物の引取業務を町田市保健所が行っている。ただし、東京都のような大きな動物管理施設はないため、東京都と契約を締結し、東京都動物愛護相談センターに収容した動物の管理を委託している。ただし、東京都動物愛護相談センターの受入体制にも限界があるため、飼い主が飼い続けられなくなった場合の有料による引取りは慎重に行っており、対応が難しい案件に絞ってセンターに相談している。

町田市では、犬については保健所が連携しているボランティア団体が多い一方、猫は受け皿が少ないため、対応に苦慮することが多いという。猫の多頭飼育崩壊や遺棄、地域猫の対応等の事案が重なると、ボランティアの受け皿が不足し、二次崩壊になりかねない。ボランティア団体に過度な負担が生じることがないように、慎重に対応しているという。

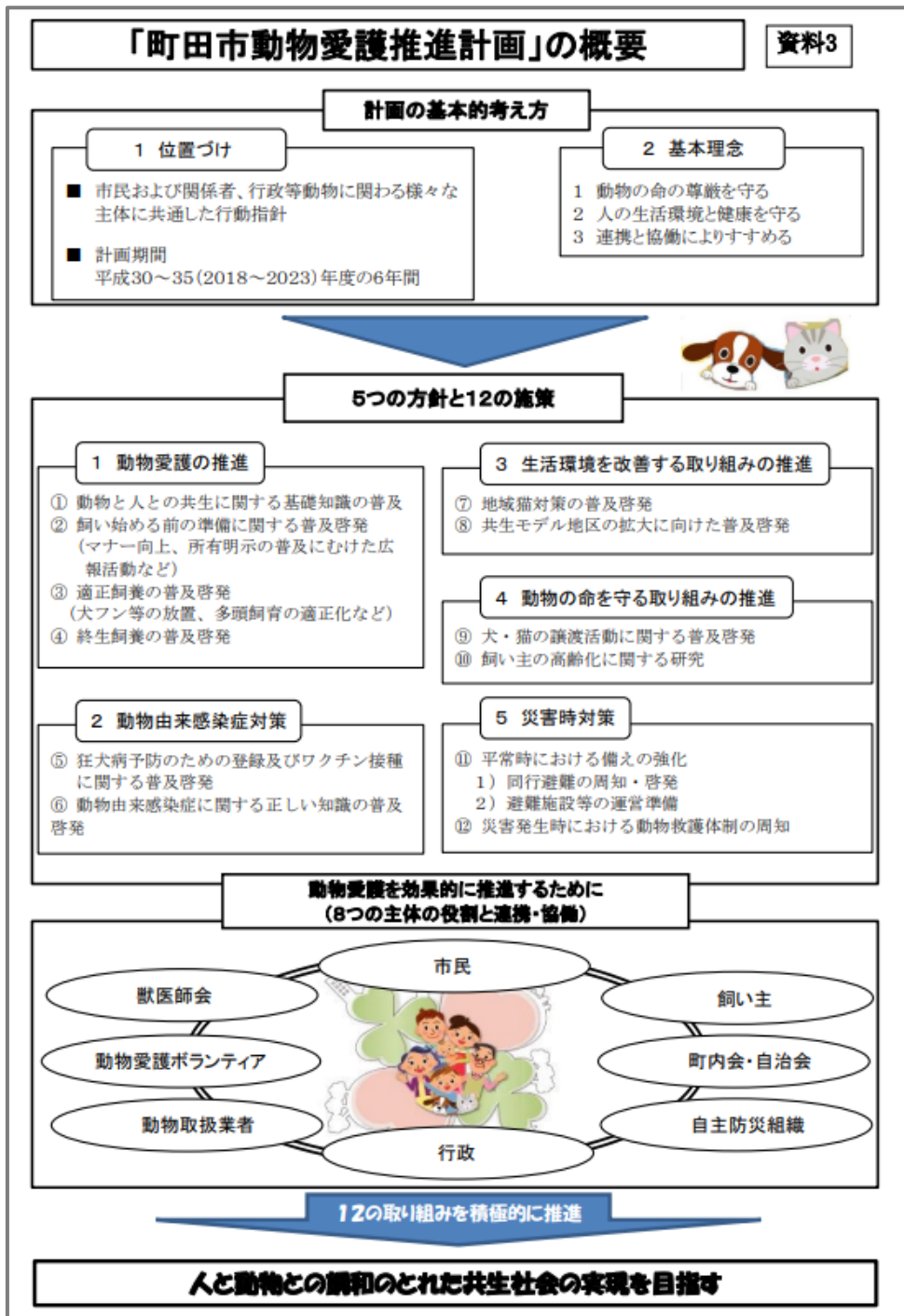
一方、東京都獣医師会町田支部とは狂犬病の集合注射で協力関係にあるほか、高齢動物を表彰する写真展でも連携している。ただし、町田市では獣医師会に所属していない獣医師も少なくないことから、獣医師会に所属していない獣医師も含めて協力関係を構築している。猫の不妊去勢手術の助成の対象となる動物病院は、獣医師会に所属していない獣医師の動物病院も含まれている。

## ❖保健所では飼い主の高齢化への対応を研究

町田市では、高齢者担当部署や生活保護担当部署から保健所に市民が飼育しているペットの取り扱いに関して相談が入ることがあり、最も困るのは短期間でペットの引き取ってほしいという相談であるという。飼い主の状況や家族構成等は、保健所では情報がない一方、日頃関わっている部署の職員やケアマネージャー等はよくわかっているし問題が初期の段階での探知もできるため、ペットの問題にかかる日頃の情報共有が重要となるが、現状は十分に行われていないという。今後ペットの問題に関する福祉部門との連携を円滑に進めていくためには、省庁間の調整や通知の発出など、国レベルでの対応が必要であると考えている。

一方、町田市では、市民やボランティア、行政など動物に関わる様々な主体に共通した行動指針として「町田市動物愛護推進計画」を策定している。現行の計画は前計画を踏まえて2018年度に策定したもので、新たに「飼い主の高齢化の研究」の項目を入れた。具体的には、飼い主の高齢化への対応に関して実績のある川崎市が開催した講演会に参加して情報収集を行うなどして、町田市が取り組むべきことを探っている。

図表 31 「町田市動物愛護推進計画」の概要



(出典)町田市保健所 生活衛生課

**【町田市保健所におけるペット問題の事例】**

① 事例1: 男性、独居、親族なし、犬2頭

[探知]

- ・入院が決まったが、犬を世話する人がいない。
- ・高齢者支援センター(地域包括支援センター)から保健所に連絡。

[経過]

- ・飼い主の入院後、保健所は病院のソーシャルワーカーを窓口として相談を重ねた。

- ・飼い主は退院の目途が立たなかったが、飼育継続を希望。
- ・飼い主が入院・死亡等の場合、①ペットシッター、②ペットホテル、③老犬・老猫ホームの3つの方法があることを伝えた。
- ・飼い主は、退院の目途が立たない中、前記の方法はいずれも経済的に難しいこと、退院したとしても飼育の継続に自信がないことから、保健所による引取りを希望。
- ・飼い主の入院中、保健所が給餌を行ったが、室内は足の踏み場がないほどごみが散乱していたのに加え、犬の糞が2～3か月分は堆積していた。犬はトリミングされていなかった。もし高齢者支援センターから保健所に連絡なく飼い主が入院し犬が取り残されていたら、犬は死んでいたかもしれない状況。
- ・休日等は保健所が給餌を行えないことから、ボランティアに相談したところ、無償で給餌を行うとともに、保健所が犬を引き取った後、ボランティアが保健所から引き取ることとなった。

[対応結果]

- ・条例に基づく引取りを実施。申請書類及び手数料受領。
- ・保健所からボランティアに犬を引渡し。

② 事例2: 男性、独居、猫1頭

[探知]

- ・飼い主の死亡後、飼い主の兄が猫の世話のため飼い主の自宅を往来していたが、その兄が体調を崩したため、飼い主の妹が保健所に相談。

[経過]

- ・飼い主の妹は猫を飼える状況になかった。
- ・猫は高齢であり、人に懐かなかつたことから、譲渡は難しいと判断。
- ・飼い主が入院・死亡等の場合、①ペットシッター、②ペットホテル、③老犬・老猫ホームの3つの方法があることを伝えた。
- ・飼い主は土地を所有しており兄妹が相続するという話を聞いたため、猫も遺品の一つとして考えてはどうかと提案。

[対応結果]

- ・その後、相談がないことから、兄妹で対応したものと思われる。

③ 事例3: 男性、独居(集合住宅2階)、猫7頭(ほかに母猫及び子猫数頭あり)

[探知]

- ・飼い主の甥から飼い主が死亡(孤独死)したが猫が取り残され、衰弱している個体もいる模様である旨、保健所に連絡あり。

[経過]

- ・飼い主の自宅に入った清掃業者に保健所が確認したところ、猫3頭のほか母猫及び子猫数頭がいて、餓死した猫も多く残されているとのこと。
- ・後日、保健所が現地を訪問したところ、成猫7頭を確認。母子猫は見当たらず、換気のため窓が開いていたことから母猫及び子猫は餌を探しに外に出た可能性があった。

- ・甥に猫も遺品であることや、飼い主が死亡した場合、老猫ホームを利用する方法があることを伝えたところ、甥からは猫を飼える環境にない、経済的に難しいとの話があった。
- ・成猫ばかりで譲渡会では引取手が見つからないと思われることから保健所が引き取る方向で検討中。
- ・甥は飼い主の自宅から5分ほどのところに住んでいるため、当面は甥に世話を依頼してある。

#### ④ 女性、独居(集合住宅)、猫2頭(いずれも高齢)

##### [探知]

- ・高齢の女性が衰弱していることからカンパンを持参したところ、衰弱した猫2頭を発見。
- ・ケアマネージャーから相談を受けた生活保護所管部署から保健所に連絡が入った。
- ・保健所がすぐに引き取るような対応はしておらず、譲渡会を通じた譲渡や、親族・知人や近所の人への譲渡を行うよう飼い主を指導していることを伝えた。

##### [経過]

- ・保健所が訪問したところ、猫はバセドウ病に罹患。飼い主は生活保護受給者であるが、猫のために多額の治療費を支出するなど、自分の生活より猫のケアを重視していた。
- ・飼い主は施設への入所を希望。認知症があり、保健所による猫の引取りを希望したり、継続飼育を希望したり、日によって発言が異なったため、当面、様子を見ることとした。

#### ⑤ 事例5: 女性、猫1頭

##### [探知]

- ・他県在住の妹より、2週間後に飼い主が入院することとなったため、猫について保健所に相談あり。

##### [経過]

- ・飼い主は認知症で、民生委員や福祉職と関係を持ちたがらない。
- ・猫は飼い主からかわいがられていなかった様子で人慣れしていない。
- ・保健所からボランティアに相談したところ、ボランティアが一時預かりに協力してくれることとなり、飼い主の妹に費用を提示。

##### [対応結果]

- ・最終的に、老猫ホームに入所させることとなり、動物病院に間に入れてもらい、ワクチン接種後、費用を支払い老猫ホームへ引渡し。

#### ⑥ 事例6: 高齢夫婦、猫1頭

##### [探知]

- ・夫が脳梗塞で入院したため、妻が保健所に連絡。

##### [経過]

- ・猫はペットショップで購入したもので1歳。
- ・妻は元々体調がすぐれなかったことから、夫が入院したため猫の世話ができなくなる不安があるとのこと。

- ・ペットは終生飼養が原則であり、どうしても難しい場合は飼い主が他人への譲渡や老猫ホーム等の利用等を行うべきであることを説明。
- ・保健所の駐車場で実施している譲渡会があること、親族にいざという時に助けてもらえないか相談しておくのが楽になることを話したところ納得した。

#### ⑦ 女性、独居、猫6頭、家の中でも車いす生活

##### [探知]

- ・週に1回、家政婦が来ており猫のトイレ掃除もしていたが、飼育の継続に限界を感じた飼い主から保健所に連絡あり。

##### [経過]

- ・猫を譲れる知人・友人はおらず、車いすのため譲渡会への参加も難しい。
- ・ボランティアに相談したところ、ある程度の費用を支払えば譲渡会への参加に協力してもらえるとのことであったが、近所に住んでいる飼い主の息子が休日の日(週2日)は世話をすることとなった。
- ・飼い主が1か月程度入院することとなったため、息子が来る休日以外はボランティアがシッターとして協力することとなった。

#### ⑧ 女性、集合住宅に息子と同居、猫1頭(20年近く飼育)

##### [探知]

- ・飼い主は生活保護受給者で、車いす生活。
- ・精神疾患がある息子が体調を崩し入院が必要だが、母親が一人で生活できる状態でない自分では入院できないとの相談が保健所にあった。

##### [経過]

- ・経済的に老猫ホームに預けるのは難しく、息子は体調を崩しているため譲渡会への参加も困難。

##### [対応結果]

- ・猫は20年近く飼育されており、ほどなく寿命を迎えることになるだろうと判断されたのに加え、息子の体調悪化が著しかったことから、保健所が有料で引き取り、その後、ボランティアに譲渡。

#### ⑨ 飼い主は孤独死、犬3頭

##### [探知]

- ・隣人より保健所に「1週間ほど前から隣りの家で生活音がしない」「犬が取り残されているのではないか」「腐敗臭がする」との通報あり。

##### [経過]

- ・入室できるか不明であったが現場を訪問したところ、すでに警察が到着し規制線が張られていた。
- ・隣人からは犬は3頭のうち1頭しか生きていないと見られるとの話。警察官から話を聞いたところ1頭は死亡しており2頭は衰弱しているとのこと。

- ・現場に入れないこと、飼い主が不在の場合、条例に基づく引取りには飼い主の後見人や親族からの申請が必要であることから、現場から退去した。
- ・数時間後、警察から保健所に連絡があり、生きている2頭の犬の引取りを依頼されたが、法や条例による根拠がないため、引き取れない旨回答。

[対応結果]

- ・警察がボランティアを探し当て、ボランティアが引取り。

⑩ 事例 10: 男性、独居

[探知]

- ・飼い主から6日後に入院することが決まったため引き取ってほしいとの相談。

[経過]

- ・娘2人がいるが、住まいが離れているのに加え、飼える環境でない。親戚は高齢の者ばかりで引取りを依頼できないとのことであった。
- ・退院の見通しが立たないため、ペットシッターやペットホテルは現実的でなかった。
- ・現場を訪れ猫を見たところ、人慣れしており譲渡の適性があったため、保健所で引き取る方向とした。

[対応結果]

- ・東京都動物愛護相談センターとの調整を行う時間がなかったため、ボランティア団体に相談し引取り可能か相談したところ、可能との回答であったため、保健所が有料で引き取った上でボランティア団体に譲渡。



## 11. 小平市 高齢者支援課

### 住民による高齢者の通いの場づくりが拡大。市は高齢者の見守り等で多様な取組を推進

#### ❖小平市における高齢者のペット問題の現状及び対応

小平市では、高齢者のペット問題の事例として、認知症となった人が施設に入る際、ヘルパーがペットの預かり先を探さざるを得なくなったケースがあったほか、支援に入っていた高齢者宅で猫が家の内外を駆け回っていて、捕まえることができず、飼い猫が野良猫になってしまうのではないかと懸念されるようなケースも発生している。猫は餌やりだけをしている人もいて、犬より飼いやすいため、問題になるのはほとんどが猫である。

犬、猫とも餌を買ってきたり、散歩させたりといったことが必要なもので、本来、経済的にゆとりがあり、健康な人でないと飼うのは難しい。住民が市に相談に来るのは、認知症の兆候が出たり、日常生活を送る上で心許なくなったりしたときだが、経済的に問題のない人は、その時点ではペットをどうするかについて解決しているものと見られる。

小平市における高齢者のペット問題は高齢化の進行とともに増加してきており、ある地域包括支援センターでは、昨年、地域ケア会議においてペットの問題について取り扱った。会議には市の職員（高齢者支援課及び環境政策課）、地域包括支援センター（基幹型を含む）、介護事業者、テーマに即した専門家として「NPO法人ぶるーべりー愛犬ふぁみりー協会」、住民の代表として民生委員が参加した。地域ケア会議では、会議での議論を踏まえてペットの健康状態や緊急時の預け先等を記載する「ペット情報カード」を作成し、活用している。

この地域ケア会議には、市から高齢者支援課と環境政策課が参加したが、両課による庁内での連絡会も実施しており、情報共有を図っている。一方、地域包括支援センターのセンター長会議や看護師等の職種別の会議なども行われており、高齢者支援課も同席している。こうした場を通じて高齢者を支援する様々な主体間において顔の見える関係を築くことができている、何か問題が生じたときに連携して対応することが可能である。

#### ❖高齢者の通いの場づくりが住民主導で進展

地域包括ケアシステムの構築に向けて、住民による自助や共助は不可欠であり、小平市はボランティア団体の育成を重要施策の一つに位置付け、社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体の育成に努めている。

ボランティアには高齢者の見守りや通いの場づくりなど様々な分野があるが、通いの場については、市民から取り組みたいという声が多く増えつつあり、高齢者支援課では住民の雰囲気が変わってきたと感じている。カフェ的なサロンや介護予防のための体操の場等が作られているほか、NPOを立ち上げて電球交換や掃除、外出の付き添い等の「ちょこっと支援」に取り組む団体もある。小平市は子どもと一緒に住んでいない高齢者世帯が多いこともあり、高齢者は子どもたちに面倒をかけないよう、元気なうちから居場所づくりに取り組んでいるという。こうした通いの場のうち、公開することに了解を得られたところについては「小平市医療・介護情報検索サイト」に掲載している。高齢

者支援課では、通いの場の活用等により仲間と地域で生きていけることを前提に、一部は行政に支援してもらうという形が高齢化社会のあるべき姿であると考えている。

一方、市では高齢者交流活動支援事業「こだまちサロン」に取り組んでいるが、これは地域の高齢者によるサロン活動等を支援するため、社会福祉協議会に委託して、サロンの立ち上げや運営についての助言や運営の補助を行うものである。2021年度は15団体立ち上がり、2022度はさらに5団体程度が設立される見込みである。市から補助金を支給するため、活動報告等を行える団体が対象になるが、サロン、カフェ、体操教室など、様々な団体が立ち上がっており、通いの場の一部はこの事業の対象となっている。

図表 32 小平市医療・介護情報検索サイト「地域の居場所・通いの場」(一部)



(出典)小平市医療・介護情報検索サイト(2022年11月8日時点)

### ❖高齢者の見守りや情報発信では多様な取組を推進

小平市では、高齢者の見守り体制の充実に向けて、通信機能付き LED 電球を利用した見守りシステムの活用に取り組んでいる。LED 電球の点灯の動きがない場合に宅配便会社が電話で安否を確認するが、確認が取れない場合は親族等に連絡する。経費について東京都から補助を受けられるモデル事業で、小平市はいち早く取り組んだことから、他市から問い合わせが来ることもあるという。事業に協力する自治会の拡大やモデル事業終了後の利用者確保、費用負担の検討な

ど課題はあるが、比較的 low コストで高い見守り効果を期待できることから、高齢者支援課では自治会等の協力を得ながら軌道に乗せたいと考えている。

また、コンビニをはじめ様々な分野の事業者と見守り協定を締結しており、高齢者の異変に気付いた際に市に連絡するよう依頼している。実際、高齢者宅で手紙や新聞が溜まっているといった連絡が、協定を締結している新聞配達店から入ることもあるという。

「介護予防・見守りボランティア」は、協力してくれる住民に見守りのポイントを教示した上でボランティアとして登録してもらう制度で、見守りの活動に加えボランティア同士が情報交換する交流会も開催されている。

高齢者に対する情報発信としては、高齢者支援課では市報等の紙媒体を主に利用している。情報物を個別に郵送するのが最も見られる効果が高いが、次は市報であるという。日頃、高齢者に連絡先を聞くと自宅の電話番号を言う人が多く、携帯電話の番号をいう人は少ない。また、ホームページに様々な情報を掲載しているが、高齢者は心配ごとがあると、直接電話で問い合わせてくることが多い。60代の人にはインターネットを使っている人も多いと見られるが、行政の高齢者向けサービスを利用している70代後半の人はスマホなど新しいものを覚えるのが難しい。したがって、情報発信は紙媒体に頼らざるを得ないという。

ただし、ホームページやSNSは利点が多いため、高齢者支援課ではスマホ教室を開催して高齢者のITリテラシーの向上に努めている。また、健康推進課と連携して取り組んでいる「介護予防ボランティアポイント」は歩数やボランティア活動への参加等によりポイントが付与される制度だが、ポイントの付与はスマホアプリでも行っている。今後はスマホ教室等における高齢者の反応を見ながら、オンラインでの講演会開催など、次のステップにつなげたいと考えている。

## VI. 高齢者のペット飼育の現状及び課題

### 1. 高齢者のペット飼育の現状

本項では、高齢者のペット飼育の現状について、本調査において行ったアンケートの結果から見てみる(アンケートの実施方法はP.2を参照)。

なお、ここでは、以下の4つの主体を対象に行ったアンケートの設問のうち、高齢者のペット飼育に係る課題抽出や課題解決に向けた取組の立案に特に関連のある設問の回答結果を抜粋して掲載する。

また、アンケートの回答結果については、次項の「2. 高齢者のペット飼育に関する課題」を説明する中でも触れている。

	アンケートの対象
1	都内の地域包括支援センター及び訪問介護事業所
2	都内自治体の高齢者担当部署
3	都内自治体の動物担当部署
4	東京都動物愛護相談センター

#### [回答結果の見方]

- ・回答結果の数値を、(%)で表記している箇所については、小数点第2位を四捨五入し小数点以下第1位までを表記している。このため、単数回答の合計が100.0%とならない場合がある。
- ・本文中の「n」はその設問の回答数を、「SA」は単一回答を、「MA」は複数回答を示す。

#### (1) 都内の地域包括支援センター及び訪問介護事業所を対象としたアンケート

##### ① 回答者の属性

図表 33 回答者の属性

(単位: %)

		合計	従業員数		
			5人以下	6~10人	11人以上
	n	388	70	232	86
地区	区部	67.8	62.9	65.5	77.9
	市町村部	32.2	37.1	34.5	22.1
所属	地域包括支援センター	62.4	54.3	78.0	26.7
	訪問介護事業所	37.6	45.7	22.0	73.3

## ② ペット飼育割合

問4 訪問先の高齢者宅では、約何割のご家庭でペットが飼われていると思いますか。大体の感覚でお答えください。[1つ選択]

訪問先で何割の家庭がペットを飼っているかを尋ねたところ、「0～1割」が62.9%で最も高く、以下「2～4割」(35.1%)となっている。

訪問介護事業所では「0～1割」が80.1%と突出して高く、地域包括支援センターにおける「0～1割」の割合(52.5%)との差異が大きい。

図表 34 ペット飼育割合

(単位:%)

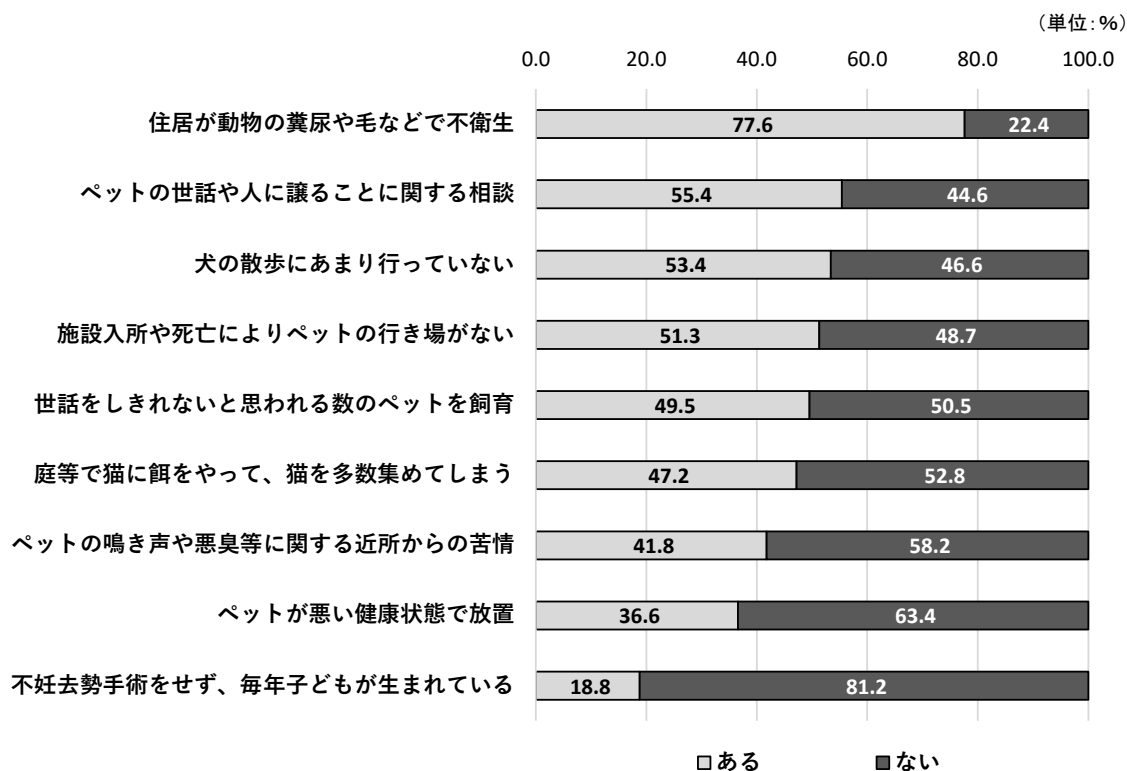
	合計	地区		所属		従業員数		
		区部	市町村部	地域包括支援センター	訪問介護事業所	5人以下	6～10人	11人以上
n	388	263	125	242	146	70	232	86
0～1割	62.9	64.3	60.0	52.5	80.1	72.9	56.0	73.3
2～4割	35.1	32.7	40.0	44.6	19.2	25.7	41.4	25.6
5～8割	1.5	2.3	0.0	2.5	0.0	1.4	2.2	0.0
9割以上	0.5	0.8	0.0	0.4	0.7	0.0	0.4	1.2

## ③ 訪問先におけるペットに関する問題

問6	訪問先で、動物の世話が行き届かず、住居が動物の糞尿や毛などで不衛生になっているケースに遭遇したことはありますか。[1つ選択]
問7	訪問先で、世話をしきれないと思われる数のペットを飼育しているケースに遭遇したことはありますか。[1つ選択]
問8	訪問先のペット(犬、猫、ウサギ)が、不妊去勢手術を受けていないため、毎年子どもが生まれているケースに遭遇したことはありますか。[1つ選択]
問9	ご担当の高齢者がペットの世話ができなくなり、ペットの世話や人に譲ることについて相談を受けたことはありますか。[1つ選択]
問10	ご担当の高齢者の施設入所や死亡により、ペットの行き場がなくなるケースに遭遇したことはありますか。[1つ選択]
問11	ご担当の高齢者が、飼っているペットの鳴き声や悪臭等について、近所から苦情を受けたと聞いたことはありますか。[1つ選択]
問12	訪問先で、庭等で猫に餌をやって、猫を多数集めてしまうケースに遭遇したことはありますか。[1つ選択]
問13	犬を飼っている訪問先で、犬の散歩にあまり行っていないようなケースに遭遇したことはありますか。[1つ選択]
問14	訪問先のペットが病気やケガ、痩せているなど、悪い健康状態で放置されているのを見たことはありますか。[1つ選択]

訪問先におけるペットに関する問題について尋ねたところ、「ある」の割合が最も高かったのは「住居が動物の糞尿や毛などで不衛生」(77.6%)で、以下「ペットの世話や人に譲ることに関する相談」(55.4%)、「犬の散歩にあまり行っていない」(53.4%)、「施設入所や死亡によりペットの行き場がない」(51.3%)となっている。

図表 35 訪問先におけるペットに関する問題



訪問先におけるペットに関する問題について、「ある」の割合を地区別に見ると、市町村部では「施設入所や死亡によりペットの行き場がない」を除く8項目で合計の割合を上回っている。

「ある」の割合を所属別に見ると、地域包括支援センターでは全9項目で合計の割合を上回っている。また、「ある」の割合を従業員数別に見ると、6～10人では全9項目で合計の割合を上回っている。なお、6～10人の事業所は、地域包括支援センターが78.0%を占めている(図表23)。

一方、訪問介護事業所は、全9項目で合計の割合を下回っているが、問4のペット飼育割合において「0～1割」が80.1%で地域包括支援センターの割合との差異が大きかったこと(図表24)を考え合わせると、訪問先でペットを飼育していることを十分に認識しておらず、ペットに関する問題が生じていることや深刻化していることを把握するのが遅くなっている可能性がある。

図表 36 訪問先におけるペットに関する問題の「ある」の割合

(単位:%)

	合計	地区		所属		従業員数		
		区部	市町村部	地域包括支援センター	訪問介護事業所	5人以下	6～10人	11人以上
n	388	263	125	242	146	70	232	86
住居が動物の糞尿や毛などで不衛生	77.6	74.9	83.2	84.3	66.4	68.6	79.7	79.1
ペットの世話や人に譲ることに関する相談	55.4	53.6	59.2	69.8	31.5	44.3	60.3	51.2
犬の散歩にあまり行っていない	53.4	51.7	56.8	57.9	45.9	47.1	55.2	53.5
施設入所や死亡によりペットの行き場がない	51.3	51.7	50.4	66.9	25.3	41.4	56.9	44.2
世話をしきれないと思われる数のペットを飼育	49.5	46.0	56.8	59.9	32.2	44.3	51.7	47.7
庭等で猫に餌をやって、猫を多数集めてしまう	47.2	47.1	47.2	55.4	33.6	40.0	49.6	46.5
ペットの鳴き声や悪臭等に関する近所からの苦情	41.8	39.5	46.4	52.5	24.0	30.0	44.0	45.3
ペットが悪い健康状態で放置	36.6	35.0	40.0	42.6	26.7	30.0	41.4	29.1
不妊去勢手術をせず、毎年子どもが生まれている	18.8	18.6	19.2	24.4	9.6	10.0	22.8	15.1

#### ④ ペットに関する問題に遭遇したときの相談先

📌 問 15 で「1 相談した」を選んだ方にうかがいます。(問 15-1～15-3)  
問 15-1 どこに相談しましたか。[複数選択可]

ペットに関する問題に遭遇したとき、どこに相談したか尋ねたところ、「職場の上司や同僚」(49.4%)、「保健所など区市町村の高齢者福祉担当部署」(31.6%)、「保健所など区市町村の動物担当部署」(29.4%)といった、所属する組織や関連組織に該当する回答が上位となった。

また、「高齢者の別居の家族や親戚」(42.0%)や「高齢者と同居する家族」(30.5%)といった当事者の親族に該当する回答も比較的多い。

外部の主体としては、「動物愛護団体、ボランティア」が 39.0%で最も高くなっている。

「その他」の記入内容を見ると、「ケアマネージャー(「ケアマネージャー事務所」を含む。以下同じ)」が 32 件(11.9%)、「地域包括支援センター」が9件(3.3%)あった。本調査は地域包括支援センター及び訪問介護事業所のケアマネージャーを対象としており、「その他」に記入のあったケアマネージャーは、居宅介護支援事業所に所属し、当該高齢者を担当しているケアマネージャーを指しているものと見られる。

所属別に見ると、地域包括支援センターでは、「動物愛護団体、ボランティア」(51.6%)、「保健所など区市町村の動物担当部署」(40.2%)、「東京都動物愛護相談センター」(31.5%)、「保健所など区市町村の高齢者福祉担当部署」(39.7%)が、合計の割合を 10 ポイント程度上回っている。

訪問介護事業所では、これらの項目の割合が相対的に低く、「職場の上司や同僚」が 48.2%で最も高く、以下、ケアマネージャーや地域包括支援センターが多く含まれる「その他」(44.7%)、「高齢者の別居の家族や親戚」(38.8%)となっている。

こうした結果から、高齢者に直接関与する訪問介護事業所がペットに関する問題に遭遇した際は、職場や当事者の親族に相談するほか、解決が困難な事案はケアマネージャーや地域包括支援センターに相談したり、訪問介護事業所から相談を受けたケアマネージャーが同センターに相談したりし、同センターでは、さらに専門的な知見を有する主体に相談しているといった流れが想定される。

図表 37 ペットに関する問題に遭遇したときの相談先

(単位:%)

	合計	地区		所属		従業員数		
		区部	市町村部	地域包括支援センター	訪問介護事業所	5人以下	6~10人	11人以上
n	269	171	98	184	85	41	168	60
職場の上司や同僚	49.4	53.2	42.9	50.0	48.2	58.5	47.0	50.0
高齢者の別居の家族や親戚	42.0	42.1	41.8	43.5	38.8	51.2	41.7	36.7
動物愛護団体、ボランティア	39.0	38.6	39.8	51.6	11.8	31.7	47.6	20.0
保健所など区市町村の高齢者福祉担当部署	31.6	34.5	26.5	39.7	14.1	24.4	35.7	25.0
高齢者と同居する家族	30.5	32.7	26.5	30.4	30.6	39.0	30.4	25.0
保健所など区市町村の動物担当部署	29.4	32.7	23.5	40.2	5.9	24.4	33.3	21.7
東京都動物愛護相談センター	21.9	22.2	21.4	31.5	1.2	19.5	26.8	10.0
動物病院	18.6	18.1	19.4	23.9	7.1	12.2	21.4	15.0
社会福祉協議会、民生委員	14.5	11.1	20.4	19.6	3.5	19.5	15.5	8.3
高齢者の友人や知人	13.8	15.2	11.2	17.4	5.9	24.4	14.3	5.0
ペット関連業者	10.0	10.5	9.2	13.6	2.4	12.2	10.7	6.7
町会、自治会、マンション管理組合等	8.2	10.5	4.1	10.3	3.5	7.3	8.9	6.7
警察	1.1	1.2	1.0	1.6	0.0	0.0	1.8	0.0
その他(※)	19.7	17.0	24.5	8.2	44.7	24.4	14.9	30.0

※「その他」の記入内容(所属別)

		所属			
		地域包括支援センター		訪問介護事業所	
		件数	割合 (単位:%)	件数	割合 (単位:%)
記入内容	ケアマネージャー	1	0.5	31	36.5
	地域包括支援センター	0	0.0	9	10.6
	その他(※※)	14	7.7	3	3.5

※※「その他」の記入内容:動物愛護関連の一般社団法人、猫を保護している地域の団体、NPO法人、ケースに関わっているブリーダー、ボランティア、愛護活動を行なっているという議員、市役所、生活保護担当課、生活支援コーディネーター、本人に関わる医療機関、後見人、近隣住民、近隣中学校、その種の動物が好きな同業者や友人、既に動物飼育している高齢者・障害者施設サービス、事業所に新たな飼い主探しの情報をだした

注:1人が複数の主体を記入している場合は、それぞれを1件として件数を数えている。



## ⑤ 問題の解決に向けて中心に対応した個人・組織

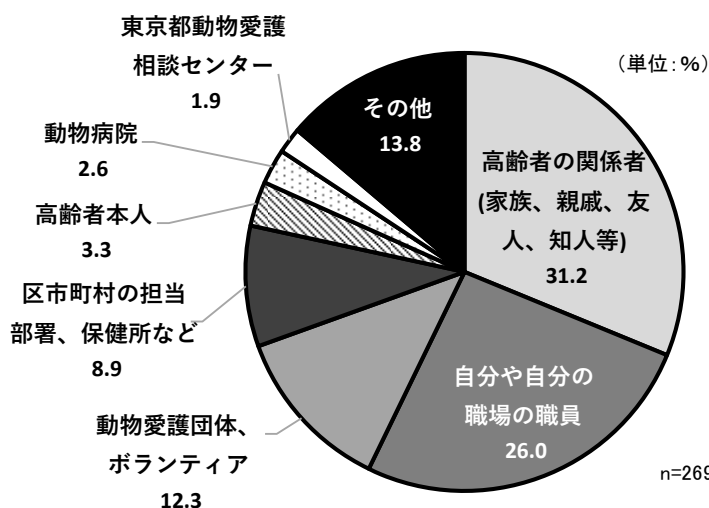
問 15-2 相談した後、問題の解決に向けて中心に対応した個人・組織は次のうちいずれですか。[1つ選択]

問題の解決に向けて中心に対応した個人・組織を尋ねたところ、「高齢者の関係者(家族、親戚、友人、知人等)」が 31.2%で最も高く、以下「自分や自分の職場の職員」(26.0%)、「動物愛護団体、ボランティア」(12.3%)、「区市町村の担当部署、保健所など」(8.9%)となっている。

また、「その他」の記入内容を見ると、「ケアマネージャー」が 20 件(7.4%)、「地域包括支援センター」が5件(1.9%)あった。

このように回答が特定の個人・組織に集中していないことから、ペットに関する問題については、中心となって対応する主体が定まっておらず、事案によって様々であるものと見られる。

図表 38 問題の解決に向けて中心に対応した個人・組織



(出典) 都内の地域包括支援センター及び訪問介護事業所を対象としたアンケート

## ⑥ 相談しなかった理由

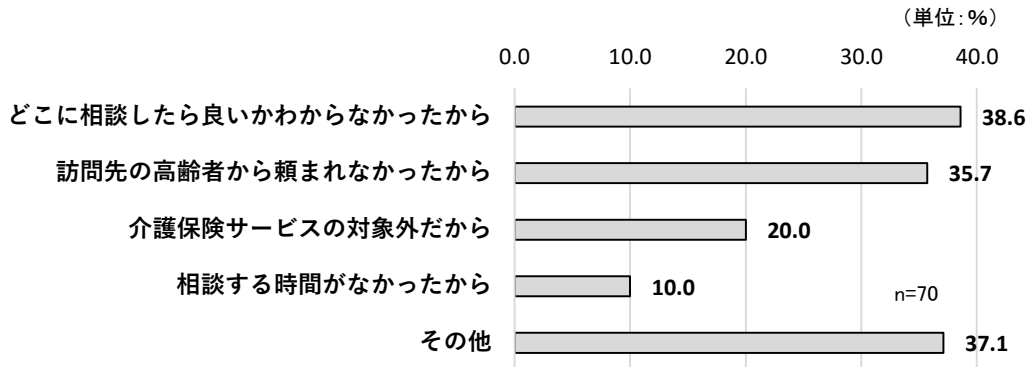
問 15-4 相談しなかった理由は何ですか。[複数選択可]

問 15 で「相談しなかった」を選んだ人にその理由を尋ねたところ、「どこに相談したら良いかわからなかったから」が 38.6%で最も高く、以下「訪問先の高齢者から頼まれなかったから」(35.7%)、「介護保険サービスの対象外だから」(20.0%)、「相談する時間がなかったから」(10.0%)となっている。

「その他」の記入内容を見ると、本問は問6～14(訪問先におけるペットに関する問題)のいずれかで「ある」を選択した人を対象とした設問であるにもかかわらず、「問題事案に遭遇したことがなかったため」とする回答が 10 件(14.3%)あったのに加え、「相談するほどのことではなかったため」とする回答が6件(8.6%)あった。高齢者に係るペット問題は、時間の経過とともに深刻化するケースもあるが、そうした可能性を回答者が十分に認識していないことも考えられる。

このほか、「その他」には「家族がいたため」とする回答も6件(8.6%)あった。

図表 39 相談しなかった理由



(出典) 都内の地域包括支援センター及び訪問介護事業所を対象としたアンケート

※「その他」の記入内容(所属別)

		所属			
		地域包括支援センター		訪問介護事業所	
		件数	割合 (単位: %)	件数	割合 (単位: %)
記入 内容	問題事案に遭遇したことがなかったため	4	10.5	6	18.8
	相談するほどのことではなかったため	4	10.5	2	6.3
	家族がいたため	4	10.5	2	6.3
	その他(※※)	3	7.9	1	3.1

※※「その他」の記入内容: すぐに新しい飼い主が見つかったから / 私が利用者様に頼まれて、犬を預かりました / 相談を受け付けてくれるところがなく、課題解決できないので / 解決方法があっても本人が実行しないから

## ⑦ 高齢者にペットに関する問題が生じたとき、どのような支援があると良いか

問16 高齢者にペットに関する問題が生じたとき、高齢者に対する支援として、どのようなものがあると良いと思いますか。ご意見をお聞かせください。

高齢者にペットに関する問題が生じたとき、どのような支援があると良いか、自由記入方式で尋ねたところ、310人から様々な意見が寄せられた。それら意見を項目分けして集計したが、1人が複数の項目にわたる意見を記入している場合は、それぞれを1件として件数を数えている。

集計結果を見ると、高齢者が入院する場合等における「ペットの一時預かり」が26.8%で最も高く、以下、散歩や餌の購入・餌やり、排泄物の処理等の「ペットの飼育支援」(24.2%)、ペット問題の相談窓口の設置・明確化等の「問題解決のための相談対応」(22.9%)となっている。

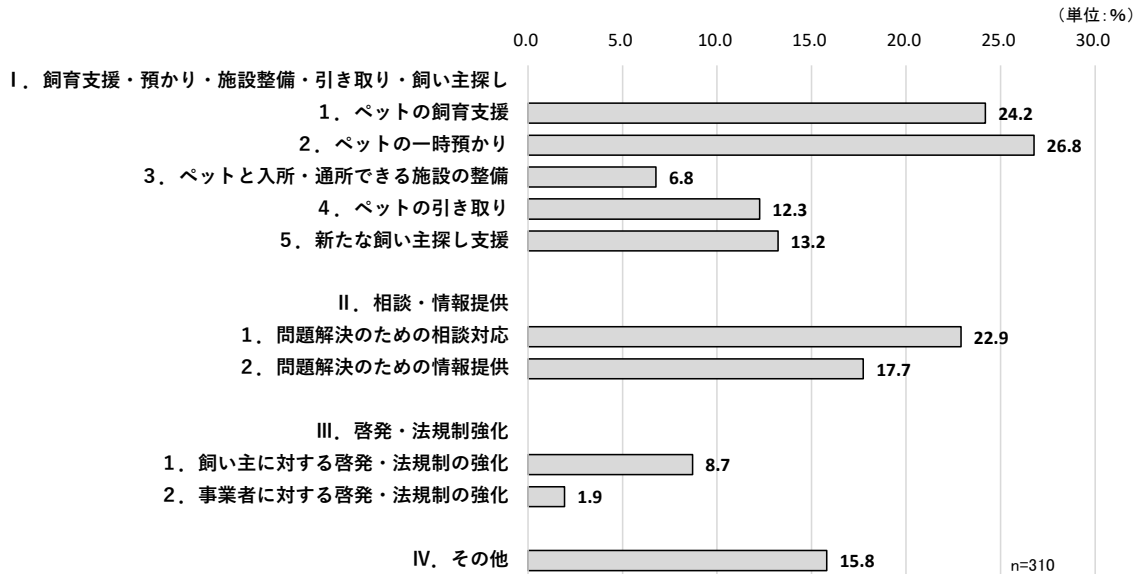
また、こうした高齢者に対する支援のサービスについては、無料もしくは低額で提供されるべきであることや、支援を担うボランティアの育成・援助の必要性を挙げる意見が目立った。

さらに、高齢者によるペットの終生飼養には限界があるという前提の下、飼い主やペット事業者に対する啓発や法規制の強化(ペット購入時の年齢の制限、一時預かり先の登録等)を求める意見も見られた。

「その他」の記入内容は、「ペットの主治医制度導入」や「任意後見契約の際、ペットについても契約をしておく」など、具体的な支援に関する少数の意見のほか、ペット問題に関する過去の事例や苦労した点、現在の取組内容等が多かった。

所属別に見ると、地域包括支援センターでは「ペットの一時預かり」(33.2%)が、訪問介護事業所では「問題解決のための相談対応」(28.2%)が、合計の割合を5ポイント以上、上回っている。

図表 40 高齢者にペットに関する問題が生じたとき、どのような支援があると良いか



図表 41 高齢者にペットに関する問題が生じたとき、どのような支援があると良いか(記入内容、一部を抜粋、n=310)

※1人が複数の項目にわたる意見を記入している場合は、1つのセルに全ての記入内容を掲載している。回答者が入力した文章を、趣旨を損なわないよう配慮し修正・要約していることがある。

意見	地区	所属
<b>I 1. ペットの飼育支援</b>		
ペットの世話や一時保護などの支援があると良い。行政には、地域で活動している動物愛護団体やボランティアの情報の取りまとめをお願いしたいです。	区部	包括センター
散歩、餌やり、排せつ物の処理と清掃を安価またはボランティアで行ってくれるサービスがあるとよい。施設でもペットが飼えるようにしたらよいと思う。高齢者の癒し、心が豊かになる時間を少しでも持ってほしい。	区部	包括センター
事前に助成制度を利用して不妊手術を受けてもらうように情報提供もしたが、高齢者に認識や理解を得るのが困難な場合があり、伝えるだけでは動けない事例が多くある。また手術費用面でも近隣の動物病院は割高で、安価な病院は遠方であり、本人や家族のみで行くことや費用負担が難しい場合もある。よって多職種多機関で飼い主や家族へ包括的に支援することが必要と思われる。	区部	包括センター
多頭飼育のペットの引取手がいない。やむを得ない場合の引取手が必要。殺処分をしない時代なのでなおさら。不妊や去勢等の支援者が必要。地域包括支援センター職員の仕事でしょうか？実際センター職員で行ったこともあります。	区部	包括センター
入院時に無料や低料金でペットを預かったり餌やりのために訪問してくれたりするサービス(ペットホテル等を利用できるお金に余裕のある方は良いが、生活保護受給者などお金のない人だと困ってしまう。職員が交代で餌やりに通うこともあった)。入所や死亡等の際に、福祉関係者からアクセスしやすい譲渡や里親探しの仕組み。また、動物愛護関係者に相談したりつながったりしやすい仕組み。いずれにしても、問題が生じてからだけでなく、入院・入所・死亡等に備えた予防的な普及啓発や取組が必要だと思います。	区部	包括センター

<p>介護保険における、訪問ヘルパーはペットの世話をしてはいけません。高齢者でペットを飼っている方で世話ができない方の支援制度をきちんと作っていただきたい。訪問介護員の中にはアレルギーが出てしまうケースが多々ある。介護人材は少ないので、ペットだけでなく、高齢者の環境を整備して行ってほしい。</p>	<p>区部</p>	<p>介護事業所</p>
<p>散歩や治療、トリミング等の定期的な支援。ペット用品の購入、餌やり、掃除等は介護保険での実施が難しいため、そのような支援も必要と思われる。また、里親探しや引取りも必要になると思われます。金銭的に余裕のない方がペット問題に直面することが多くあると思われるため、金銭的に負担の少ない支援が必要です。</p>	<p>区部</p>	<p>介護事業所</p>
<p>餌が重くて買ってこられない高齢者の方がいたので、餌を買ってくる支援やペットが病気になったときに病院へ連れて行ってあげられる支援があると高齢者も家族同様のペットと一緒に楽しく過ごすことができるのではないかと思います。</p>	<p>区部</p>	<p>介護事業所</p>
<p>高齢者が居住する地域にお世話や相談ができる拠点があり、介護の相談窓口である地域包括支援センターと連携できるシステムがあると良いと感じます。ペットに関する相談窓口などが地域全体に周知されるようになると良いと思います。</p>	<p>区部</p>	<p>介護事業所</p>
<p>自分の担当ではないが、独居高齢者が緊急入院した際、飼っていた犬の世話を誰がするか問題になったことがある。本人はケアマネージャーに鍵を預けて餌をあげてほしいと言っていたが、ケアマネージャーの仕事ではないと思う。緊急時にすぐにペットを預かってくれるところがあると良いと思う。</p>	<p>市町村部</p>	<p>包括センター</p>
<p>安価なペットシッターサービス、緊急対応で預かってくれるところ、訪問での予防接種実施、問題発生予防として、ケアを含めたペット保険の義務化、猫にも鑑札をつけることの義務化</p>	<p>市町村部</p>	<p>包括センター</p>
<p>大切に育てている方が多く、飼育者の体調不良や入院・施設入所時にペットの行き場がなく自身のケアを後回しにするケースが何件かあったため、ペットの長期預かり施設の案内や飼育不可となった際の相談先の案内サービスがあると良いと思う。(先々の問題として世話ができていながら相談できる体制があると良い。) 犬の散歩のボランティア等があると、ペットとの生活が継続可能となる。また、餌を買いに行くことやトイレの始末等が高齢者自身で行えなくなり、自費でヘルパーに依頼しているケースもある。介護保険のような支え合いの仕組みも創設・充実されていくと良いのではないかな。</p>	<p>市町村部</p>	<p>包括センター</p>
<p>高齢者が飼っている犬や猫も、同じように高齢なので預かってくれる先が見つかりません。高齢者にとってそれぞれの動物たちは家族も同然ですが、高齢者自身が動けなくなることで世話も十分にできず、病気でも病院に連れていけないのが現状です。私は動物が大好きでその犬は私によく懐いていたので、利用者様と話し合い、お預かりしました。利用者様が施設に入所したり、病院に入院されたりした際には、その犬を連れて外で面会をさせてもらいました。全ての犬や猫に同じようなことをしてあげられないので、行き場のない動物たちを受け入れることのできる施設を作れたらよいと思います。</p>	<p>市町村部</p>	<p>介護事業所</p>
<p>独居の高齢者で麻痺の方やペットの糞の始末ができない方に対してどこに相談したらよいかかわからないので、相談窓口等があれば安心して相談できるかと思えます。また、介護保険ではペットのお世話ができないので、ペットの世話事業のようなものが手軽に頼めたら良いかと思えます。面倒が見られないとペットがかわいそうです。かわいがってくれる飼い主を市役所等も掲示板やホームページに掲載してはどうかと思えます。</p>	<p>市町村部</p>	<p>介護事業所</p>
<p><b>I 2. ペットの一時預かり</b></p>		
<p>無料で一時的に預かってくれる施設があると、高齢者の方は安心して入院などができると思えます。</p>	<p>区部</p>	<p>包括センター</p>

急な入院でペットの世話ができないという相談を受けたことがあり、短期間でも預かってくれるような支援があると良いと感じたことがあります。	区部	包括センター
現在も民間事業者が代わりに散歩に行くサービスやペットの老犬ホームなどがあるが高額で利用できる方も限られているので、もう少し安価で対応してもらえるとありがたい。また、高齢者のペット問題をメディアで取り上げてほしい。	区部	包括センター
NPO法人などボランティアにつながるように、案内や相談場所があると良い。(過去に相談した、保護活動ボランティアさんで、逆に問題になる行動を取る方がいた。そのため、当法人としてはボランティアさんに相談するにはかなりハードルが高い。組織の事情を理解した上で、保護をしてくれる、安心して相談できる方がいれば心強い。保健所は殺処分のイメージが強いので、保護前提の部署があると良い。一時保護の場所があると良い。臨時のペットホテルなど。	区部	包括センター
入院やけがでペットの世ができなくなったときに、緊急で預かってくれる所があると良いと思います。	区部	介護事業所
一時的に預けられるシェルターみたいな場所。様々な事情や疾患や状況の方がいるので全てに対処することは難しいと感じる。区の高齢担当に相談しても解決しなかった。ほとんど動いてくれないケースの方が多い。担当者レベルでその都度対応して行くしかないなと感じてしまいました。	区部	介護事業所
ペットを保護してくれる団体(地域猫、野良猫の保護団体はあるがペットの保護までは対応できず、保健所もペットは対応してくれない)	市町村部	包括センター
預かる(一時預かり)場所や世話の支援をするボランティアがあると良い。現状は少なく支援につなげることが難しい。	市町村部	包括センター
急に飼えなくなったときに、行き先が決まるまでの一時預かり所のようなものがあると安心できる。	市町村部	介護事業所
<b>I 3. ペットと入所・通所できる施設の整備</b>		
ペットと共生できる施設や通所できるデイサービスなどが増えると良い。入院したら預かるサービスも助かる。ペットを飼育していることにより、入院や治療を拒否して高齢者が重症化した例もある。	区部	包括センター
担当地域は生活保護受給者の方が多いらしいです。餌代等を自分の食事よりも優先する方もいます。加えて、入院が必要な状態でも「ペットを飼育しているから断ってきた」と入院拒否をする方もいます。施設入所が必要な方も同様です。ペットと一緒に入所できる施設はまれです。そういった際に、ここに連絡をするとすぐに保護してくれるという場所の一覧等が手元にあると良いと思います。	区部	包括センター
もっとペットと一緒に入所できる施設が増えると良い。	区部	介護事業所
ペットと一緒に通えるデイサービスや一緒に入所できる施設があると良い。近所からの情報でペットの飼育状況を見に来てくれる組織があると良い。	市町村部	包括センター
<b>I 4. ペットの引取り</b>		
世話ができなくなったとき(心身機能の悪化、施設入所等)にペットを引き取ってもらえる場所、あるいは引取手を探してくれる場所。	区部	包括センター
動物の種類・年齢問わずに引き取ってくれる所があると良い。ペットの保護・移動支援も安価で対応してもらえると良い。	区部	包括センター
対象者の死亡や施設入所のためにペットの金魚を地域包括支援センターで引き取ったケースがある。引き取ってもらえそうな施設や個人のリスト管理やあっせんをしてくれる組織がほしい。	区部	包括センター
残されるペットの飼い主を探してくれるインターネット上のサイトを利用し、引き取ってもらったケースがあった。	区部	介護事業所

病気やけが等で飼えなくなってしまう際の動物たちの行き場が必要。ボランティアもあるが、受けてもらえているのは、ほんの一部だと思います。	区部	介護事業所
高額な費用がかからずに引き取ってくれる団体があれば助かるが、そもそも高齢になって安直に動物を飼育する環境を助長するのはいかがなものかと考える。	市町村部	包括センター
高齢者はペットを自分の家族とっていて、どんなに不衛生な環境であってもペットを手放そうとしない。高齢者がペットを飼えなくなったとき、安心してペットを託せる所があると良い。	市町村部	包括センター
<b>I 5. 新たな飼い主探しの支援</b>		
愛護団体は連れてこないと駄目と言われた。里親を探すところは、病院で病気がないことが証明できないと受け付けられないと言われた。そういう受け皿を探したり、コーディネートしたりする人がいたら良いと思う。	区部	包括センター
ペットを保護して、別の飼育者を探しマッチングしてくれるような支援があると良い。	区部	包括センター
一時的な入院等であれば、短期で預かってくれる施設があると良いと思う。最近、体調が悪くなり、在宅での生活が難しいのでペットの里親を探してほしいとの連絡が続いた。里親を急に探すのは難しいので、飼い主が元気なうちから、自身の体調が悪くなった場合ペットをどうするか等を考えることができるようにしておくとの良いのではないかと。	区部	包括センター
安心してペットを託せる場所を探してあげる人や資源	市町村部	包括センター
行き場のないペットや世話ができなくなったペットの相談窓口が周知できたらよいと思います。	市町村部	介護事業所
<b>II 1. 問題解決のための相談対応</b>		
気軽に相談できる専門機関。動物愛護の連絡先一覧	区部	包括センター
一部高齢者は、インターネットなどによる情報を得ることができないため、インターネット以外での情報発信をしている相談業者や部署が多くなると良いと思った。行政もある程度介入してもらえらるシステムがあると良い。	区部	包括センター
相談先が明確になっていないため、問題解決に苦慮することがあります。ペット問題の専門相談先を明確にしてくださいと助かります。	区部	包括センター
専用の窓口があり、ケアマネージャーや介護、看護側も周知できている環境があると良いと思います。	区部	介護事業所
ペット飼育時の困りごとに対して、事例ごとどこへ問い合わせをすれば良いか悩んでしまうことがあります。そのため、総合窓口のようなものがあり、問合せ先がわかると良いと思いました。	区部	介護事業所
高齢者ではインターネット等も得意ではなく、譲り先や対処方法の情報がない場合が多い。市役所は動物のことは後回しで、高齢者は保護したが、ペットは餓死してしまったケースもあった。ペットの安全が確保されなければ、状況を変えられない高齢者も多いので、ペットの命もきちんと考えて相談に乗ってくれたり、実際の対応までしてくれたりする場所があると良い。	市町村部	包括センター
動物愛護団体は各所に点在していて、ペットの取り扱いに苦慮したときは、人づてに依頼できた状態ですので、一覧表になっていたり、1か所に相談すると各団体につないでくれる仕組みがあったりするとありがたいと思います。	市町村部	包括センター
高齢者にとってペットは家族同然の存在なので、問題が生じたとき、不安にならないようにペットに関しての相談ができる窓口がわかると良い。力を借りられる動物愛護団体やボランティア等の情報があると良いと思う。	市町村部	介護事業所

<b>Ⅱ 2. 問題解決のための情報提供</b>		
高齢者から相談を受けた場合、適切な関係機関を案内する必要があると思う。ただし、当方でも各相談先の詳細までは把握していない。	区部	包括センター
日常生活のお世話に入っている人材がペット飼育に関してもアドバイスできることが良いと思います。そのためには現場の介護職員が高齢者とペットの問題、課題について知る機会を得ることが必須です。関心のある職員の気付きが高齢者やペットのその後の幸せを左右すると思います。行政にもそのような周知機会や対応についての研修会などを企画するなど、関心を示してもらいたいです。	区部	介護事業所
高齢者がペットを適切に飼えなくなる状態になる前に、どこに相談すれば良いのか案内があると良いと思いました。	区部	介護事業所
高齢者が死亡や施設入所でペットの世話をできなくなった際に、その後の支援や方法、飼いたい人の情報などを集約している支援機関があると良い。	市町村部	包括センター
問題が生ずる前の段階での啓蒙が必要だと思います。	市町村部	包括センター
問題が生じることを予測して、ペットを飼うときに備えをしておくことを啓発することが必要である。医療以外の保険加入のようなものがあり、万が一の預かり先や支援してくれる団体の情報提供があると良い。	市町村部	包括センター
<b>Ⅲ 1. 飼い主に対する啓発・法規制の強化</b>		
高齢者に対して、自分がペットの面倒を見られなくなったときどうするかを考えていただけるよう、普及啓発を行う。	区部	包括センター
高齢期に入る前に、ペットの飼育ができるか否か、しっかり考える機会を設ける。	区部	包括センター
高齢者の方への販売、譲渡する際に、「この子の今後」という手帳みたいなものがあると良いのではないかと。	市町村部	包括センター
高齢者単独でペットを飼育させない。飼えなくなったときに、譲渡可能な親族が近くにいるという保証が必要だと思われる。高齢者に限らず、ペットの飼育については、年齢や飼育環境の審査・制限を設けることが必要ではないかと感じる。	市町村部	包括センター
<b>Ⅲ 2. 事業者に対する啓発・法規制の強化</b>		
ペット販売店にて販売する際、責任を持って飼育できることをきちんと確認してほしい(全国共通で)。さらに、登録先を最低2件確保し、放り出しが防げるようにしてほしい。	区部	包括センター
犬も猫も、昔に比べて長生きします。さびしいから、かわいいからと安易に飼う高齢者は多いです。ペットショップから購入するケースも少なくありません。ペットショップが安易に売ることをなんとかできないものでしょうか。猫の場合は捨て猫を拾うことが多いですね。	区部	包括センター

## (2) 都内自治体の高齢者担当部署を対象としたアンケート

### ① 高齢者の相談で、ペットが関与する事案があるか

問1 貴部署に寄せられる高齢者の相談で、ペットが関与する事案はありますか。 [1つ選択]

高齢者の相談で、ペットが関与する事案があるか尋ねたところ、「ある」が 65.6%、「ない」が 34.4%であった。地区別に見ると、「ある」は市町村部が区部を 10.6 ポイント上回っている。

図表 42 高齢者の相談で、ペットが関与する事案があるか

(単位: %)

	合計	地区	
		区部	市町村部
n	32	15	17
ある	65.6	60.0	70.6
ない	34.4	40.0	29.4

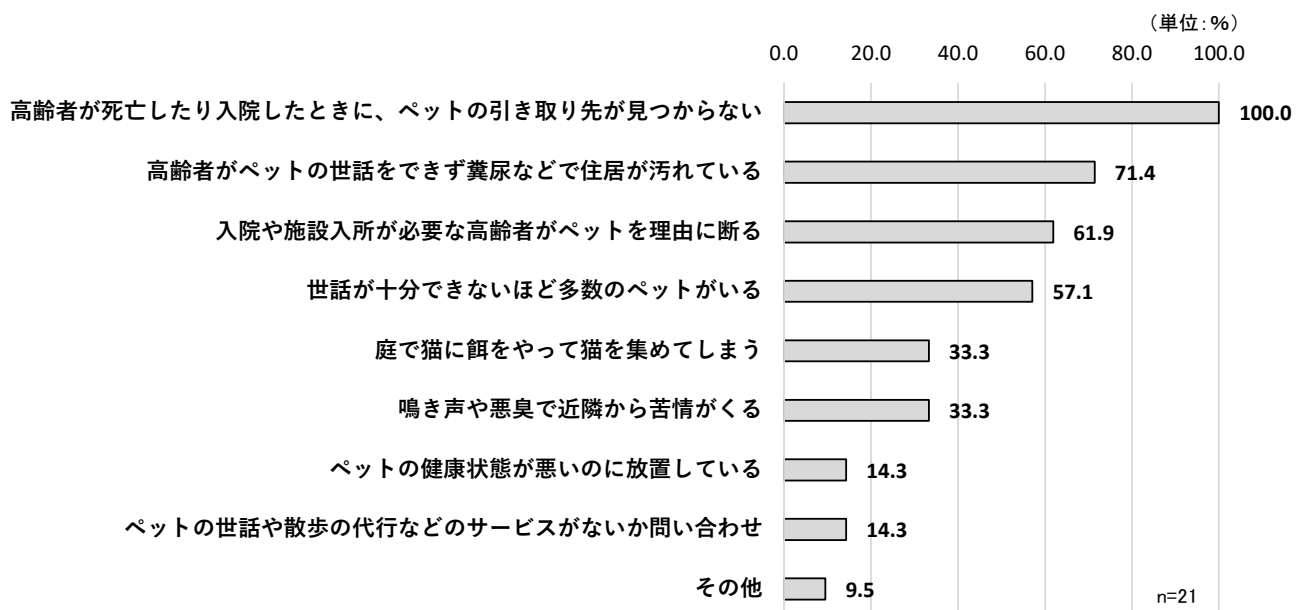
### ② 相談内容

👉 以下は問2で「1 ある」を選んだ方にうかがいます。

問2 貴部署にどのような相談が寄せられますか。 [複数選択可]

問2で「1 ある」を選んだ人に、相談の内容を尋ねたところ、「高齢者が死亡したり入院したときに、ペットの引取先が見つからない」が 100.0%で最も高く、以下「高齢者がペットの世話をできず糞尿などで住居が汚れている」(71.4%)、「入院や施設入所が必要な高齢者がペットを理由に断る」(61.9%)、「世話が十分できないほど多数のペットがいる」(57.1%)となっている。

図表 43 相談内容



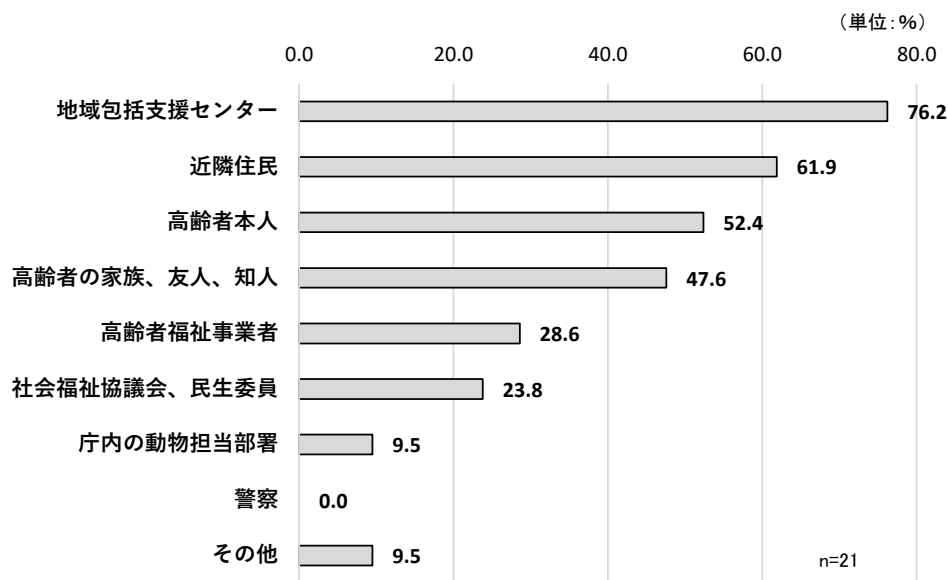


### ③ どのような人から相談が寄せられるか

問4 問3の相談はどのような方から寄せられますか。[複数選択可]

どのような人から相談が寄せられるか尋ねたところ、「地域包括支援センター」が76.2%で最も高く、以下「近隣住民」(61.9%)、「高齢者本人」(52.4%)、「高齢者の家族、友人、知人」(47.6%)となっている。

図表 44 どのような人から相談が寄せられるか

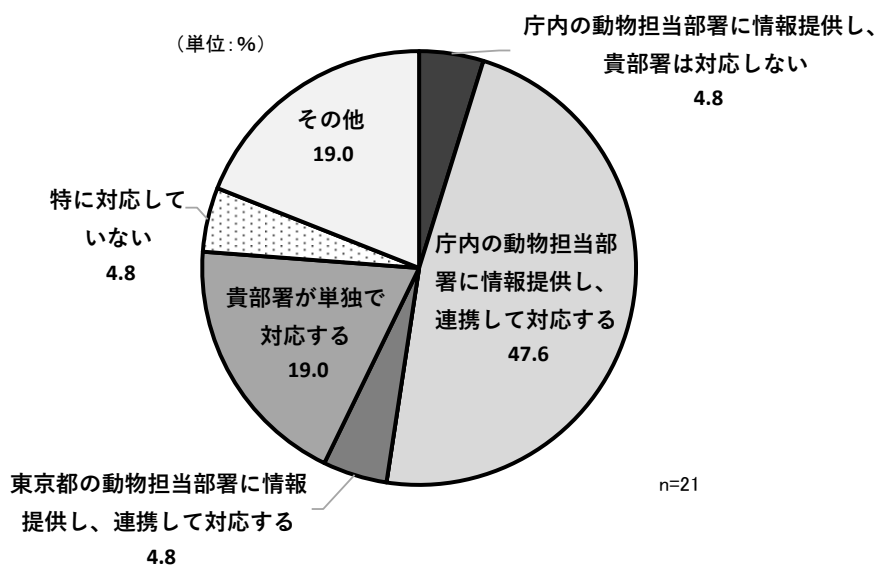


### ④ 相談が寄せられたときに、ペットに関してどのように対応しているか

問5 問3の相談が寄せられたときに、ペットに関してはどのように対応していますか。[1つ選択]

相談が寄せられたときに、ペットに関してどのように対応しているか尋ねたところ、「庁内の動物担当部署に情報提供し、連携して対応する」が47.6%で最も高く、以下「貴部署が単独で対応する」(19.0%)となっている。これらに「東京都の動物担当部署に情報提供し、連携して対応する」(4.8%)を合わせた71.4%では、高齢者に係るペットに関する相談について、高齢者担当部署が関与して(単独で、または連携して)対応している。

図表 45 相談が寄せられたときに、ペットに関してどのように対応しているか



## ⑤ 連携したことがある主体・今後連携したい主体

問5-3 高齢者のペットに関する問題の相談が寄せられたとき、貴部署が連携したことがある主体をすべてお選びください。[複数選択可]

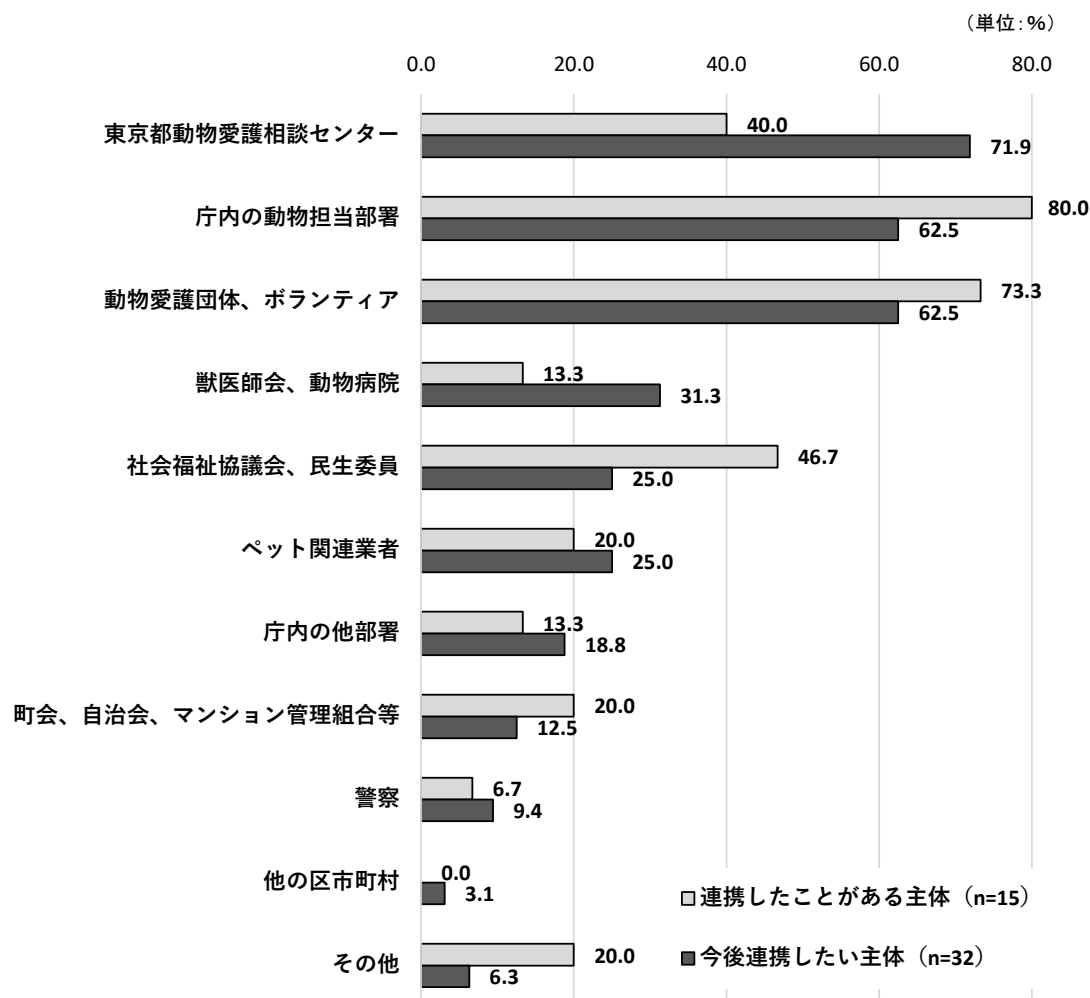
問6 高齢者の相談でペットが関与する事案が寄せられたとき、貴部署が今後連携したい主体をすべてお選びください。[複数選択可]

問題の相談が寄せられたとき連携したことがある主体を尋ねたところ(問5-3)、「庁内の動物担当部署」が80.0%で最も高く、以下「動物愛護団体、ボランティア」(73.3%)、「社会福祉協議会、民生委員」(46.7%)、「東京都動物愛護相談センター」(40.0%)となっている。「連携したことはない」とする回答はなかった。

今後連携したい主体を尋ねたところ(問6)、「東京都動物愛護相談センター」が71.9%で最も高く、以下「庁内の動物担当部署」と「動物愛護団体、ボランティア」がともに62.5%となっており、動物に係る問題について専門性の高い知見や対応力を有する主体との連携意向が強いことがうかがわれる。

問5-3の連携したことがある主体の割合と比べると、「東京都動物愛護相談センター」(+31.9ポイント)や「獣医師会、動物病院」(+18.0ポイント)などが上回っている。

図表 46 連携したことがある主体・今後連携したい主体

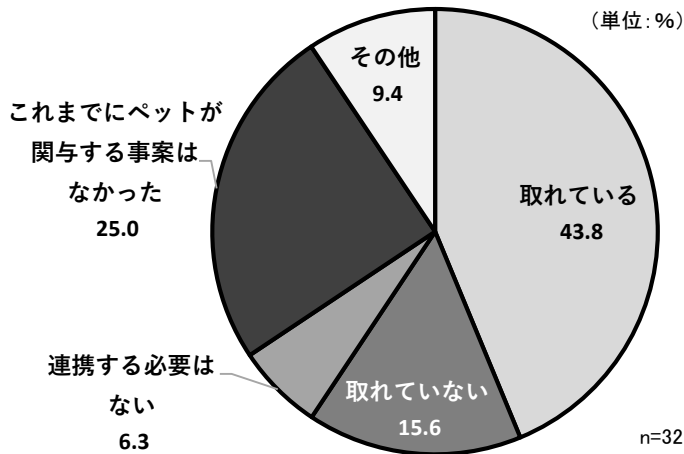


## ⑥ 動物担当部署との連携

問7 高齢者の相談でペットが関与する事案の解決にあたり、貴部署は庁内の動物担当部署と連携が取れていますか。[1つ選択]

庁内の動物担当部署と連携が取れているか尋ねたところ、「取れている」が43.8%で、「取れていない」が15.6%であった。

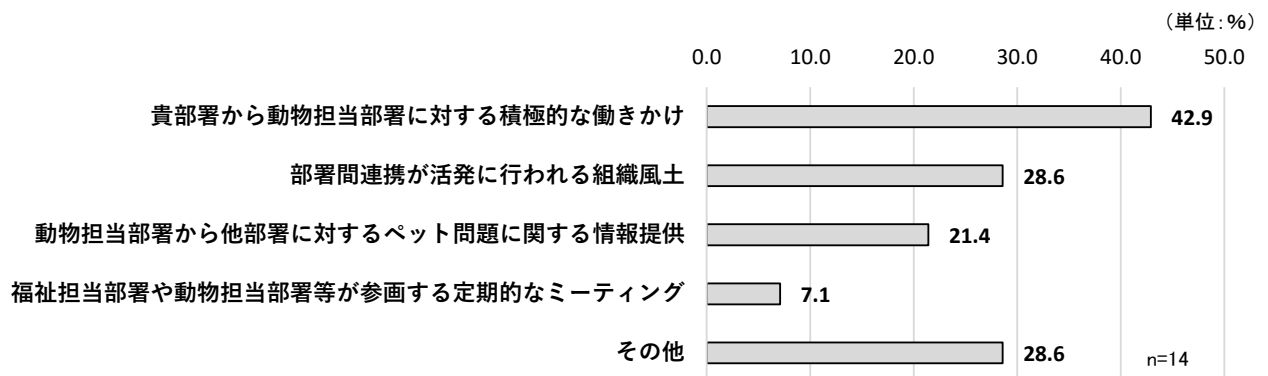
図表 47 動物担当部署との連携



☛ 問7で「1 取れている」を選んだ方にうかがいます。  
問7-1 連携が取れている要因は何ですか。[複数選択可]

連携が取れている要因を尋ねたところ、「貴部署から動物担当部署に対する積極的な働きかけ」が42.9%で最も高く、以下「部署間連携が活発に行われる組織風土」(28.6%)、「動物担当部署から他部署に対するペット問題に関する情報提供」(21.4%)となっている。

図表 48 連携が取れている要因



## ⑦ 高齢者に係るペット問題について解決のために求められる取組や課題等

問8 高齢者が飼育するペットに関する問題について、解決のために求められる取組や課題など、ご意見をお聞かせください。

高齢者が飼育するペットに関する問題について、解決のために求められる取組や課題などについて、自由記入方式で尋ねたところ、以下のとおり 12 件の意見が寄せられた。

意見の内容を見ると、動物担当部署や動物愛護相談センター等の支援内容に関する情報提供を求める意見(A、B、C、D)や、飼い主探しや一時預かり先に関する情報提供を求める意見(D、E)、ケアマネージャーや訪問介護事業所等の職員に対する情報提供や研修を求める意見(F、G)などがあった。

図表 49 高齢者に係るペット問題について解決のために求められる取組や課題等(記入内容、n=12)  
※回答者が入力した文章を、趣旨を損なわないよう配慮し修正・要約していることがある。

区市町村	意見
A	ペット飼育者が自身のADL(日常生活動作)低下とともに、ペットの十分な世話ができなくなり、劣悪な生活環境で暮らしているというケースはよくあります。その場合、自費のヘルパー等を紹介したり、ペットと一緒に入れる施設につないだり介護保険事業者と連携し対応しています。動物担当部署や動物愛護相談センターに相談した場合にどのようなご助言をいただけるのか、学べる機会があると良いと思います。
B	動物愛護団体・行政の動物担当部署(保健所)等が何が行えるのかを明確にしてほしい。 例.ペットの一時預かりの情報提供など
C	東京都および本区の動物担当部署との連携について、個別事案発生時の対応が中心となっています。地域包括支援センター所管課として、まずは担当部署の連絡先や業務内容の把握から行っていければと考えています。
D	担当部署である環境保全課へ相談したり、また管理できていない高齢者の対応で相談が入ったりしている。高齢者が急に亡くなり、飼い猫をどうしたら良いかで、愛猫家の方を紹介してもらったりしたが、なかなかすぐの解決は難しい。また、入院している1か月だけ面倒を見てほしいが、ペットホテルに預けられるほどの収入がないため、地域包括支援センターや当課の職員で、様子を見に行くべきか検討したケースもあった。新しい飼い主が見つかるようなネットワークがあると大変助かる。当課の業務は高齢者の対応のため、ペットについて、どこに相談すれば解決につながるという所を知らないのでは、困ることがある。
E	緊急の場合に安価でペットを預けられる機関を情報提供していただきたい。
F	高齢者に接することが多いケアマネージャーや訪問介護事業所が、ペットに関する問題についてどこに相談したら良いか等、周知や研修の機会を設けることが必要。
G	高齢者と関わる担当部署の職員(介護保険課・地域包括支援センター・ケアマネージャーなど)に研修を行い、アドバイスの仕方やどこにつなげば良いかを学んでもらう。高齢者に対しては、自身の健康状態や経済状況を考慮して、むやみにペットを飼ったり預かったりしないように広報や回覧板で周知する。また、飼育放棄をしないようにペット信託や動物愛護団体を紹介しつなげる機会を設定する。
H	独居の高齢者でペットを飼っていてそれが生きがいの方が多。しかし、面倒を見られなくなっているのが現状。ペットの世話も一部介護保険内で支援できる仕組みやペットと一緒に入所できる施設を増やしてほしい。(施設の職員が面倒を見るのはできないと思うので、ボランティア団体などが協力してくれると、高齢者の生きがいにもなる)
H	高齢のためペットの面倒が見られない。
I	ペットに関しては、東京都の所掌であり、東京都において検討いただきたい。
J	福祉的対応による解決方法ではなく、各問題の発生を防止する具体的な規制。飼い主が不在となった場合を想定した保険への加入や、引取手の確保・登録など。
K	基礎自治体内に、動物病院等の動物に関する知識を有する人材がいけないこと。

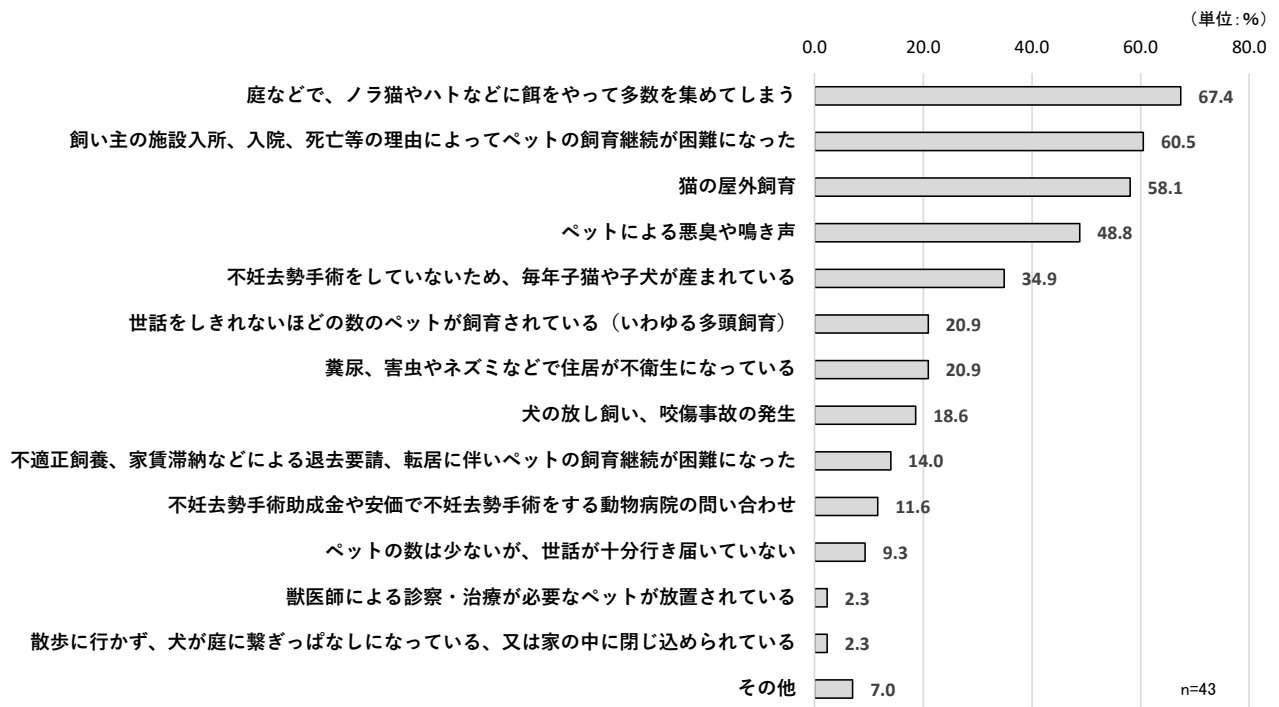
### (3) 都内自治体の動物担当部署を対象としたアンケート

#### ① 高齢者に関わる動物の相談で多いもの・対応に苦慮しているもの

問1 貴部署に寄せられる高齢者に関わる動物の相談で①多いもの(5 つまで)と②特に対応に苦慮しているもの(3 つまで)を選んでください。「その他」を選んだ場合は相談の内容を簡単にご記入ください。

高齢者に関わる動物の相談で多いものを尋ねたところ、「庭などで、ノラ猫やハトなどに餌をやっ  
て多数を集めてしまう」が67.4%で最も高く、以下「飼い主の施設入所、入院、死亡等の理由によっ  
てペットの飼育継続が困難になった」(60.5%)、「猫の屋外飼育」(58.1%)となっている。

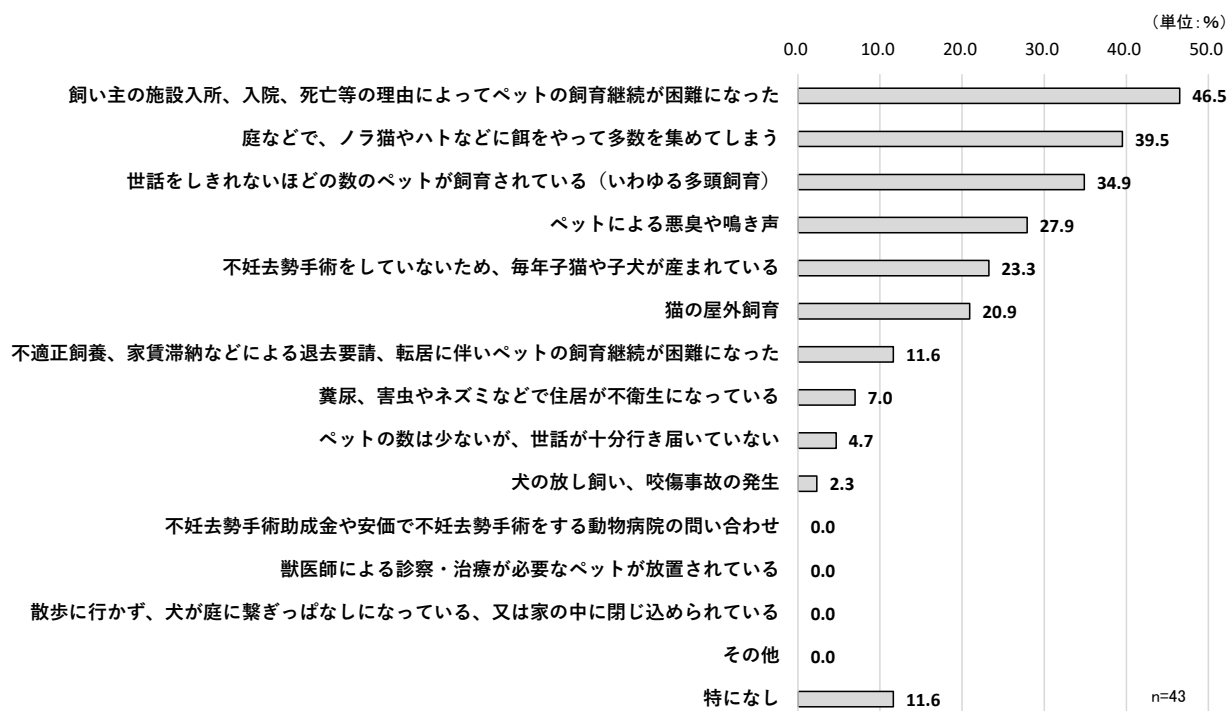
図表 50 高齢者に関わる動物の相談で多いもの



高齢者に関わる動物の相談で、特に対応に苦慮しているものを尋ねたところ、「飼い主の施設入  
所、入院、死亡等の理由によってペットの飼育継続が困難になった」が46.5%で最も高く、以下「庭  
などで、ノラ猫やハトなどに餌をやっ多数を集めてしまう」(39.5%)、「世話をしきれないほどの数  
のペットが飼育されている(いわゆる多頭飼育)」(34.9%)となっている。

「世話をしきれないほどの数のペットが飼育されている(いわゆる多頭飼育)」は相談数としては 6  
番目に高かったが、特に対応に苦慮しているものとしては 3 番目に高くなっており、問題の深刻さ  
がうかがえる。

図表 51 特に対応に苦慮しているもの

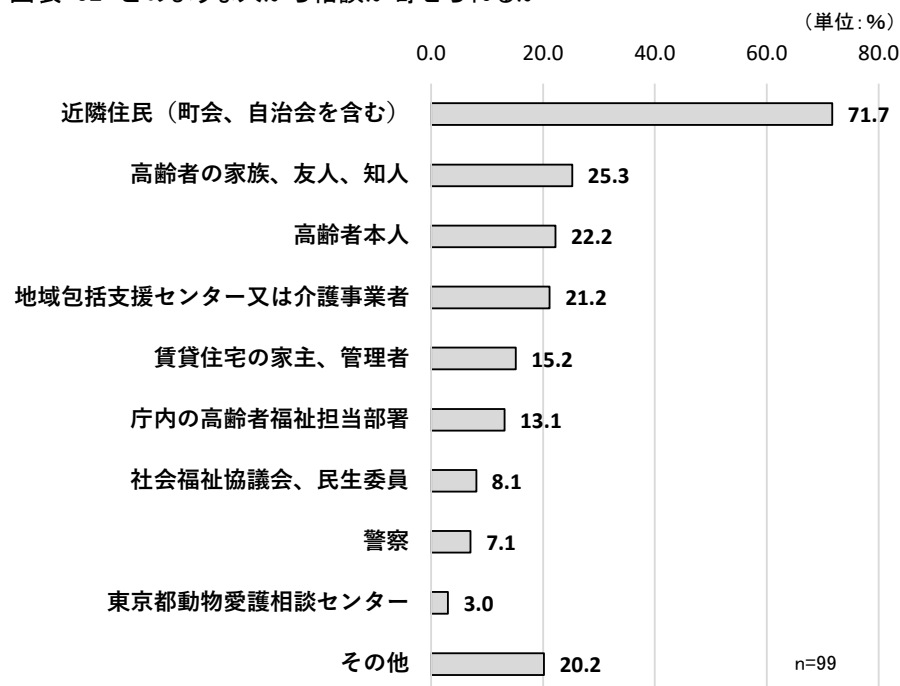


## ② どのような人から相談が寄せられるか

- 問 2-1 特に対応に苦慮しているものとして1つ目に選んだ相談はどのような方から寄せられますか。あてはまるものをすべてお選びください。【複数選択可】
- 問 2-3 特に対応に苦慮しているものとして 2 つ目に選んだ相談はどのような方から寄せられますか。あてはまるものをすべてお選びください。【複数選択可】
- 問 2-5 特に対応に苦慮しているものとして 3 つ目に選んだ相談はどのような方から寄せられますか。あてはまるものをすべてお選びください。【複数選択可】

特に対応に苦慮している相談(1つ目～3つ目の合計)がどのような人から寄せられるか尋ねたところ、「近隣住民(町会、自治会を含む)」が 71.7%で最も高く、以下「高齢者の家族、友人、知人」(25.3%)、「高齢者本人」(22.2%)、「地域包括支援センター又は介護事業者」(21.2%)となっている。「その他」の記入内容を見ると、「動物愛護団体・ボランティア」(4件)や「地域猫ボランティア」(3件)といった回答があることから、これら動物に関わるボランティアは、区市町村にとって相談先となっているだけでなく、反対に相談を寄せてくる対象でもあり、相互に連携しながら問題の解決に取り組んでいる自治体があることがうかがわれる。

図表 52 どのような人から相談が寄せられるか



■「その他」の記入内容(20件)

動物愛護団体・ボランティア(4件) / 地域猫ボランティア(3件) / 福祉事務所(2件) / 後見人(1件)

担当部署で対応(1件) / 現地パトロール中に出くわした(1件) / 該当なし、高齢者に関わる動物の相談がない為等(8件)

③ 連携したことがある主体・今後連携したい主体

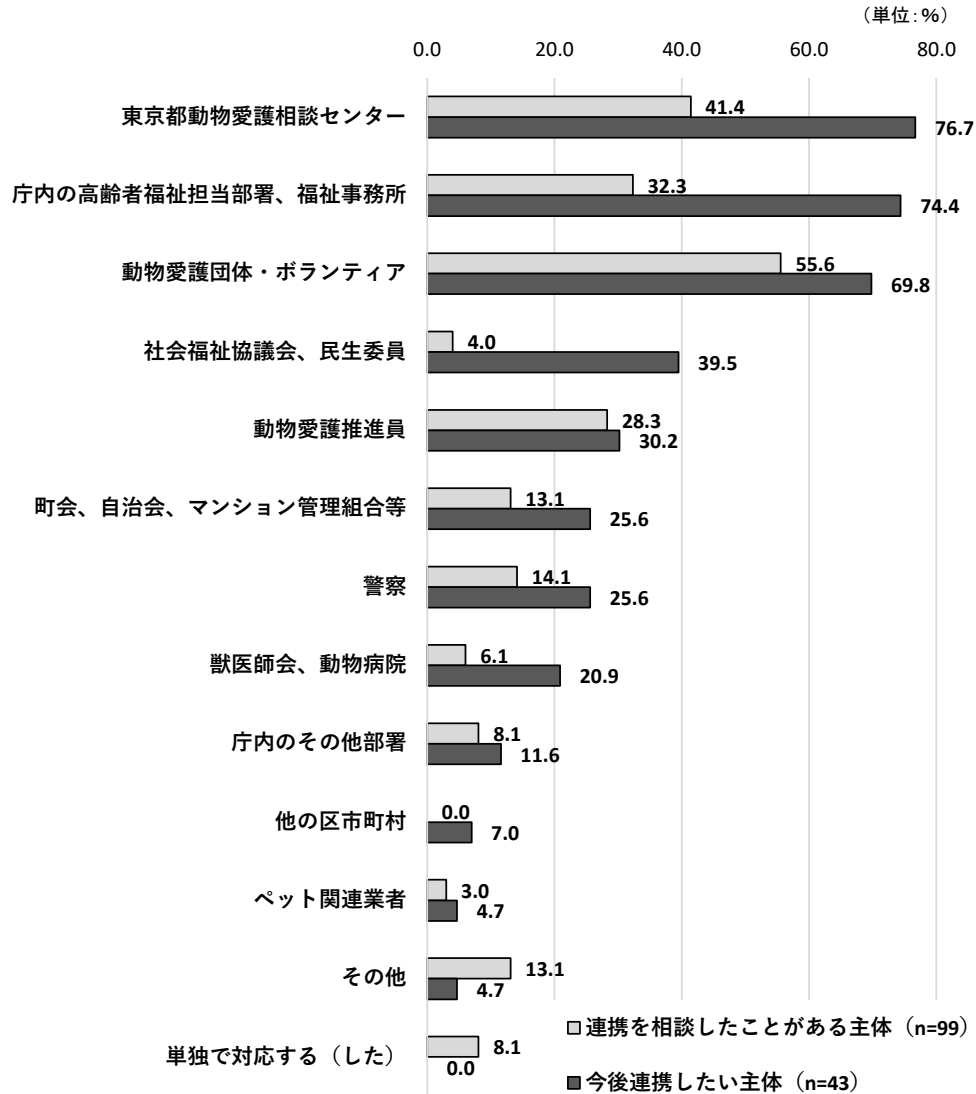
問 2-2	特に対応に苦慮しているものとして1つ目に選んだ相談が寄せられたとき、貴部署が連携を相談したことがある組織(個人含む)はどこですか。あてはまるものをすべてお選びください。【複数選択可】
問 2-4	特に対応に苦慮しているものとして 2 つ目に選んだ相談が寄せられたとき、貴部署が連携を相談したことがある組織(個人含む)はどこですか。あてはまるものをすべてお選びください。【複数選択可】
問 2-6	特に対応に苦慮しているものとして 3 つ目に選んだ相談が寄せられたとき、貴部署が連携を相談したことがある組織(個人含む)はどこですか。あてはまるものをすべてお選びください。【複数選択可】
問3	高齢者によるペット飼育に関する相談が寄せられたとき、貴部署が今後連携したい組織(個人含む)として希望するものをすべてお選びください。

特に対応に苦慮している相談が寄せられたとき、連携を相談したことがある主体を尋ねたところ(問2-2・4・6)、「動物愛護団体・ボランティア」が55.6%で最も高く、以下「東京都動物愛護相談センター」(41.4%)、「庁内の高齢者福祉担当部署」(32.3%)となっている。

今後連携したい主体を尋ねたところ(問3)、「東京都動物愛護相談センター」が76.7%で最も高く、以下「庁内の高齢者福祉担当部署、福祉事務所」(74.4%)、「動物愛護団体、ボランティア」(69.8%)となっている。

問2-2・4・6の連携を相談したことがある主体の割合と比べると、ほとんどの選択肢で今後連携したい主体の割合が上回っている。特に差が大きいのは、「庁内の高齢者福祉担当部署、福祉事務所」(+42.1ポイント)や「社会福祉協議会、民生委員」(+35.5ポイント)、「東京都動物愛護相談センター」(+35.3ポイント)などである。

図表 53 連携を相談したことがある主体・今後連携したい主体

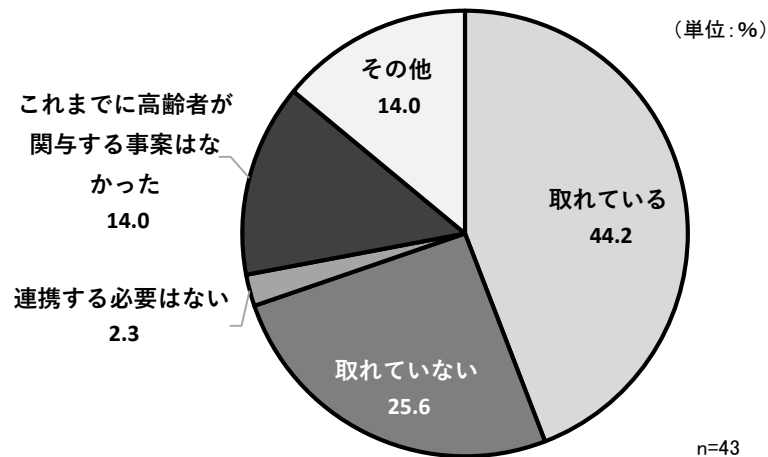


#### ④ 高齢者福祉担当部署との連携

問4 高齢者の相談でペットが関与する事案の解決にあたり、貴部署は庁内の高齢者福祉担当部署と連携が取れていますか。[1つ選択]

庁内の高齢者福祉担当部署と連携が取れているか尋ねたところ、「取れている」は 44.2%、「取れていない」は 25.6%であった。

図表 54 高齢者福祉担当部署との連携

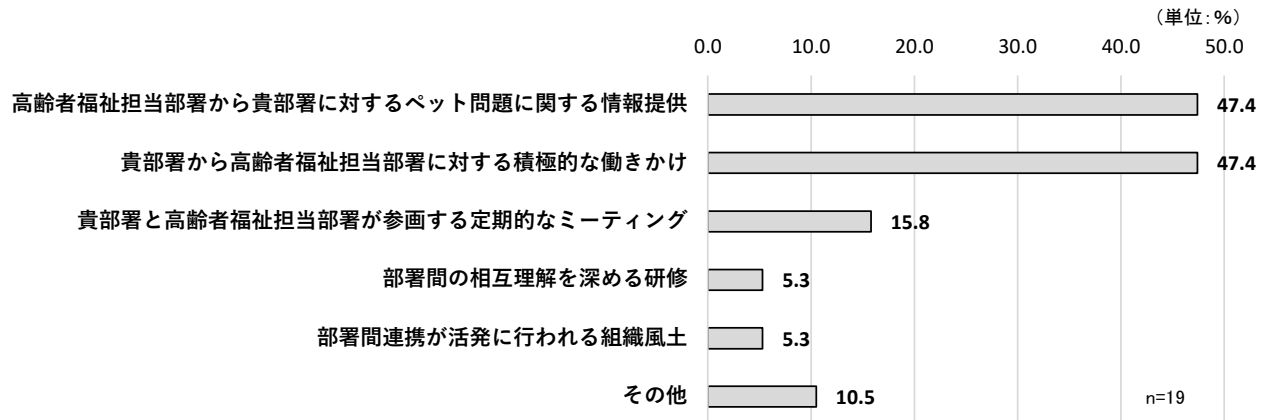




☞問 4 で「1 取れている」を選んだ方にうかがいます。  
 問 4-1 連携が取れている要因は何ですか。[複数選択可]

問4における庁内の高齢者福祉担当部署との連携について、「取れている」を選んだ人にその要因を尋ねたところ、「高齢者福祉担当部署から貴部署に対するペット問題に関する情報提供」及び「貴部署から高齢者福祉担当部署に対する積極的な働きかけ」がともに 47.4%で最も高くなっている。

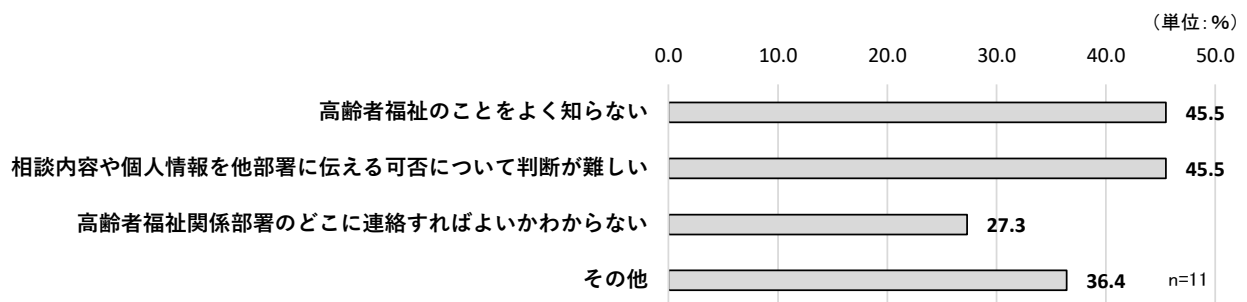
図表 55 連携が取れている要因



☞問 4 で「2 取れていない」を選んだ方にうかがいます。(問 4-2~4-3)  
 問 4-2 連携が取れていない要因は何ですか。[複数選択可]

問4における庁内の高齢者福祉担当部署との連携について、「取れていない」を選んだ人にその要因を尋ねたところ、「高齢者福祉のことをよく知らない」及び「相談内容や個人情報を他部署に伝える可否について判断が難しい」がともに 45.5%で最も高くなっている。

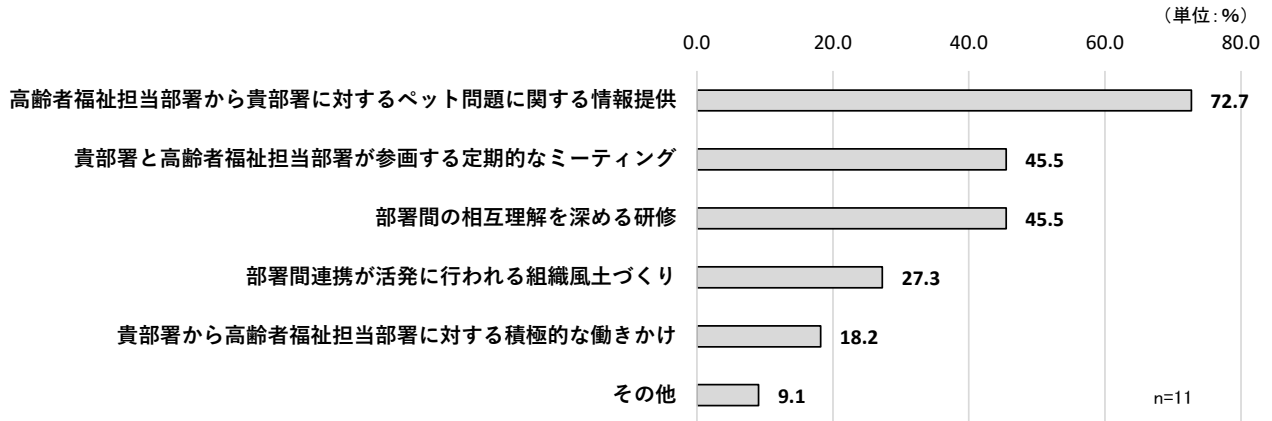
図表 56 連携が取れていない要因



問 4-3 連携するためには何が必要と思いますか。[複数選択可]

問4における庁内の高齢者福祉担当部署との連携について、「取れていない」を選んだ人に、連携するためには何が必要か尋ねたところ、「高齢者福祉担当部署から貴部署に対するペット問題に関する情報提供」が 72.7%で最も高く、以下「貴部署と高齢者福祉担当部署が参画する定期的なミーティング」及び「部署間の相互理解を深める研修」(ともに 45.5%)となっている。

図表 57 連携するために必要なこと

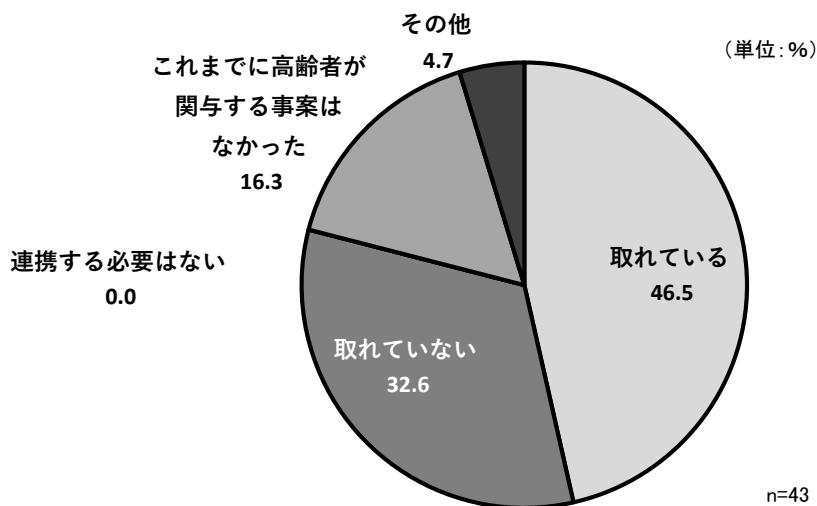


⑤ 東京都動物愛護相談センターとの連携

問5 高齢者の相談でペットが関与する事案の解決にあたり、貴部署は東京都動物愛護相談センターと連携が取れていますか。[1つ選択]

東京都動物愛護相談センターと連携が取れているか尋ねたところ、「取れている」は 46.5%、「取れていない」は 32.6%であった。

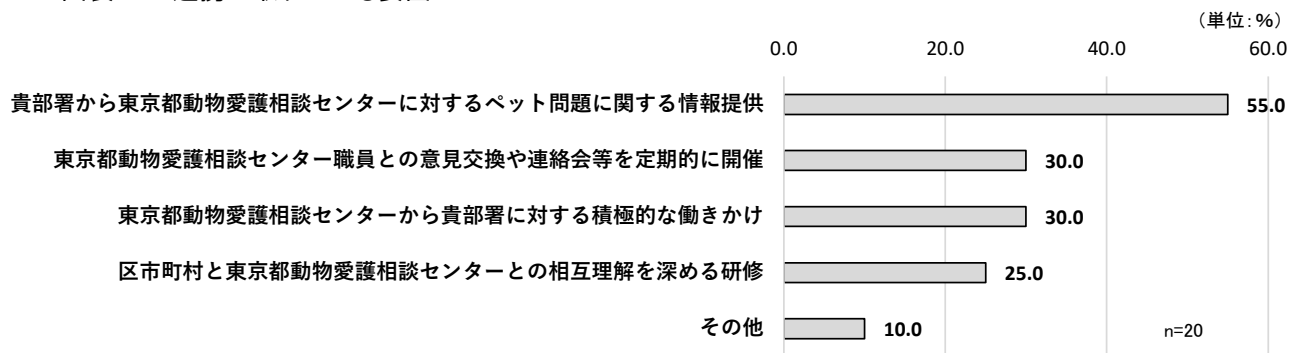
図表 58 東京都動物愛護相談センターとの連携



☑問5で「1 取れている」を選んだ方にうかがいます。  
問5-1 連携が取れている要因は何ですか。[複数選択可]

問5における東京都動物愛護相談センターとの連携について、「取れている」を選んだ人にその要因を尋ねたところ、「貴部署から東京都動物愛護相談センターに対するペット問題に関する情報提供」が55.0%で最も高く、以下「東京都動物愛護相談センター職員との意見交換や連絡会等を定期的に開催」及び「東京都動物愛護相談センターから貴部署に対する積極的な働きかけ」（ともに30.0%）となっている。

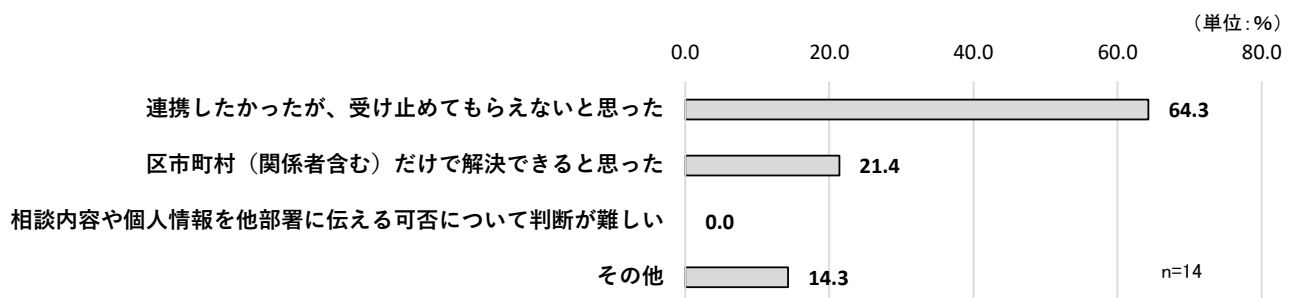
図表 59 連携が取れている要因



☑問5で「2 取れていない」を選んだ方にうかがいます。(問5-2~5-3)  
問5-2 連携を取れなかった・取らなかった要因は何ですか。[複数選択可]

問5における東京都動物愛護相談センターとの連携について、「取れていない」を選んだ人に、連携を取れなかった・取らなかった要因を尋ねたところ、「連携したかったが、受け止めてもらえないと思った」が64.3%で最も高く、以下「区市町村(関係者含む)だけで解決できると思った」(21.4%)となっている。

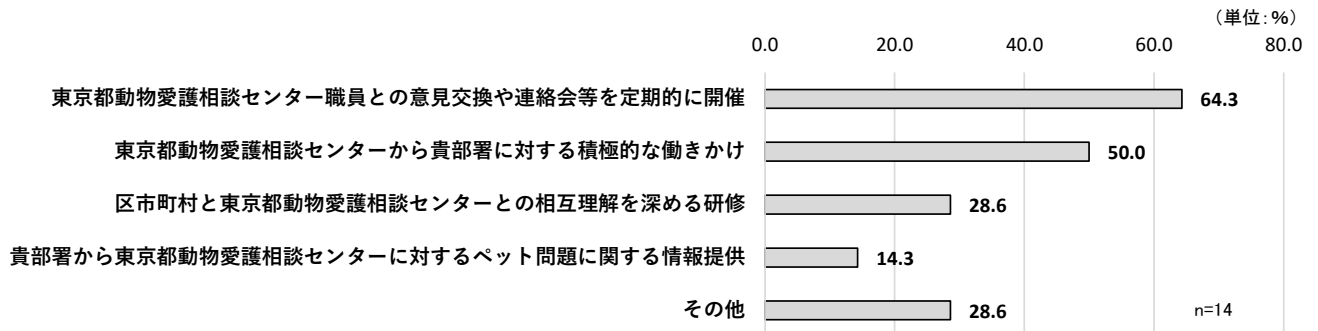
図表 60 連携を取れなかった・取らなかった要因



問 5-3 連携するためには何が必要と思いますか。[複数選択可]

問5における東京都動物愛護相談センターとの連携について、「取れていない」を選んだ人に、連携するためには何が必要か尋ねたところ、「東京都動物愛護相談センター職員との意見交換や連絡会等を定期的開催」が 64.3%で最も高く、以下「東京都動物愛護相談センターから貴部署に対する積極的な働きかけ」(50.0%)、「区市町村と東京都動物愛護相談センターとの相互理解を深める研修」(28.6%)となっている。

図表 61 連携するために必要なこと



⑥ 高齢者に係るペット問題について解決のために求められる取組や課題等

問6 高齢者が飼育するペットに関する問題について、解決のために求められる取組や課題など、ご意見をお聞かせください。

高齢者が飼育するペットに関する問題について、解決のために求められる取組や課題などについて、自由記入方式で尋ねたところ、以下のとおり 26 件の意見が寄せられた。

意見の内容を見ると、基礎自治体の高齢者福祉担当部署及び動物担当部署、東京都、動物愛護相談センター、介護関係者、ボランティア等の連携の必要性を訴える意見が 14 件と多かった(L、M、Nなど。1人が複数の項目にわたる意見を記入している場合は、それぞれを1件として件数を数えている)。

また、飼い主やペット事業者に対する啓発や法規制の強化を求める意見(Z、a、bなど8件)や、「地域猫活動」など地域コミュニティの活性化が必要とする意見(P、f、hの3件)などがあつた。

図表 62 高齢者に係るペット問題について解決のために求められる取組や課題等(記入内容、n=26)

※回答者が入力した文章を、趣旨を損なわないよう配慮し修正・要約していることがある。  
 ※自由記入方式のため、内容については回答者の見解である。

区市町村	意見
L	有事の際にはすぐ連携できるように、日頃から顔の見える関係づくりが必要と考えます。定期的な連絡会、研修、事例検討会などを開催できるのが望ましいと思います。
M	庁内での関係部署(高齢者、生活保護、環境課、まち美化、民生委員、保健センター)がメンバーとなる、定期的な連絡会による意見交換が必要です。
N	今後増加が予想される、多頭飼育崩壊等への対応に備えた関係部署間の連携体制の整備に加えて、いわゆる「地域猫」に代表される、地域コミュニティの活性化に伴う「地域による包括的なペット飼育体制」の構築が求められると考える。
O	行政としては、まず関連部署との情報共有を図り、ケースバイケースでの対応が求められることから、地域との連携も強化しなければならないと思われる。そのための取組を今後構築する必要があると考えている。

P	地域に猫問題に携えるNPO法人が立ち上がり、力を持つこと。それが無理なら、他自治体にあるNPO法人と連携できる仕組みが欲しい。
Q	高齢者のペット飼育実態を把握するには、高齢者福祉担当部署に協力を仰ぎ、高齢者宅に訪問時にペット飼育状態の情報をもらう必要がある。情報があれば、保健所から積極的な相談や、飼い主の合意を得てのボランティアと連携した訪問見回りなどが可能となる。
R	東京都動物愛護相談センターや警察との連携を強化し、事案が発生した際に迅速に対応するために、対応マニュアル・ルートを確立し、定期的に対応事例の情報共有を行う。また、高齢者等がペットを購入する際に、殺処分の現状を踏まえ、緊急時の預け先や不妊去勢手術に関する知識を習得する等、一定の取り決め・ルールが必要である。
S	日頃から高齢者のペット飼育状況を把握する仕組みづくり。動物担当部署でない部署が、高齢者のペット問題について深く知ること、動物担当部署に相談を持ち掛ける関係を構築すること。
T	問題が表面化する前から、高齢者の身近にいる地域包括支援センターなどがペットの飼養状況を把握し、共有する仕組みづくりが必要。
U	福祉部署など訪問の際に探知者となるが多く、特に当自治体は地域包括支援センターで情報をつかむ。現状、当課(動物担当部署)まで情報が上がってきておらず、情報共有体制について整理・改善が必要なものと認識している。
V	動物愛護団体、ボランティアと今後連携していきたい。
W	動物の愛護及び管理に関する法律では、動物の飼育状況等の改善措置に関する勧告・命令は都道府県知事ができると定められているため、案件に応じて迅速に対応できるよう東京都との連携を強化する必要がある。
X	高齢者は身寄りがいないケースも多いため、まず本人のケア、そしてペットの現状を把握することが重要と考えます。また、本人とお話ができる状態であれば、ペットを今後どうしていきたいかなど一緒に考え、本人にとってもペットにとっても一番良い方向へ導くことが大切です。本人の意思を聞く上でも、高齢部局と連携を取り、スムーズな対応をしていくことが必要となります。本人が心を閉ざしてしまい、お話することが困難な場合などは、他部署と連携を取っていても、スムーズにいかないことも多くあります。
Y	当自治体では、高齢者が飼育するペットに関して、顕著に問題となるケースはない状況であるが、今後、さらに東京都動物愛護相談センターとの連携の充実が求められると考える。
Z	万が一の際のペットの預かり先を決めておくことなど、自治体による啓発。
a	単身高齢者にペットを販売する際に販売業者が注意喚起すべき。動物への餌やりに生きがいを感じている高齢者が多く、無責任な餌やりがやまない。
b	一人暮らしの高齢者は、さびしいためにペットの飼育を希望する。しかし、売買譲渡については、ペットの年齢と高齢者の年齢を考慮すべき。また、売買譲渡の際には、自身が飼育できなくなったときのために準備しておくよう指導が必要と考えられる。
c	ペットは法的には「モノ」として扱われますが、一般的な動産とは違ってそのままの状態では放置しておくことができず、適切な場所での飼養が必要となってきます。ペットに対する高齢者の意思が確認できないとき(または飼養が適切ではないとき)に行政が飼養を代執行できるための法整備が必要かと思えます。
d	地域で孤立してしまっている方も多く、飼い主に寄り添ったサポートが必要であると考える。
e	高齢者が飼い主で、その飼い主の入院・死亡を機に、同居親族の有無にかかわらず、行政によるペットの引取りもしくは保護団体情報の提供を求める事例が増えている。飼い主による終生飼養の責任について言及するが、相談者は行政あるいは保護団体に動物を引き取ってもらうことが前提で相談してくるため解決につながらない。そもそも飼い始めの段階で不測の事態を想定しておくべきである(もしもの時は離れて暮らす親族が引き取るよう決めておくなど)。終生飼養責任について知らない飼い主が多い印象があり、飼い始める前段階での周知・啓発に力を入れる必要があるものと思われる。

f	高齢者であっても、ペットとして自宅でしっかりと飼養されている方であれば、自身が入院することになった際の継続飼養について、周囲の方と決めておくことが肝要であることから、この点に関する周知・啓発が必要。最も問題なのは、高齢で面倒が見きれないなどの理由で、無責任な餌やり等により野良以上ペット未満の状態で“飼養”をしてしまうことにある。核家族化の進展や個人が尊重され、地域のつながりが希薄になってしまっている中、難しいことではあるが、それぞれの地域課題として、町会・自治会などによる解決に向けた取り組みが必要。
g	入院等によりペットを飼養できなくなった場合の受入先(シェルター等)の確保が課題。
h	まずは安易にペットを購入できないように、ブリーダー、ペットショップで購入する際の条件を厳しくする。例えば、購入者の飼養環境・家族構成等を、場合によっては現地確認してしっかりと精査して販売する仕組みを作る。動物愛護相談センターは現在も行っている動物取扱業者の監視項目をより厳しくする。地域猫活動の推進については、専門職を配置していない自治体に対するフォローをより厚くしてもらう。例えば、住民向け講習会開催のための講師のあっせん、自治体に対する補助金の交付要件の緩和、都に登録している既存のNPO団体の活動を支援し、ボランティアが少ない自治体の相談受入体制を強化する等。
i	23区では動物担当の専門職員や獣医職種が配置されているわけではない。このため、相談事例には担当係内で試行錯誤をしながら対応しているのが実態で、情動的にも技術的にも課題が山積している。また、都区事務分担では犬猫の引取りは区には規定されておらず、東京都への引取り要望を伝達することが事務として規定されているだけである。しかし、東京都動物愛護相談センターでは「殺処分ゼロ」を目標としていることから引取りには消極的な上、技術的助言や援助は得られていないのが現状である。さらに、高齢者のペット問題では、動物愛護問題と生活環境問題という2つの面があり、関係部署と連携しても相いれない部分も存在する。こういった課題が、問題解決を困難にしていると考えられる。
j	介護に該当しない軽度の認知症がある高齢者が、動物の世話ができない事案は、対応が難しい。高齢者の寿命以上に生きるペットを飼育している場合に、死後の行き場がないケースがある。
k	飼い主が長年行ってきた飼育方法と近年求められている飼育方法に乖離が見られるが、新たな飼育方法に飼い主とペットがすぐには適応できない。

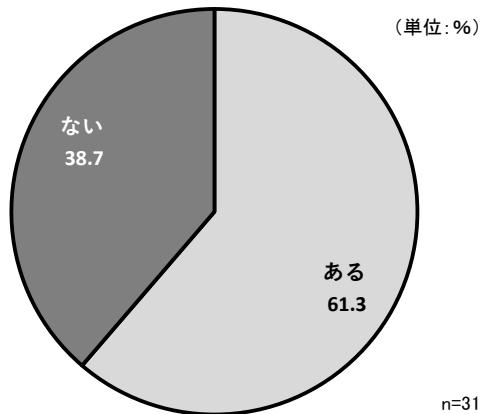
## (4) 東京都動物愛護相談センターを対象としたアンケート

### ① 高齢者に関わる動物の相談を受けたことがあるか

問1 高齢者に関わる動物の相談を受けたことがありますか。[1つ選択]

過去5年以内に実際に経験した事例で、高齢者に関わる動物の相談を受けたことがあるか尋ねたところ、「ある」が61.3%、「ない」が38.7%であった。

図表 63 高齢者に関わる動物の相談を受けたことがあるか



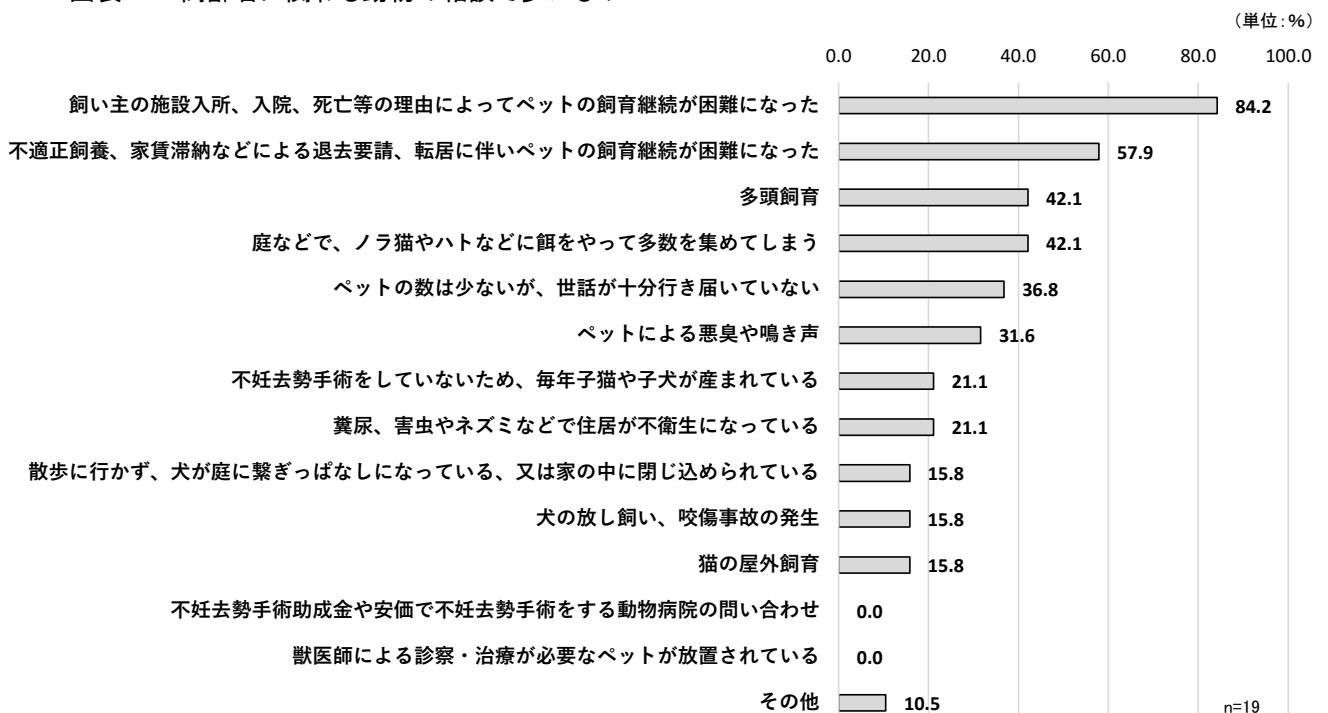
### ② 高齢者に関わる動物の相談で多いもの・対応に苦慮しているもの

☞問1で「1 ある」を選んだ方にうかがいます。

問2 貴部署に寄せられる高齢者に関わる動物の相談で①多いもの(5つまで)と②特に対応に苦慮しているもの(3つまで)を選んでください。「その他」を選んだ場合は相談の内容を簡単にご記入ください。

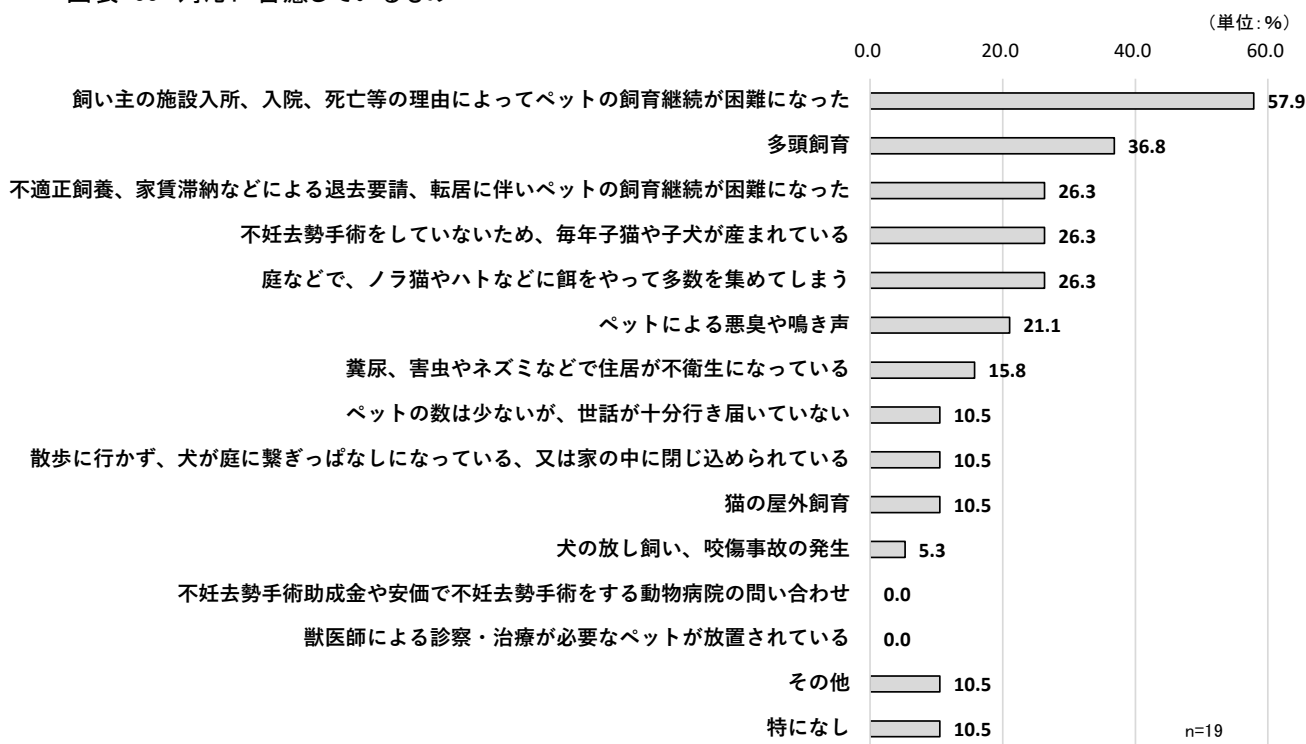
高齢者に関わる動物の相談で多いものを尋ねたところ、「飼い主の施設入所、入院、死亡等の理由によってペットの飼育継続が困難になった」が84.2%で最も高く、以下「不適正飼養、家賃滞納などによる退去要請、転居に伴いペットの飼育継続が困難になった」(57.9%)、「多頭飼育」及び「庭などで、ノラ猫やハトなどに餌をやって多数を集めてしまう」(ともに42.1%)となっている。

図表 64 高齢者に関わる動物の相談で多いもの



高齢者に関わる動物の相談で、特に対応に苦慮しているものを尋ねたところ、「飼い主の施設入所、入院、死亡等の理由によってペットの飼育継続が困難になった」が57.9%で最も高く、以下「多頭飼育」(36.8%)、「不適正飼養、家賃滞納などによる退去要請、転居に伴いペットの飼育継続が困難になった」、「不妊去勢手術をしていないため、毎年子猫や子犬が生まれている」、「庭などで、ノラ猫やハトなどに餌をやって多数を集めてしまう」(いずれも 26.3%)となっている。

図表 65 対応に苦慮しているもの



### ③ どのような人から相談が寄せられるか

問 2-1 特に対応に苦慮しているものとして1つ目に選んだ相談はどのような方から寄せられますか。あてはまるものをすべてお選びください。【複数選択可】

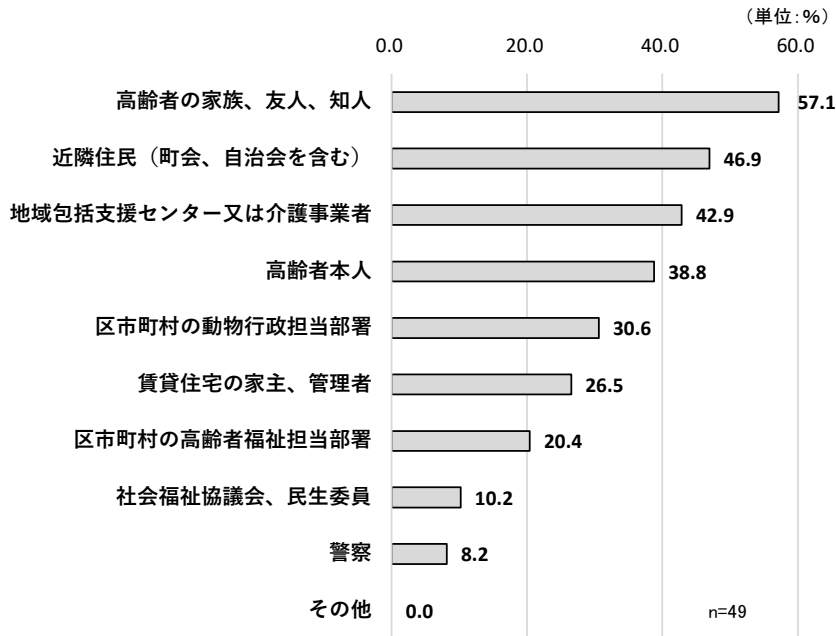
問 2-2 特に対応に苦慮しているものとして 2 つ目に選んだ相談はどのような方から寄せられますか。あてはまるものをすべてお選びください。【複数選択可】

問 2-3 特に対応に苦慮しているものとして 3 つ目に選んだ相談はどのような方から寄せられますか。あてはまるものをすべてお選びください。【複数選択可】

特に対応に苦慮している相談(1つ目～3つ目の合計)がどのような人から寄せられるか尋ねたところ、「高齢者の家族、友人、知人」が 57.1%で最も高く、以下「近隣住民(町会、自治会を含む)」(46.9%)、「地域包括支援センター又は介護事業者」(42.9%)となっている。



図表 66 どのような人から相談が寄せられるか



#### ④ 相談への対応における他機関との連携

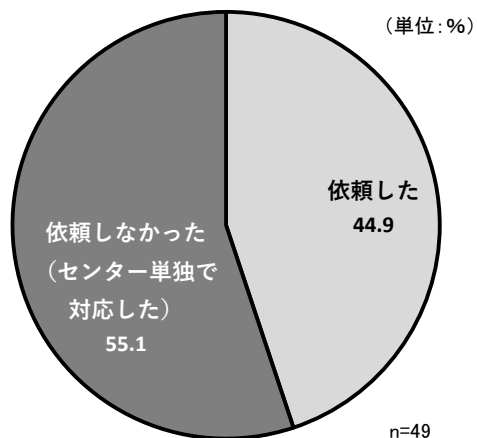
問 2-1-1 上記の相談への対応にあたり、他機関に連携を依頼しましたか。 [1 つ選択]

問 2-2-1 上記の相談への対応にあたり、他機関に連携を依頼しましたか。 [1 つ選択]

問 2-3-1 上記の相談への対応にあたり、他機関に連携を依頼しましたか。 [1 つ選択]

特に対応に苦慮している相談が寄せられたとき、他機関に連携を相談したか尋ねたところ、「依頼した」は 44.9%、「依頼しなかった(センター単独で対応した)」は 55.1%であった。

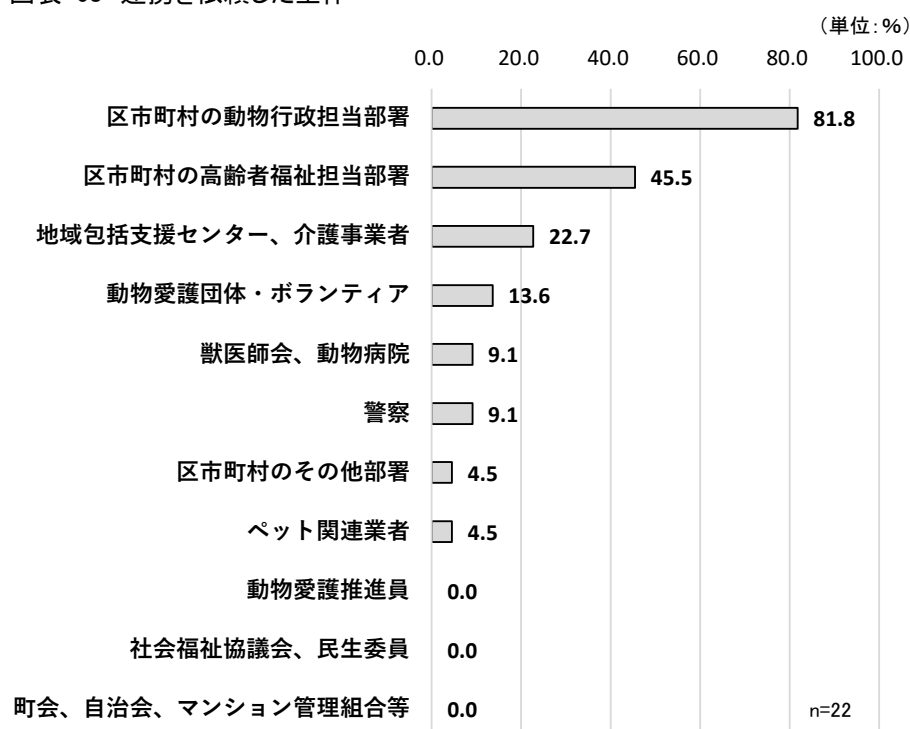
図表 67 相談への対応にあたり他機関に連携を依頼したか



☑問 2-1-1 で「1 依頼した」を選んだ方にうかがいます。  
 問 2-1-2 依頼した機関(個人含む)はどこですか。あてはまるものをすべてお選びください。[複数選択可]  
 ☑問 2-2-1 で「1 依頼した」を選んだ方にうかがいます。  
 問 2-2-2 依頼した機関(個人含む)はどこですか。あてはまるものをすべてお選びください。[複数選択可]  
 ☑問 2-3-1 で「1 依頼した」を選んだ方にうかがいます。  
 問 2-3-2 依頼した機関(個人含む)はどこですか。あてはまるものをすべてお選びください。[複数選択可]

問2-1-1、問2-2-1、問2-3-1における他機関との連携について「依頼した」を選んだ人に、依頼した機関を尋ねたところ、「区市町村の動物行政担当部署」が 81.8%で最も高く、以下「区市町村の高齢者福祉担当部署」(45.5%)、「地域包括支援センター、介護事業者」(22.7%)となっている。

図表 68 連携を依頼した主体

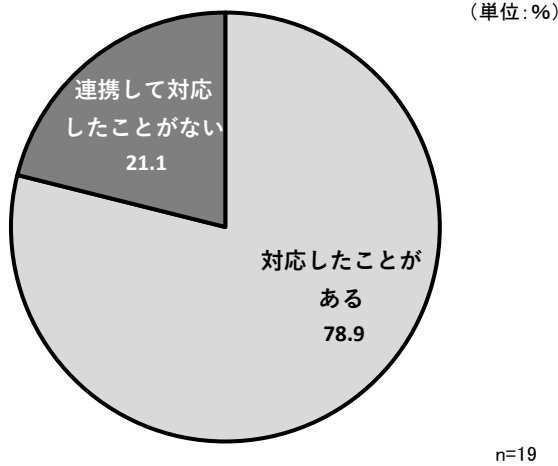


## ⑤ 高齢者福祉担当部署との連携

問3 高齢者によるペット飼育に関する問題を解決するにあたり、高齢者福祉担当部署と連携して対応したことがありますか。[1つ選択]

高齢者によるペット飼育に関する問題を解決するにあたり、高齢者福祉担当部署と連携して対応したことがあるか尋ねたところ、「対応したことがある」が 78.9%、「連携して対応したことがない」が 21.1%であった。

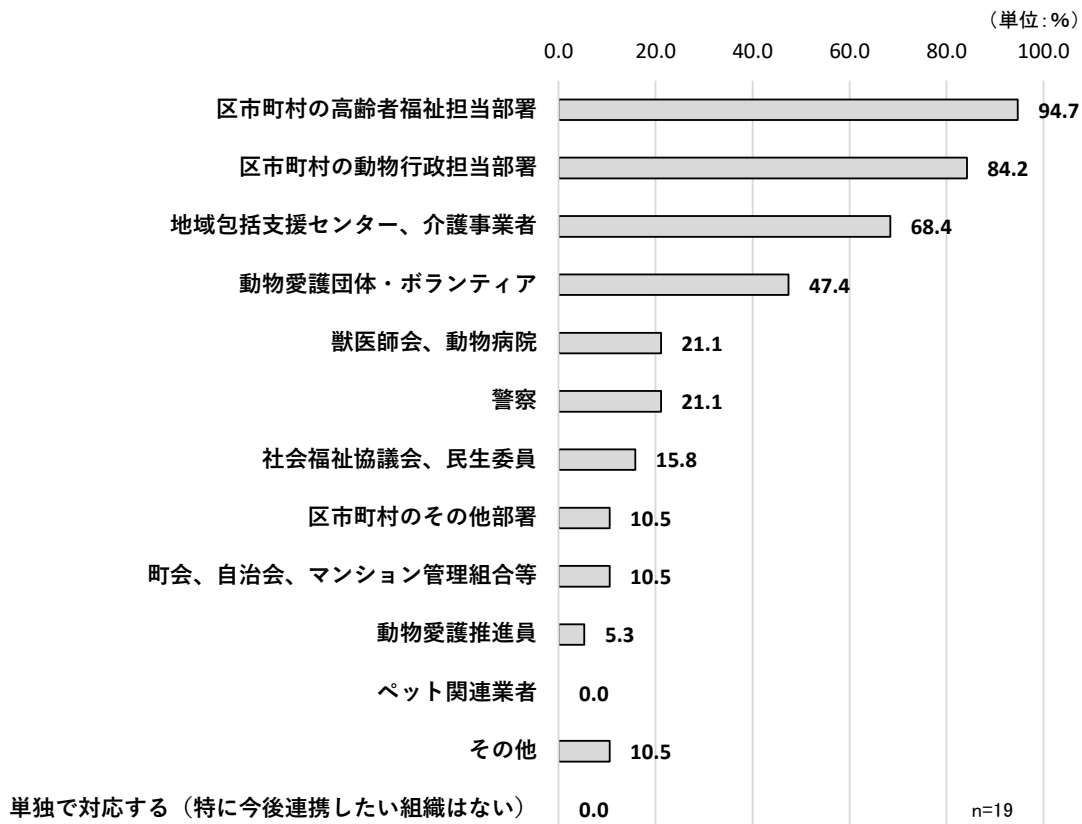
図表 69 高齢者福祉担当部署との連携



問4 高齢者によるペット飼育に関する問題について相談が寄せられたとき、対応にあたって連携が必要だと思う機関(個人含む)を5つまでお選びください。[5つまで]

高齢者によるペット飼育に関する問題について相談が寄せられたとき、対応にあたって連携が必要だと思う機関を尋ねたところ、「区市町村の高齢者福祉担当部署」が94.7%で最も高く、以下「区市町村の動物行政担当部署」(84.2%)、「地域包括支援センター、介護事業者」(68.4%)となっている。

図表 70 連携が必要だと思う主体



都内自治体の高齢者担当部署、都内自治体の動物担当部署、東京都動物愛護相談センターを対象とした3つのアンケートにおいて、今後「連携したい」(または「連携が必要と思う」)主体を尋ねており、それらの回答結果を整理してみると、以下のとおり、3者とも各主体との連携を望む割合が高くなっている。

また、高齢者担当部署が動物担当部署と連携が「取れている」と回答した割合が 43.8%、動物担当部署が高齢者福祉担当部署と連携が「取れている」と回答した割合が 44.2%となっているなど、ある程度、3者が相互に連携している状況がうかがわれる。

図表 71 今後「連携したい」主体

(単位: %)

		回答者		
		都内自治体の高齢者担当部署	都内自治体の動物担当部署	東京都動物愛護相談センター
「連携したい」主体	都内自治体の高齢者担当部署	—	74.4	94.7
	都内自治体の動物担当部署	62.5	—	84.2
	東京都動物愛護相談センター	71.9	76.7	—

図表 72 連携が「取れている」と回答した割合

(単位: %)

		回答者	
		都内自治体の高齢者担当部署	都内自治体の動物担当部署
「連携が取れている」	都内自治体の高齢者担当部署	—	44.2
	都内自治体の動物担当部署	43.8	—
	東京都動物愛護相談センター	—	46.5

## ⑥ 高齢者に係るペット問題について解決のために求められる取組や課題等

問6 高齢者が飼育するペットに関する問題について、解決のために求められる取組や課題など、ご意見をお聞かせください。

高齢者が飼育するペットに関する問題について、解決のために求められる取組や課題などについて、自由記入方式で尋ねたところ、以下のとおり 10 件の意見が寄せられた。福祉関係者や動物関係者等の連携の必要性を訴える意見(1~4)や、飼い主やペット事業者に対する啓発や法規制の強化を求める意見(5~8)、基礎自治体による取組強化を求める意見(1、5、9)などがあった。

図表 73 高齢者に係るペット問題について解決のために求められる取組や課題等(記入内容、n=10)

※回答者が入力した文章を、趣旨を損なわないよう配慮し修正・要約していることがある。

意見	
1	高齢や精神福祉など人としての問題を抱える場合には、区市町村内での取組が第一になければならない。飼養継続困難が所有権放棄にはつながらないため、問題を抱える飼い主を動物ごと一定期間見守る体制を作り、解決策を模索する必要がある。この問題を動物問題としてとらえている限り、解決策は見いだせない。
2	高齢者の場合、飼い方のアドバイスや指導をしても、行政職員と会話がかみ合わない、理解しない、拒絶する、身体が動かないため行動に移せない等の問題がある。また、認知症やうつ病を患っていたり、親族とも絶縁状態であったりしてペットの問題以前の課題が多い。動物監視員だけでなく、カウンセリングの技術を持つ人や福祉支援の知識がある人が関わり、多方面から飼い主の説得や支援を行う必要がある。
3	高齢者の人口の多い島しょにおいて、複数(多数)の猫を外飼いしている高齢者が問題になっている。不適切な飼養(餌やり)の是正が困難な上、本人の死亡もしくは長期入院時の動物の処置を考慮していないケースが多い。そのため、事例が発生してから、関係者で対応について検討することになる。発生後の連携だけでなく、常日頃からの連携強化も必要と思われる。
4	高齢者の担当部署に対してセンターの事業内容を紹介してご理解を深めていただく機会は増えてきましたが、反対に、高齢者福祉の総論、福祉のかかわり方の総論、高齢者の認知機能に関すること、説明(説得)の仕方など、我々獣医師が勉強する機会も必要だと思っています。
5	区市町村が危機感を持って主体的に取り組むべき問題だと思う。また、高齢者が無条件でペットショップや愛護団体からペットを手に入れることができないような法整備も必要であると思う。
6	高齢飼い主の意思確認ができなくなってから問題が露見した場合、対応困難なケースが多い。高齢者への適正飼養啓発の機会を増やす必要があると思う。
7	高齢者に限らず、不適正飼養のため近隣から苦情などが寄せられていても、所有権放棄を拒否するために頭数を減らすことができず解決に至らない事例や、身寄りのない方が死亡し残された犬や猫についての相談事例が対応困難である。現在の法の枠組みの中では解決できない問題であるため、国の方での検討が必要であると考えます。
8	高齢者は自分が高齢であることを武器にして、自分のことしか考えない。行政が引き取ると言っても、飼育困難なのに所有権を放棄せずに自分が死ぬまでは一緒にいたい、死んだ後のことは知らないという高齢者が多い。ペット信託ができないような高齢者はペット飼育禁止にするべきだ。無責任な高齢者が亡くなった後のペットの餓死や遺棄は多数あると思われる。
9	問題になる前に探知することが大切である。ペットの問題ではなく、高齢者が抱えるご近所トラブル、金銭問題、親族問題を解決しないと解決できない。ペットは、そのあとの対応となる。そのため、各市区町村の高齢者担当部署が探知できるようにアドバイスをすることが大切と思われる。
10	区役所が高齢者の見守りと後見を先手になっているケースでは、動物の引取りなどスムーズです。飼い主有事を予見し事前にペットに関して委任状などを確保する必要があります。

## 2. 高齢者のペット飼育に関する課題

都内の自治体の動物担当部署及び福祉担当部署や、地域包括支援センター、福祉サービスの提供者等を対象に、アンケートやヒアリングを踏まえて、本項では高齢者のペット飼育に関する課題を整理する。

### (1) 動物飼育に関する知識の情報発信

ペットとして飼われている犬や猫の寿命が 15 年程度あること<sup>7</sup>や動物(特に猫)は繁殖力が強いこと、飼育には餌代だけでなく医療費や様々なペット用品の費用もかかることなど、動物飼育に関する知識が不十分であったことが原因で、高齢者がペットを飼い続けられなくなる事例は少なくない。一方、飼えなくなったペットは保健所が引き取ってくれる、あるいは保健所に相談すると殺処分されるといった誤った認識を持っている人もいる。

アンケートやヒアリングでは、多くの自治体で飼育崩壊や飼い主の入院時等にペットが取り残される事案が発生していることを確認したが、その主要な原因として飼い主の動物飼育に関する知識不足や見通しの甘さがあるものと見られる<sup>8</sup>。高齢者のペット問題の発生を防ぐために、国、都、基礎自治体の動物行政に関わる部署においては、すでにペットを飼っている人のみならず、地域社会に対して広く動物飼育に関する情報を発信し、普及させていくことが求められる。特に高齢者の生活を支えている介護職に対しては、ペットの問題が大きくなれば、住環境や健康の悪化により、

---

<sup>7</sup> (出典)「2018 年全国犬猫飼育実態調査」(一般社団法人ペットフード協会)

<sup>8</sup> 「都内の地域包括支援センター及び訪問介護事業所を対象としたアンケート」問6～14: 訪問先におけるペットに関する問題のうち、「ペットの世話や人に譲ることにに関する相談」(55.4%)、「施設入所や死亡によりペットの行き場がない」(51.3%)はペットの寿命について、「世話をしきれないと思われる数のペットを飼育」(49.5%)、「不妊去勢手術をせず、毎年子どもが生まれている」(18.8%)は動物の繁殖力についての知識不足や見通しの甘さを主因として発生しているものと考えられる。

一方、有識者ヒアリングでは、高齢者はすべからくペットの飼育能力が乏しいと判断することは適切ではなく、そうした判断を前提とした施策には歪みが生じる恐れがあるといった趣旨の話が聞かれたが、自治体の動物担当部署の職員等が留意すべき重要な意見であると考えられる。ヒアリング内容の要旨は次のとおりである。

- ・動物担当部署の行政職員や動物愛護ボランティアが対応している高齢の飼い主は、何らかの課題を抱えている人がほとんどであることから、これら動物愛護管理の関係者は、「高齢者＝ペットの飼育は困難」と判断する傾向がある。
- ・実際、高齢者には保護した犬や猫を譲渡しない自治体やボランティア団体が多い。
- ・しかし、現実的には多くの高齢の飼い主は、自分がペットを飼えなくなった際、親族や知人に譲渡したり、老犬・老猫ホームに預けたりしており、問題となる事例はごく一部であると想定される。

人の生活にも影響が及ぶということを理解してもらうとともに、想像力を働かせながら高齢者の介護に取り組む必要があることを伝えていくことが求められよう。

## (2) 動物に関する相談先の共有

---

アンケートやヒアリングでは、地域包括支援センターや訪問介護事業所において引取手のないペットの問題が発生した場合、どこに相談すべきかわからないまま、緊急的にこれらの職員がペットを預かったり世話をしたりしているケースが少なくないことが確認された。ペットの餌代等を同僚らからのカンパにより賄い、交替で餌やりに行っていたケースもあり、介護職の業務外における時間的な負担や金銭面の負担が大きく、あるべき姿とは言い難い。

地域包括支援センターや訪問介護事業所を対象としたアンケートでは、「高齢者の飼育するペットに関する問題の解決に向けて中心に対応した個人・組織」は、「自分や自分の職場の職員」(26.0%)と回答した事業所が「高齢者の関係者(家族、親戚、友人、知人等)」(31.2%)に次いで多かった。一方、ペット問題の対応にあたった地域包括支援センターや訪問介護事業所のうち問題について「どこにも相談しなかった」事業所では、約4割がその理由として「どこに相談したら良いかわからなかったから」と回答している。

したがって、都の動物行政を担う東京都動物愛護相談センターや基礎自治体の動物担当部署においては、自らの業務内容を発信するとともに、地域の獣医師会や動物愛護団体など、問題の解決に必要な専門的な知識やノウハウを有する機関の連絡先を、ペットの飼い主や家族はもちろんのこと、当事者を支える介護職や民生委員等とも共有し、問題が発生した際に当事者や支援者がすぐに連絡や相談ができるような環境作りをしておくことが求められる。

## (3) 自治体の部署間等の連携強化

---

自治体の高齢者担当部署を対象としたアンケートでは、ペットに関する相談が寄せられたときに「単独で対応する」(19.0%)または「特に対応していない」(4.8%)とする回答が2割強あった。また、自治体に対するヒアリングでは、動物担当部署が認知している高齢者のペット問題は、高齢者担当部署が対応したペット問題の一部であるケースがほとんどであるものと推測されたほか、有識者に対するヒアリングでは、高齢者担当部署がペット問題を探知しても、同じ自治体内の動物担当部署に相談しようという発想がないこともあるのではないかとといった話も聞かれた。

訪問介護事業所や地域包括支援センターは、自治体の高齢者担当部署と業務委託関係にあることなどから、定期的に情報共有の場が設けられ、連携して高齢者の支援にあたることが可能である。一方、行政は主に縦割りの組織で業務を執行しており、高い専門性や効率性を発揮できる反面、他部署の業務内容の理解不足や他部署に迷惑をかけたくないといった気遣いから、部署間連携が進みにくい傾向がある。また、福祉行政が、対応する一人一人の事情を考慮し、いかに支えるかといった視点であるのに対し、動物愛護管理行政は、いかに法規制に従ってもらうかという視点もあることから、こうした違いを相互に理解しながら連携を進めることが必要である。

高齢者のペット問題は早期探知・早期対応が重要であり、訪問介護事業所など高齢者に近い主体から動物に関して専門的な知見を有する機関に迅速に情報が伝わることを求められる。また、飼

育てているペットに関して問題が生じる高齢者は、心身の不調や孤立、貧困など様々な課題を抱えているケースが少なくないことから、自治体の一つの部署が単独で対応するのは容易ではない。

したがって、高齢者のペット問題については、自治体の動物、高齢者、生活保護、障害者等の部署や、福祉部局と連携して活動している地域包括支援センターや介護事業者、社会福祉協議会等の間で、円滑に情報が伝達される関係作りを行った上で、それぞれの強みを生かしながら連携して対処することが求められる。

東京都動物愛護相談センターにおいては、日頃から自治体の動物担当部署と顔の見える関係を構築した上で、その対応力や専門知識を発揮し、当事者や支援者によるペット問題の解決に向けた取組を積極的に後押ししていく姿勢が求められよう。

ただし、東京都動物愛護相談センターでは人員や予算の制約もあることから、短期的には東京都動物愛護相談センターの現状が著しく変わることは考えにくい。したがって、基礎自治体においては、高齢者のペット問題への対応にあたり、東京都動物愛護相談センターの役割や現在の対応力など、実態を十分に理解した上で取り組んでいくことが求められよう。

#### (4) 東京都動物愛護相談センターの対応力強化

八王子市及び町田市を除く東京都の自治体では、動物の引取り・収容は東京都が行う事務になっており、住民から自治体にペットの引取りに関する相談があった場合は、東京都動物愛護相談センターに相談するよう案内することが多い。飼い主の健康状態等により、飼い主が東京都動物愛護相談センターに相談できない場合には、自治体の高齢者担当部署や地域包括支援センター等が東京都動物愛護相談センターに相談することになるが、地域包括支援センターや自治体の動物担当部署に対するヒアリングやアンケートでは、引取手のないペットの問題等が発生し東京都動物愛護相談センターに相談した際、財産としての動物の所有権が問題となり、即引取りに応じてもらえなかったり、交渉に時間を要するため相談できなかったりしたという回答が目立った。また、自治体の動物担当部署を対象としたアンケートでは、東京都動物愛護相談センターと連携を「取れなかった・取らなかった」と回答した人の6割超が、その要因として「連携したかったが、受け止めてもらえないと思った」を挙げた。

一方、「東京都動物愛護管理推進計画」(2021年3月改定)を見ると、東京都動物愛護相談センターについて、今後、機能強化を図ることとしており、「動物愛護相談センター整備基本構想」(2017年3月策定)では、重点的な取組が必要な事項として「新しい飼い主への情報発信と出会いの機会の拡大」や「飼育困難となった場合の相談対応力等の充実」が掲げられている。東京都動物愛護相談センターにおいては、こうした施策を実現させるべく、基礎自治体との連携に努めるとともに、地域で発生しているペットに関する問題への関与を強めていくことが喫緊の課題であると言えよう。



## (5) 動物に関する法規制を踏まえた対応

---

アンケートやヒアリングでは、法律上、ペットは財産であり、飼い主の死亡や入院等により取り残されたペットであっても、飼い主(またはその相続人)の意思確認ができないと、行政は引取り等を行わず対応に苦慮しているという意見が多くあった。また、飼い主の適正飼育促進や行政の権限拡大のための法規制強化を求める意見もあった。ただし、その場合、動物愛護管理法だけ厳しい規制を設けることでは済まず、例えば子育ての方法など、他分野にも個人に任せるべきことに国家権力による介入が強まるといった影響が及ぶと考えられることから、現実的には法規制の強化は難しい。

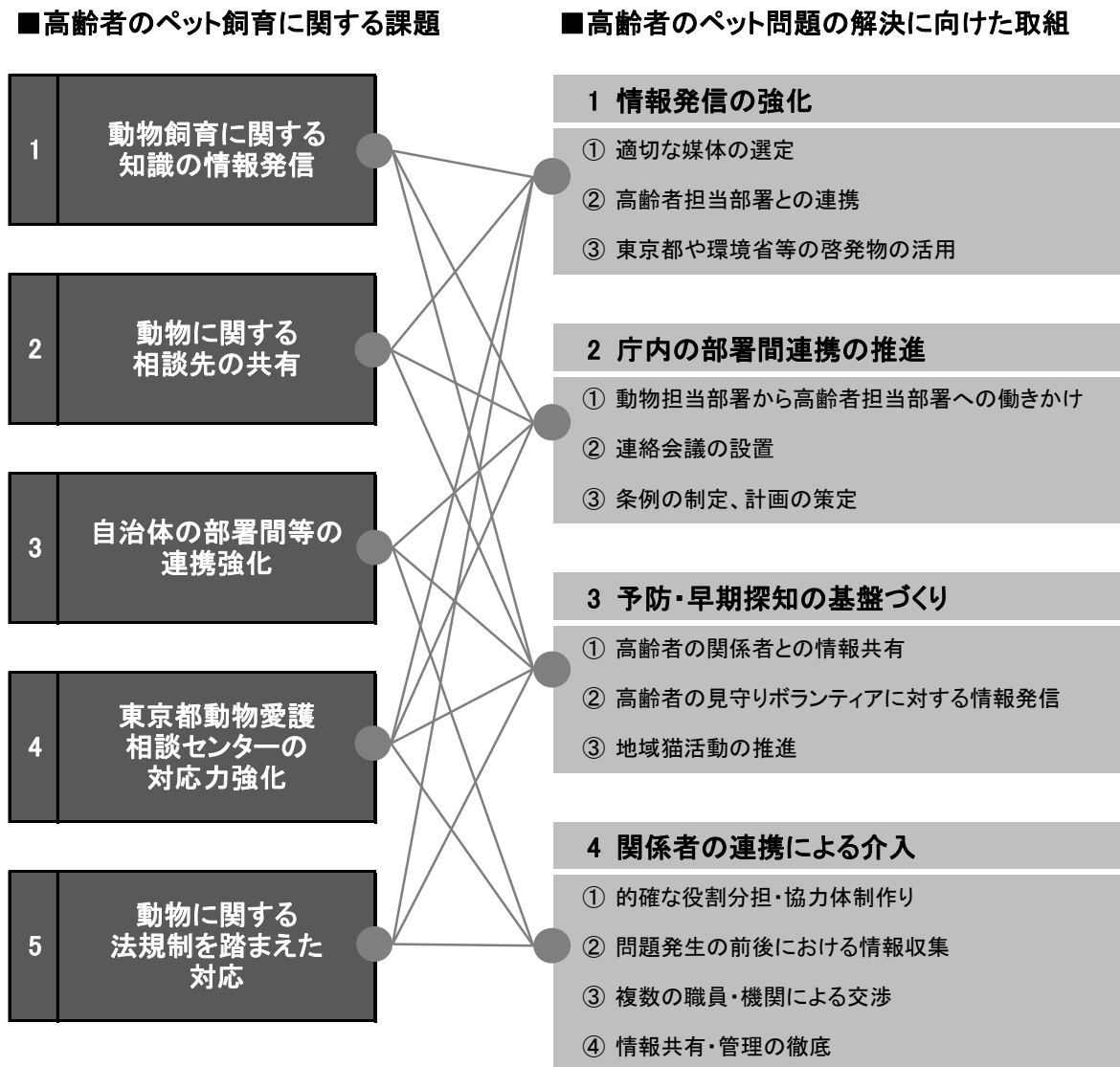
こうしたことから、ペットの適正飼育や終生飼育に関して抜本的に法規制が強化されることは考えにくく、現在の法規制を前提にペット問題への対応を考えざるを得ない。現状では、ひとたび問題が発生すれば、解決に資する手段は限られ、関係者は多大な労力を投じることを強いられる。したがって、問題の発生防止や早期探知がいかに重要であるかが改めて認識され、行政や高齢者を支援する諸機関においては、動物飼育に関する啓発や関係者間の情報共有・連携等に注力することが求められる。

## Ⅶ. 高齢者のペット問題の解決に向けた取組

前章では、高齢者のペット飼育に関する課題について抽出した。本章では、これらの課題を踏まえ、高齢者のペット問題の解決に向けた取組を、以下の4項目に分けて整理した。

なお、高齢者のペット飼育に関する課題と高齢者のペット問題の解決に向けた取組とは一対一の関係ではなく、ある一つの課題を解決するための取組は複数に渡ることが多く、反対に、ある一つの取組が複数の課題の解決に資するケースが多い。

図表 74 高齢者のペット飼育に関する課題と高齢者のペット問題の解決に向けた取組の関係



## 1. 情報発信の強化

### (1) 取組の概要

アンケートやヒアリングからは、高齢者が飼育するペットに関する問題の発生要因として、飼い主や周囲の人の動物飼育に関する知識不足や見通しの甘さがあることが確認された。こうした状況を改善するために、国、都、基礎自治体の動物行政に関わる部署においては、繁殖力や寿命等の動物の生態や、不妊去勢手術や終生飼育、ペットを飼えなくなったときの譲渡先の確保、糞尿の始末といった飼い主に求められる責任について情報発信し啓発を図ることが求められる。

この際、誰もがペットを飼う可能性はあり、また、ペットを飼育している人に介護等の形で関与する可能性があることに鑑み、すでにペットを飼っている人のみならず、広く住民や高齢者を支える機関・組織に情報を発信していくことが必要であろう。

アンケートでは、区部より市町村部のほうが高齢者のペット問題が多い傾向が見られたが<sup>9</sup>、一方で市町村部の動物担当部署においては配置される人員が相対的に少なく、一人の職員が担当する業務範囲が広い。また、動物愛護管理法では、政令指定市や中核市以外の一般市町村は、動物に関する専門職員を置くことは努力義務となっており、東京都の場合、八王子市及び町田市以外の市町村部の自治体では、獣医師資格を持つ職員は配置されていないものと見られる。したがって、東京都動物愛護相談センターにおいては、こうした状況を念頭に置いた上で、市町村部の動物愛護管理行政に係る情報発信等の取組を積極的に支援していくことが求められよう。

### (2) 取組の方法・ポイント

#### ① 適切な媒体の選定

自治体における情報発信の媒体は、区報・市報やホームページ・SNS、ポスター・チラシ・冊子、イベントなど多様である。媒体によって、情報の認知プロセスや情報量、情報更新の簡便性、情報が認知される対象等が異なる。

ヒアリングでは多くの自治体から、高齢者の場合は区報・市報が最も見られており、これらに情報を掲載すると問い合わせが増えるとか、広く情報を発信したい場合は、人の集まる場所・曜日においてイベントを開催するのが有効であるといった話があった。イベントの場合は、広報からのニュースリリースにより新聞等に掲載され、情報が拡散する効果も期待できる。

一方、高齢者の場合、インターネットの利用者は相対的に少ないが、ホームページ・SNSは即時性や情報更新の簡便性、検索が容易である点などメリットが多い。また、コロナ禍等によりイベントが開催できない場合に、オンラインによる動画配信で代替するといったことも考えられる。したがっ

---

<sup>9</sup> 「都内の地域包括支援センター及び訪問介護事業所を対象としたアンケート」問6～14: 訪問先におけるペットに関する問題について、「ある」の割合を地区別に見ると、市町村部では「施設入所や死亡によりペットの行き場がない」を除く8項目で合計の割合を上回っている。

「都内自治体の高齢者担当部署を対象としたアンケート」問1: 高齢者の相談で、ペットが関与する事案があるか尋ねたところ、「ある」が 65.6%、「ない」が 34.4%であった。地区別に見ると、「ある」は市町村部が区部を 10.6 ポイント上回っている。

て、インターネットによる情報発信を排除すべきではなく、スマホ教室の開催などで住民のICTスキルの向上を図ることに注力しながら、状況に応じて情報発信にインターネットを利用することが求められよう。

以上のように、動物に関する啓発に取り組む際は、情報を届けたい対象や情報の種類等、状況に応じて、より適切な媒体を選ぶことが重要である。

## ② 高齢者担当部署との連携

---

高齢者の啓発のためのチラシや冊子を作成する場合、動物担当部署では不慣れなこともあるので、日頃から多様なチラシ類を作成している高齢者担当部署の協力を得ることも考えるべきであろう。高齢者担当部署では、介護に関する用語や役所の用語は難しいこともあるので、高齢の住民にわかりやすい言葉を使ったり、文字の大きさや色づかいに配慮したりするなど、チラシ類作成のノウハウを有していることが多い。

また、高齢者担当部署は地域包括支援センターや社会福祉協議会、介護事業者など高齢者を支援する機関とつながりがあることから、作成したチラシ類を配布する際にも協力を得ることが求められよう。

一方、高齢者担当部署では、住民向けに生活便利帳やエンディングノートを作成しているケースが多い。そこで、動物担当部署が自らチラシ類を作成するのではなく、そうした既存の配布物の更新時に、ペットに関する情報・項目を盛り込んでもらうといった方法も有効であろう。

特に相対的に人員が不足気味の市町村部の動物担当部署においては、情報発信に関する業務を効率的に進めるために、高齢者担当部署との連携は欠かせないものとする。

## ③ 東京都や環境省等の啓発物の活用

---

自治体は予算や人員に制約があることが多いであろうから、啓発物を新たに作成する場合は、担当者の確保やコストが課題となる。また、ヒアリングでは、本来、高齢者に向けてペットの適正飼育を呼びかけたいが、情報発信の対象を高齢者に絞ることがはばかれるといった話が聞かれた。

一方、東京都や環境省では、ペットの飼い主等を啓発するためのチラシや冊子を作成しており、それらを活用すれば、迅速かつ低コストに啓発物を用意することができる。

また、全国を見渡せば、同じ課題を持つ自治体は多いと考えられることから、他の自治体で作成した啓発物を利用することも一法であろう。実際、ヒアリングでは、他の自治体で作成した啓発物を、先方の了解を得た上で修正して発信している例もあった。

したがって、効率的に情報発信を行うには、他の主体が作成した啓発物の中から、自らのニーズに適合するものを選び、積極的に活用していくことが求められよう。

図表 75 環境省(左)及び東京都(右)の高齢者向けの啓発物



(出典)左:環境省ホームページ、右:東京都ホームページ

## 2. 庁内の部署間連携の推進

### (1) 取組の概要

高齢者担当部署や防災担当部署など動物担当部署以外では、人の安心・安全を第一に考え、ペットの保護が人の福祉につながる<sup>10</sup>ことが理解されにくい。

また、動物担当部署以外では、犬や猫を終生に渡って飼育するには多額の費用がかかることや、不妊去勢手術をしなければ多頭飼育崩壊のリスクが高まること等のペットに関する知識や理解が不足していることも少なくないものと見られる。

一方、高齢者の飼育するペットの問題は、高齢者担当部署や地域包括支援センター等が関与し福祉サービスを提供している住民が当事者になるケースが多く、問題の解決には当事者を知るこれら福祉関係者の力が必要となる。

したがって、高齢者のペット問題は、動物に関する知識やネットワークを持つ動物担当部署と、当事者に関与している高齢者担当部署をはじめとする庁内の関係部署とが連携して対応しないと解決は難しいだろう。ペットの保護が人の福祉に関わると認識し、発生防止や早期探知、問題への

<sup>10</sup> [ペットの保護が人の福祉につながる典型的な例] ①高齢者が健康悪化により入院が必要になったとしても、ペットがいることやペットの世話を頼める先がないことを理由に入院を拒むことがある。また、②過去の大規模災害発生時には、ペットの飼い主が避難せずにペットとともに自宅にとどまるといった事例が見られた。①の場合、例えば行政施設や行政と動物愛護団体が連携してペットを一時的に預かることができれば、高齢者の入院が円滑に進む可能性が高まる。②の場合は、災害時は飼い主とペットの同行避難が原則となっていることを飼い主や周囲の人が認識しているとともに、避難所でペットを受け入れる十分な体制が整っていれば、避難が必要な飼い主が自宅にとどまるケースは減少するものと考えられる。

介入、再発防止のいずれの段階においても、動物担当部署と庁内の関係部署が連携して取り組むことが求められる。

## (2) 取組の方法・ポイント

---

### ① 動物担当部署から高齢者担当部署への働きかけ

---

ヒアリングでは、高齢者のペット問題が発生した際、探知した高齢者担当部署では、動物担当部署に相談することなく、地域包括支援センターや介護事業者と連携して対処することが多く、そのため、動物担当部署が認知している高齢者のペット問題は、高齢者担当部署が対応したペット問題の一部である場合がほとんどであるものと推測された。この背景には、迅速な対応が必要であるケースが多いことや、組織の壁を超えて連携を求めることへの事務的・心理的な負担があるものと考えられる。一方、高齢者担当部署を対象としたアンケートでは、「今後連携したい主体」として挙げられたのは「庁内の動物担当部署」(62.5%)が「東京都動物愛護相談センター」(71.9%)に次いで多かった。

動物担当部署は、動物に関する知識や問題への対処方法を理解し、動物愛護団体や東京都動物愛護相談センター等とのネットワークもあり、高齢者担当部署では問題解決に向けて連携を期待している。したがって、動物担当部署においては、高齢者のペット問題を探知した際には、情報共有するよう、高齢者担当部署に積極的に働きかけることが求められる。具体的には、動物担当部署が利用しているペット飼育に関する高齢者向けの啓発物を高齢者担当部署に提供したり、高齢者担当部署が管轄する福祉関係者の会議に参加し動物関連施策や問題事例を紹介するといった方法が考えられよう。

ただし、特に動物に関する専門職員が配置されていない市町村部の自治体においては、動物担当部署が単独で高齢者担当部署を支援することが難しい場合には、東京都動物愛護相談センターに協力を依頼することも必要であろう。その際、東京都動物愛護相談センターにおいては、基礎自治体の要望を真摯に受け止め、当該自治体の動物担当部署や高齢者担当部署と連携しながら積極的に支援していくことが求められよう。

### ② 連絡会議の設置

---

高齢者のペット問題で苦慮した経験のある自治体の中には、関係部署が連携して対応する必要性を認識し、連絡会議を設置している自治体が見られる。たとえ年に1回でも定期的に連絡会議を開催すれば、会議設立の経緯を振り返る機会となり問題意識を持ち続けることができるし、他の部署の担当者との「顔の見える関係」を維持し問題が発生したときに円滑に連携できる可能性が高まる。

自治体では人事異動があるため、担当者の交替に伴い、転出する職員個人に帰属していた経験や知識の喪失により組織としての力が低下することは避けられないだろう。特に市町村部の動物担当部署においては、配置される人員が相対的に少ないため、ベテランの職員の転出によりペット問題への対応力の低下が起りやすく、実際、ヒアリングでもそうした事例が確認された。

しかし、高齢者のペット問題について連絡会議が設置されていれば、議事録や会議資料によっ

てペット問題に関するノウハウの継承がしやすくなったり、他部署とのネットワークや問題意識が維持されたりといった効果が期待できる。過去の問題事例の共有や担当者の顔合わせ程度の連絡会議であれば、各部署とも大きな負担にはならない一方、高齢者のペット問題への対応力を高められる。部署間連携を安定的なものとするとともに、いざ問題が発生したときに苦慮することがないよう、連絡会議の設置により庁内で円滑に連携できる関係を構築しておくことを検討すべきであろう。

一方、庁内の職員のみが参加する会議を継続する場合、どうしても情報が限定され、マンネリ化する懸念もある。そこで、時には東京都動物愛護相談センターや獣医師会等を招き、より専門的な見地からの情報提供や助言を得ることも求められよう。

### ③ 条例の制定、計画の策定

条例により多頭飼育の届出制度を設けている自治体があるが、届出制度があること自体を知らない住民が多いことなどからその効果については否定的な意見もある。一方、届出制度を条例で定める場合、首長や議員が多頭飼育をはじめとするペットをめぐるトラブルについて問題意識を持つことになるのに加え、自治体職員も部署を問わず問題の所在を認識するといった効果が期待できる。動物担当部署が他部署に連携を働きかける際、条例の制定により庁内におけるペット問題に関する認識がある程度共通していれば、理解を得やすいだろう。

また、基礎自治体において動物愛護管理の推進に関する計画を策定している例が見られる。計画は動物愛護管理に関する住民や行政、関係者の行動指針として、庁外の有識者や住民等の意見を踏まえて策定されるものであることから、動物担当部署が他部署に連携を働きかける際の根拠としても活用できよう。

条例や計画は、庁内のみならず地域全体が問題意識を共有し、連携するための拠り所となるものであり、制定・策定時にはその目的や経緯、具体的な内容等が地域に発信される。また、定期的に見直しや進捗管理を行うことが想定されることから、長期に渡って問題意識を共有できる。条例や計画の制定・策定には多大な時間や労力を要するが、大きな効果が期待されることから、ペット問題の未然防止や円滑な解決に向けて取組を検討することが求められよう。

## 3. 予防・早期探知の基盤作り

### (1) 取組の概要

高齢者の飼育するペットに関するトラブルでは、ペットの譲渡に関する当事者等の意思確認の問題や、譲渡が可能な場合においても引取手が見つからないといった問題が多く発生しており、その解決に向けた手段は限られることから、関係者は対応に苦慮することとなる。したがって、問題の発生をいかに防止するかが重要であり、また、対応が遅れれば、ペットが繁殖して増えたり当事者の健康状態が悪化したりし問題が深刻化するため、早い段階での探知が求められる。日頃、当事者の支援等に当たっている関係者も含め、官民連携の下で問題の発生予防や早期探知に向けた基盤作りが必要である。

## (2) 取組の方法・ポイント

---

### ① 高齢者の関係者との情報共有

---

ケアマネージャーや訪問介護士、ケースワーカー等は、定期的に高齢者の自宅を訪問する機会があることから、ペット問題を最初に探知する可能性が高い。また、近隣住民や民生委員、大家等もペットの悪臭や鳴き声から問題の発生に気付くことができるだろう。したがって、自治体の動物担当部署においては、当事者の周囲にいるこうした主体に対し、動物の生態(繁殖力や寿命等)や問題を生じさせる当事者の特徴(健康状態悪化、周囲からの孤立、アニマルホルダー<sup>11</sup>、経済的困窮等)、問題事例などについて伝えるとともに、異変に気付いた場合は通報してくれるよう依頼する必要がある。この際、通報については、探知することが重要なので、通報内容が間違っているという事実をアピールするといった工夫も求められよう。

また、動物担当部署ではこうした情報共有にあたり、当事者の周囲にいる主体とつながりのある地域福祉関係の部署に協力を求める必要があるだろう。地域包括支援センターや民生委員は定期的に会議を行っている。また、福祉関係者に加え、地域の学校や薬局等も参加することがある地域ケア会議もある。このような会議に関わっている地域福祉関係の部署に協力を求め、そうした場で定期的に情報共有を図ることが求められる。

一方、ヒアリングではペット飼育不可の公営住宅において高齢者のペット問題が発生している事案が多く確認された。したがって、公営住宅を管理する部署に対して、問題の発生予防や早期探知について協力を求めることも必要であろう。

### ② 高齢者の見守りボランティアに対する情報発信

---

自治体が新聞販売店やガス・水道事業者、宅配業者、コンビニエンスストア、薬局など地域の事業者と高齢者の見守りに関して協定を締結している例は多い。高齢者の見守りへの協力は大きな負担があるということはなく、むしろ参加することにより事業者のイメージアップの効果をえられる。また、住民を対象に高齢者の見守りボランティアを募り、研修を行った上で登録している自治体もある。こうした高齢者の見守りに協力する事業者や住民に対しても、高齢者のペット問題について情報発信することは、問題の予防や早期探知に有効であろう。

事業者、住民いずれの場合も、参加者を集めて定期的に連絡会議が開催される例が多いことから、動物や高齢者の担当部署においては、見守りボランティアに関する事業を担当する部署の協力を得ながら、そうした機会をとらえて情報発信を行えば効率的であろう。

### ③ 地域猫活動の推進

---

地域猫活動は一般的な仕組みは次のとおりである。まず、自治体が作成したガイドラインに基づいて住民の有志が地域猫活動団体を組織する。団体は活動について自治会等に説明し理解を得た上で、場所・時間を決めた餌やりやトイレの設置、清掃等を行う。さらに、野良猫に不妊去勢手術

---

<sup>11</sup> 自らの飼育能力を超えた数の猫や犬等を飼ってしまい、飼育崩壊の状態になったとしても、手放すことができない人のこと。



をするなど適切な管理を行うことで繁殖が防止され、野良猫の数が減る。

自治体は猫は室内で飼育することを推奨しており、地域猫活動は飼い主のいない猫を減らすことが目的である。しかし、現実には飼い主のいない猫による生活環境被害に関する苦情が寄せられる自治体は依然として多いことから、そうした自治体では当面は飼い主のいない猫対策として効果が期待できる地域猫活動を推進することが求められる。

地域猫活動を推進することにより、活動に参加する住民はもちろんのこと、活動が行われる自治会の住民も動物行政や動物の生態について理解するため、地域で見慣れない猫がいたり、子猫が増えていたりすれば、探知できる可能性が高まる。したがって、地域猫活動を推進すれば、地域の生活環境の改善や猫の保護に加え、高齢者に限らず屋外で無責任な餌やりを行い猫の数を増やしてしまう人の探知能力の向上も期待される。地域猫活動に係る事業を担当する動物担当部署においては、こうした利点も念頭に置きながら、事業の推進に取り組むことが求められよう。

## 4. 関係者の連携による介入

### (1) 取組の概要

飼育しているペットに関して問題が生じる高齢者は、ペット以外にも、心身の健康や生活衛生環境、周囲との関係性、経済状況など様々な面で課題を抱えていることが多い。こうした高齢者の場合、自治体の動物、高齢者、生活保護、住宅等の部署や地域包括支援センター、訪問介護事業者、社会福祉協議会、民生委員、近隣住民、警察・消防など、支援を行っている機関・組織は少なくない。また、各機関・組織が個別に対応した場合、ある機関の問題が解決しても、他の機関の問題は放置されたり、むしろ悪化したりといったことは起こり得る。

したがって、高齢者のペット問題への対応には、関係する機関・組織が、それぞれの強みを生かし、情報共有を図りながら、連携して取り組むことが求められる。また、八王子市及び町田市を除く東京都の自治体の動物担当部署は獣医師の配置が義務づけられていないことから、動物の治療など専門的な対応が必要な場合は、地域の実情に詳しい獣医師会や東京都動物愛護相談センターに協力や助言を求めることも必要であろう。東京都動物愛護相談センターには、問題解決に向けて能動的に取り組む姿勢が求められる。

一方、問題が収束したとしても、当事者がペットを飼い続けている場合は再発する懸念があることから、問題再発の兆しを見逃さぬよう、関係者の連携の下、当事者を継続的に見守っていくことが求められる。

### (2) 取組の方法・ポイント

#### ① 的確な役割分担・協力体制作り

ヒアリングにより確認されたペット問題の当事者は、健康状態や家族の有無、経済状況、住環境等が様々である。一方、支援する側も、人によって業務経験やペットに関する知識等には差があり、例えば同じ社会福祉士の資格を有する職員間でも、それまでに配属された部署や仕事の内容、対応した住民の属性等によって得意分野や強みは異なる。

したがって、高齢者のペット問題では、関係者間の協力体制に決まった形があるわけではなく、

当事者や支援者の状況に応じてケースバイケースとなる。問題解決に向けて支援する主体においては、相互に経験や強みを十分に理解した上で、的確に役割を分担して行動することが求められる。

特に当事者との交渉には、日頃から支援を行っているケアマネージャーや介護職員、ケースワーカー等が対応したり同行したりすることが求められる。こうした職種においては、高齢者との話の仕方・聞き方について経験や研修により修得しており、円滑なコミュニケーションが期待できる。「保健所＝殺処分」と誤認している高齢者もいることから、当事者との信頼関係が構築できるまでは動物担当部署の職員は交渉役への情報提供等の面で協力するのに止めておくといった対応が無難であろう。

## ②問題発生の前後における情報収集

アンケートやヒアリングでは、高齢者の入院等に伴いペットが取り残されるケースが多数確認されたが、ペットは法的には財産であり、公的機関であっても飼い主の承諾なしに預かることはできない。しかし、飼い主が認知機能の低下した人の場合など、意思確認ができないケースでは、関係者は打つ手がなくなり対応に苦慮することとなる。

この対策としては、自治体の動物担当部署が、高齢者担当部署と連携しながら、ペットの飼い主が自分に万一のことがあった場合の連絡先やペットの取扱い等を記しておくエンディングノートの普及を進めることが有効であろう。

一方、問題が発生してからしばらくした後、飼い主に家族や後見人がいることがわかり、問題が一気に解決に向かった事例も散見される。したがって、当事者の関係者においては、問題の初期段階で、近隣住民や民生委員、大家、病院、警察・消防など、当事者に関する情報を知り得る者に対して、出入りしている人や見舞いに来る人がいなかったのか、当事者から手掛かりになる情報を聞いていないかなど、問題の解決に向けて必要な情報を収集することが求められる。

## ③複数の職員・機関による交渉

ヒアリングでは、飼い主と問題の解決に向けた交渉を続ける中で、相手の発言が二転三転して苦慮したという話が聞かれた。このように発言を簡単に撤回する人との交渉では、一人で対応すると「言った」「言わない」といった行き違いになりやすい。そうなると担当者としては責任を感じたり、過度にストレスを抱えたりすることも想定される。したがって、相手とのトラブルを防止するとともに、発言を撤回させることなく効率的に交渉を進めるためには、複数の職員で対応することが求められるよう。

また、複数の機関・組織と一緒に当事者を訪問し交渉を行うことは、当事者を動かす可能性を高めると考えられる。すなわち、関係者の同行訪問により、複数の機関・組織が同じ考えを持って交渉しようしているということが当事者に伝わり、関係者の解決に向けた意思の強さを示すことができる。当事者が問題を解決したいと考えている場合には、多くの組織・機関が関われば、自分の希望を踏まえた解決策が見つかるかもしれないといった思考が働くことも期待できる。

さらに、前記「②問題発生の前後における情報収集」において、当事者に関する情報を知り得る者に対して情報提供を依頼する際も、複数の機関・組織で対応することにより、相手の協力を引き出す効果を期待できよう。

#### ④ 情報共有・管理の徹底

---

複数の機関・組織が当事者と交渉する場合、各機関等によって当事者への回答が異なると、混乱させたり、不信感を持たれたりする可能性があり、そうした場合、その後の交渉が著しく停滞する恐れがある。したがって、当事者に伝えた事項を関係する機関等に共有し、回答を統一することが求められる。

一方、一つの機関等が当事者やその家族等から聞いた情報が他の機関等に伝わっていることが当事者等に知られると、やはり信頼を失い、交渉の継続が難しくなることが考えられる。したがって、当事者等から話を聞き、その情報が他の機関等に共有すべき内容である場合は、他の機関等に伝えることについて当事者等の了解を得ておくことが求められる。

また、当事者等との交渉内容は、基本的に各機関・組織において記録することが想定されるが、秘匿の必要性が高い情報の記録については、関係機関と共有する場合は、協力して問題の解決に努めている機関であってもその場だけで提示し回収するといった工夫も求められよう。

この報告書は、東京農工大学が調査を委託した株式会社ちばぎん総合研究所からの調査報告書を基に作成したものです。

## 高齢者のペット飼育に関する調査報告書

---

2023年1月発行

発行 国立大学法人東京農工大学 人と動物の共生社会推進プラットフォーム  
〒183-0057 東京都府中市幸町 3-5-8

---